

「厚生労働省改革の工程表」を受けて取り組んだ事項 参考資料一覧

平成 21 年 4 月 28 日

「厚生労働省改革の工程表」を受けて取り組んだ事項に記載されている主な指針等は以下のとおり。

- ① 「政策立案への国民・当事者のニーズを反映させるための改善策」
- ② 「平成 21 年度広報広聴基本指針」
- ③ 「国際関係情報収集・発信機能向上プラン」
- ④ 「「国際関係情報収集・発信機能向上プラン」実施ガイドライン」
- ⑤ 「国立社会保障・人口問題研究所等の機能強化及び厚生労働科学研究費の在り方に関する改善方策」
- ⑥ 「審議会運営の留意事項」
- ⑦ 情報公開法及び個人情報保護法に係る開示・不開示マニュアル
- ⑧ 「制度改正の試算の前提などの公開のルール化を検討するための体制の在り方」
- ⑨ 「「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第 2 期）」
- ⑩ 「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成 21 年度）」
- ⑪ 「接遇マニュアル」
- ⑫ 「窓口や現場における職員の資質向上関係の検討事項について」
- ⑬ 「厚生労働省苦情相談対応基本要領」
- ⑭ 「24 時間、365 日の危機管理体制に関する方策及び健康危険情報の収集分析機能強化等の取り組みについて」

政策立案への国民・当事者のニーズを反映させるための改善策について

1. 標記事項については、「厚生労働行政の在り方に関する懇談会」による中間まとめを踏まえ、審議会等を含めた政策立案の検討プロセスにおいて、根拠となるデータを更に確かなものとし、国民（特に、制度・事業の対象となる当事者）のニーズを一層的確に反映させるための改善策を講ずる必要がある。
2. そのため、以下の2点に掲げている事項について、各部局ごとに改善策を検討し、取り組むこととする。

○ 政策立案のエビデンスの収集・把握の方法の改善策

政策立案のエビデンスの収集・把握の方法を改善するため、例えば以下に挙げるとような改善策を各部局の状況に応じて検討し、従前の取組も含めその検討を踏まえた対応を行うこととする。

(例)

- ・ 公式統計以外の委託研究の実施と活用
- ・ 民間シンクタンク等の調査結果や研究者の論文の収集と活用の充実
- ・ 関係学会の論文等の収集と活用の充実
- ・ 地方公共団体や地方組織からのアドホックな情報収集
- ・ 地方公共団体における統計調査の収集・活用

○ 国民・当事者のニーズ把握と政策への反映に関する改善策

国民・当事者のニーズを把握し、政策へ反映させるため、別にお示しする「審議会運営の留意事項」における「審議会・検討会の当事者参加、当事者意見の反映について」や以下に挙げる例を踏まえ、各部局において具体的な対応を検討し、実施する（審議会の運営の見直しと同内容でも可）。

(例)

- ・ ルール化されたパブリックコメント以外の意見募集（中間段階でのパブリックコメント）の実施・パブリックコメント自体の意見又は回答を審議会等に報告
- ・ 中間段階で関係学会から意見表明の機会を設ける
- ・ 審議会等以外の場における意見交換会の実施（例えば、制度・事業の対象となる当事者との意見交換会）の実施及びその結果の審議会等への報告
- ・ 審議会等委員以外の者を対象とした審議会等におけるヒアリングの実施

平成21年度 厚生労働省広報広聴基本指針
～『知りたい』に応え、『伝えたい』を形にする～

平成21年4月7日

広報戦略会議

1. 基本指針の趣旨

- 厚生労働行政は、国民に最も身近な行政分野であることから、国民の理解と納得なしには施策を円滑に実施することはできない。また、そのためには、施策の企画立案に当たっては国民の声に耳を傾け、反映することが不可欠である。しかし、長寿医療制度の施行時における混乱に見られるように、国民に対して政策内容を十分に説明してきたのか、そもそも国民の声を幅広く聞いてきたのか、といった指摘を受けているところである。
- 「厚生労働行政の在り方に関する懇談会」の最終報告においても、「国民のニーズ等を的確に把握するための行政」と「国民の理解と納得を得るための行政」が、行政運営の在り方として求められている。具体的には、「国民のニーズの変化を的確に把握し、当事者として国民の積極的参加を広く促し、その意見を政策や事業へ的確に反映させていくべき」として、「国民の視点から見た政策立案能力の抜本的引き上げが急務」と指摘されるとともに、「国民に対し、国民各層の目線に立ってわかりやすい説明を繰り返し試みる必要がある」との観点から、「直面する問題の本質が正確に国民に理解されるよう」「情報発信に関する手法を改善する一方、国民と情報を相互にやりとりする体制を構築すべき」と指摘された。
- このため、これまでの意見の聴取や情報提供について改めて見直し、「知りたい」に応え、「伝えたい」を形にする必要がある。まず、広聴の機能強化をはかり、国民各層がどのような情報を求めているのか、ひいては、厚生労働行政に何を望むのかについて感度を高め、政策に反映させていかなければならない。その上で、問題の本質が正確に国民各層に伝わる広報を考え、実践していかなければならない。
- 平成21年度は『知りたい』に応え、『伝えたい』を形にすることを軸として、厚生労働省広報広聴基本指針を定め、全部局がこれに留意しつつ、積極的に広報広聴を進めていくこととする。

2. 「『知りたい』に応え、『伝えたい』を形にする」ために

<基本姿勢>

- 伝えれば終わりという姿勢を改め、情報の受け手の立場に立ち、何を伝えるべきかを把握し、わかりやすい広報を実践する。
- 職員一人ひとりが、厚生労働省の広報広聴パーソンであるという意識を持ち、国民ニーズを的確に捉える感度を磨くとともに、積極的に情報発信を行う。

<重点的に実施すること>

(1) 意思疎通の機会の積極的な設定

- ① 厚生労働行政モニターの活用
 - ・ モニターからの自由意見の提供を受けるだけでなく、各部局が特定の政策課題等について意見を求めたり、直接意見交換を行う会議を開催したりすることなどにより、政策立案やその検証に役立つよう運用を工夫する。
- ② 国民レベルでの意見交換の実施
 - ・ 新たな制度の施行等の際し、地域において国民が参加する説明会を開くなど国民と直に意見交換する機会を積極的に設け、政策に対する理解を求めるとともに、今後の政策立案の参考とする。
- ③ 自治体等に対する情報提供、情報収集の実施
 - ・ 定例の担当者向けの定例の会議の他、地方自治体や出先機関向けの説明会などを計画的に実施し、必要な情報を過不足なく伝える。
 - ・ 自治体等の職員の意見聴取や自治体等と協力した「定点観測」などにより現場の情報を厚生労働省が把握できるような取り組みを推進する。

(2) 国民のニーズ、情報を共有する仕組みの確立

- ・ 問題の発生に対する感度を高め、迅速かつ適切に対応できるよう、日頃の国民からの相談や苦情、或いはメディアにおける報道など厚生労働行政に係る情報を組織全体として共有し、活用できる仕組みを構築する。

(3) わかりやすい情報提供

- ① ホームページを通じた分かりやすい情報提供
 - ・ 国民が「知りたい」最新の情報に容易にたどり着き、疑問に的確に応えられるように、ホームページのレイアウトやコンテンツの見直しを行う。その一環として、省内有志からなる「ホームページモニターチーム」により、「見やすさ」、「わかりやすさ」、「使いやすさ」の観点から、定期的な点

検を行う。また、各部局においては、所管する政策や制度の基本的な考え方や仕組み、あるいは懸案となっている事項についてわかりやすく説明するページを作る等の工夫をする。

- ・ 苦情や疑義照会などを分析し、適宜 FAQ（「よくあるご質問」）の見直しを行う。

② 機関誌の発行形態の見直し

- ・ 厚生労働省の機関誌である「厚生労働」について、読者ニーズに的確に応え、読みやすくするよう発行形態を見直す。

③ パンフレット、資料の改善

- ・ 制度や施策に係るパンフレットや各種資料については、国民（施策の対象者や利用者）から見て、「わかりやすく」「読みやすく」なるよう、表現やレイアウト等を工夫する。また、配布先等の意見を求めるなどして周知効果の把握に努める。

(4) 情報提供のための手法及び技能の向上

- ・ 国民の「知りたい」に応え、また、「わかりやすく」伝えるためには、職員の意識改革と技能（スキル）向上が必要であることから、職員に対して広報広聴に係る研修を実施する。
- ・ 災害・健康被害など緊急時における危機管理の一環として、国民が必要とする情報を迅速かつ確実に伝えるために手順について検討する。

(5) 計画的な実施と定期的な点検

- ・ 各部局においては、広報広聴活動を施策の企画立案及び実施における一連の作業プロセスに埋め込み、計画的に実施する。また、広報広聴活動について進捗状況を管理するとともに、周知度・浸透度についても把握するよう努める。さらに、進捗状況、周知度・浸透度等については、広報戦略会議及び広報委員会に報告する。
- ・ 広報戦略会議及び広報委員会においては、各部局における広報広聴活動の実施状況の報告を受けるとともに、各部局における先進的事例などについては他部局に紹介する等情報を共有する。また、各部局の広報広聴活動について事後的な評価を行い、今後の改善に役立てる。

厚生労働省 国際関係情報収集・発信機能向上プラン（2009年4月改訂）

分類	事項	内容	対応者	時期
情報収集の強化	海外情報のストック	各国の社会保障・雇用政策にかかる情報(日本語)(アタッシェの分析情報、審議会等での各国比較、制度説明資料、雑誌掲載情報等)を体系的に収集・蓄積する。	国際課海外情報室	現在も実施。引き続き充実を図る。
		①各国の基礎情報は、国別に「基礎資料集」としてファイリングしているところ(30か国分あり)。 ②海外事情に関する雑誌、記事については、一定年数保管して省内の閲覧に供する。	国際課海外情報室	現在も実施。引き続き充実を図る。
		①各局の審議会等で作成した海外情報にかかる資料も国際課との共有を図る。 ②国際関係情報の継続的な保管・蓄積のルール作りを行い、年度計画へ盛り込む。	各部局	2009年4月から
情報収集の強化	国際会議等の成果の共有	出席した国際会議の結果について、省内共有文書領域への掲載や報告会を通じ、共有する(会議結果、議事録など)。	国際課各係(掲載は企画係)	2009年4月から
情報収集の強化	情報収集手段の多角化	1. 委託調査等を有効に活用した国際情報の収集とその成果の共有。	各部局	2009年4月から
		2. 情報収集能力の強化と人脈形成を念頭においた国際会議、要人往訪、アタッシェ会議等への積極的な参加。	各部局	2009年4月から
		3. 国際機関データベースや外国論文データベースサイトへの入会、登録を行い、職員の随時の閲覧を可能とする。	国際課各部局	2009年度以降順次実施
情報収集の強化	危機管理情報への対応	危機管理上の方法入手した場合の伝達・共有のプロセスを明確化する。	各部局 ※主に健康局、医薬食品局、食品安全部、安全衛生部。	2009年4月から
情報収集の強化	公電の管理・活用	省内活用に資するよう、公電のリスト化を行う。	国際課海外情報室(海外情報係)	2008年11月から実施済み。
情報収集の強化	各国情報リソースの集約	ウェブ等での情報収集をより円滑に行うため、主要国の行政組織の一覧及び各国情勢に関する有用な情報が得られるウェブサイトのURLをリスト化して省内へ提供する。	国際課企画係(アタッシェへの協力要請)、海外情報室(海外情報係)(取りまとめ)	2009年4月中
		1. 在外公館等に派遣されている厚生労働省職員(以下「アタッシェ等」)の一覧リストを作成し、省内に共有する。	国際課(企画係)	2009年4月

情報収集の強化	アタッシェ等の情報収集機能の活用	2. 主要国のアタッシェの協力に基づき、定期的な情勢報告を行う(3ヶ月に一回、アタッシェが派遣先国の社会保障、労働情勢の概括的動向について公電配信など。)	国際課(企画係) アタッシェの協力	2009年5月から
		3. アタッシェ・留学生の在外活動の成果について幅広く共有するための帰国後報告会を実施する。	国際課(企画係) 帰国者	2009年夏から実施
情報収集の強化	情報収集のためのネットワーク形成	1. 適切な規模のアタッシェ会議等を軸とした在京大使館アタッシェ等との人脈形成と情報ネットワークの整備。	国際課海外情報室	2009年5月(在京アタッシェのリスト共用化は5月、会議開催は年度内)
		2. 各国の制度や政策に詳しい有識者のネットワーク作りを行い、組織的に管理することを検討。	国際課(企画係)	2009年9月までに実施
		3. 各国の当局関係者や学者等のネットワーク作り(他国有識者の招聘等を含む)を検討。	国際課・アタッシェ各部署	2009年度中に実施
情報発信の強化	英文厚生労働省白書の作成	厚生労働白書の英語版を作成し、ウェブ上に掲載する。(2008年度:第2部及び資料編(保健、医療、介護))	国際課海外情報室(海外広報係)	2008年度内(完成した章・節から順次HPにアップ)(一部は2009年度)
情報発信の強化	施策説明用英語資料の蓄積と英語版厚労省ウェブサイトへの掲載	1. 海外要人往訪、照会対応等に際し、各部署にて英文資料やパンフレット英訳版を作成した場合は、当該資料を国際課に登録する。	各部署	2009年2月から実施開始
		2. ①上記1にて登録された資料を収集・蓄積し厚労省HPに掲載するとともに、在外アタッシェに提供。 ②半年毎に新規・更新の有無を確認して常に最新の状態とする。	情報収集、配布:国際課企画係 pdf作成、HP掲載:国際課海外情報室	2008年12月に実施済み。 2009年4月以降も随時実施。
情報発信の強化	厚労省HPにおける国際業務の紹介	厚労省HP(日本語)「行政分野ごとの情報」における国際業務の情報発信の充実強化を図る。	国際課各係	2009年5月から
		You Tube厚生労働省チャンネルを積極的に活用する。	各部署、国際課	2009年2月に掲載。以降も随時実施。
国際業務の円滑化	外国人等からの照会対応の効率化	外国人等から英語等で照会があった場合の処理方法について、各局の負担軽減と効率化の観点からルール化を行う(国際課に照会があった場合、メール形式で各局に伝達)。	国際課(企画係)	2009年4月

アタッシェ 活動支援	調査訓令のルールづくりと周知	1. 調査訓令を行う場合の統一的なルール(質問の書き方、背景説明等)を整理し、必要に応じ、各局に配布・周知する。	国際課(企画係)	2009年4月中。
		2. 各部局から四半期毎に調査訓令、現地調査予定の事前登録と調査テーマの提示を行う。	国際課(企画係)	2009年4月から実施
アタッシェ 活動支援	現地調査・調査訓令のフィードバック	現地調査・調査訓令を行った場合、協力したアタッシェ等に対し、依頼部局において、各国回答を取りまとめ、アタッシェに送付する。	各部局	直ちに実施
アタッシェ 活動支援	アタッシェ省内研修の見直し	より実践的で、アタッシェのニーズに対応した省内研修の在り方に見直す。その際、在外公館等勤務経験者に対し、在外公館にて必要とされた知見について調査を行い、取りまとめる。	国際課(企画係)	2008年度から実施 (12月と1月の2日間にわたって開催)
アタッシェ 活動支援	ニュースレターの充実	在外スタッフとの情報媒体である「ニュースレター」をより充実したものとし、アタッシェ等及び省内に配付する。	国際課(企画係)	ニュースレターを「GAZETTE」としてリニューアルし、実施済み(2008年12月)。
人材育成	国際業務対応のための職員育成等の検討	1. 英語研修の充実・強化の検討(人事課と連携)	国際課	2009年度以降順次実施
		2. 国際情報の収集等を円滑に行える人材の育成の積極的推進。その際、職員への研修の充実・強化を検討(人事課と連携)	国際課	2009年度以降順次実施
		3. 外国語資料作成、翻訳のチェックを行う体制(英語翻訳のための嘱託職員の設置等)の整備を検討	国際課	2009年度以降順次実施

※これらの取組は、国際課内に設置した「情報収集・発信チーム」において、推進・フォローアップを行う。



平成 21 年度「国際関係情報収集・発信機能向上プラン」 実施ガイドライン(手引き)

平成 21 年 3 月 4 日作成
省内改革推進 PT 事務局

○ 趣 旨

本ガイドラインは、「厚生労働行政の在り方に関する懇談会中間まとめ」(平成 20 年 12 月 25 日)の指摘事項及び「厚生労働省改革の工程表」(平成 21 年 2 月 24 日)を踏まえ、『国際関係情報収集・発信機能向上プラン』に基づき、各部局における取組を計画するに当たってのガイドライン(手引き)です。同プランでは、官房国際課と各部局において取り組むべき事項について、役割分担を示した上で、提示する予定としています。

ここでは、各部局において取り組むべき事項について、①当面着手すべき事項と、②可能な限り取り組むべき事項を記載します。①は、各部局において、特段の支障のない限り、原則として着手していただきたい事項、②は、必要に応じ、実施することが望ましい取組を例示するものです。各部局の組織・業務形態に応じて工夫を加えつつ、具体的な取組内容や時期は策定していただきたいと考えています。

なお、本ガイドライン(手引き)は、省内の取組の進捗状況を見極めつつ、適宜追加・修正していくことを想定しています。また、在外公館等のアタッシェ等への協力要請を含め、官房国際課において措置すべき事項は、上記プランにて別途お示しします。

上記「厚生労働行政の在り方に関する懇談会中間まとめ」においては、政策の立案を根拠に基づくものにするため、国際情勢の把握、国際比較の実施などグローバルな視点から情報を把握し、それを政策へ反映させることの重要性が指摘されています。

このガイドライン(手引き)がこの趣旨に沿って活用されることを期待します。

1. 国際関係情報を継続的に蓄積・保管・利用するためのルールづくり

各部局における国際関係情報については、組織的な蓄積・保管及びその利用の体制が未確立である現状が見受けられることから、各部局において、一定のプロセス・ルールを策定する。

① 当面着手すべき事項

- 部局ごと(又は課室ごと)に国際関係情報の蓄積・保管にかかる担当係を指定する。
- 上記担当係においては、(ア)所管行政に関連する国際関係情報を入手した場合(例:公電、論文、記事等)、(イ)当該情報を作成した場合(例:審議会や国会答弁等の契機において他国との制度比較、海外の政策動向を整理したペーパー等)に、一元的に集積するルールづくりを行う。
- その際、特定のファイルを作成し、各国・分野ごとにインデックスを貼付する等の形で整理を行った上で、部局内に周知する。その際、検索可能性を図るため、蓄積・保管された情報のリストを作成する。また、リストについては官房国際課との共有を図る。(また、ファイルについては行政文書管理システムに掲載すること。)

② 可能な限り取り組むべき事項

- 保管・蓄積された情報の検索性を高めるため、時期・内容の判るインデックスを作成



し、共有フォルダを活用してデータベース化するなど利用しやすい形態を整備する。

- 上記の国際情報の蓄積・保管について、一定期間ごとに部局内に周知する。

2. 四半期ごとに調査訓令及び現地調査の予定、継続的に情報収集すべきテーマを国際課に提出

在外公館等のアタッシェ等の協力に基づく情報収集を活用するため、定期的に情報収集等の予定を伝達し、アタッシェ等の活動の見通しが立てやすくするとともに、国際関係政策の動向を踏まえ、どのような問題意識を持って情報収集に当たってもらうべきかを明らかにする。

① 当面着手すべき事項

- 四半期ごとに、『調査訓令等予定調べ』（別途提示）を官房国際課に提出する。その中で、当該期間内における調査訓令及び現地調査の予定を登録するとともに、中期的（半年～1年）なスパンで在外公館等に情報収集を要望したい事項（例えば、生活保護に関する制度改革を1年後に予定しているならば、「生活保護に類する施策の動向」等）を登録する。その際、類似の調査訓令等が重複して行われることないように、出来る限り独法や所管法人等で行われる現地調査等が把握されている場合には、その内容も盛り込む。

3. 情報収集能力の強化と人脈形成を念頭に置いた国際会議、要人往訪、アタッシェ会議等への積極的参加

国際情報の収集において不可欠である人的ネットワークの構築が、現状においては不十分であることに鑑み、これらを強化するための取組を進める。

① 当面着手すべき事項

- 所管行政分野に関連する国際会議が開催される場合、必要性や優先順位を検討（必要に応じ、課室長レベルでの対応について積極的に検討）した上で、計画的に出席する。
- 海外プレスへの対応の際は、日本の政策を発信し、国際貢献に資することを念頭に置きつつ、積極的に対応する。
- 要人往訪に際しては、情報入手・交換等を行う貴重な機会ととらえ、所管行政分野のブリーフィング等に積極的に対応し、企画官等のレベル以上で意見交換等を実施する。
- 官房国際課の調整に基づき、各国駐日大使館職員との人脈形成と活用を通じた情報収集能力の向上を図る。

② 可能な限り取り組むべき事項

- 日本国内において開催される国際フォーラムやセミナー、シンポジウムの開催情報の部局内共有を図るとともに、出席、傍聴させる計画を作成する。
- 上記イベント等で入手した情報についての報告会を実施する。

4. 海外調査に必要な現地訪問等を計画的に抽出し、外国旅費確保等に反映

出張旅費不足や旅費不確保により、外国での現地調査による情報収集の機会が失われている現状を鑑み、以下を実施する。



① 当面着手すべき事項

- 見込まれる制度改正等の予定を踏まえ、年度ごとの国際関係情報収集に関する計画を策定し、調査のために必要な現地訪問・調査を計画する。また、それに必要な外国旅費等の確保については、予算要求段階で十分に検討を行う。

5. 委託調査を有効に活用した国際情報の収集とその成果の共有

各部局において実施される委託調査の枠組みは、国際関係情報の収集に際しての有用な手段となることを踏まえ、その活用を図るとともに、その成果の情報共有を図る。

① 当面着手すべき事項

- 各部局(及び各部局で所管する公益法人等)で実施している委託調査の枠組みを最大限活用し、所管行政分野にかかる国際関係情報の収集を行うことを検討する。このため、委託調査等の年間計画の段階で十分に国際関係情報の収集の視点から検討を行う。
- 当該委託調査の成果については、1. に沿って適切に蓄積・保管するとともに、部局内で広く情報共有する。併せて、官房国際課との共有を図る。

6. 危機管理上の情報を入手した場合の伝達・共有のプロセスを明確化(医薬食品局、健康局、安全衛生部)

省内改革推進 PT 事務局作成「24 時間、365 日の危機管理体制に関する方策について」を参照しつつ、以下を検討すること。

① 当面着手すべき事項

- 他国と関係する危機管理上の緊急事態が発生した場合(例えば、近隣諸国での感染症の発生等)、国際課と連携・調整しつつ関連情報を収集し、それを伝達、共有するためのプロセスを点検し、明確化されていない場合には、そのプロセスのルール化を図る。

～ 以 上 ～

国立社会保障・人口問題研究所等の機能強化及び厚生労働科学研究費の在り方に関する改善方策について

1. 標記事項については、「厚生労働省の在り方懇談会」の中間まとめにおいて、次のように提言がされているところ。

- (政策の立案をエビデンスに基づくものに改めるため)、国立社会保障・人口問題研究所等や厚生労働科学研究費の在り方を見直すなど厚生労働省の調査研究分析機能を強化する。その中で、定期的な調査を含め現下の行政課題に応じた実態調査や実証研究を実施・公表するとともに、国内・国際情勢について情報を収集し、比較分析を行う。そして、その成果を政策立案や制度改正のための国民的な議論に十分に活用していくことが不可欠。

2. 上記提言を受けて、各部局は下記の留意事項に従い、平成21年度中に、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の機能強化や厚生労働科学研究費の改善等について検討を行い、その結果を踏まえ、可能なことから着手すること。

【社人研の調査研究分析機能強化に向けた改善策の検討、実施】

- ・社人研の調査研究分析機能強化に向け、社人研に対して現状把握のヒアリング等を実施するとともに、下記の例示のような必要な措置等について具体的検討を実施すること。

例：・社人研と厚生労働省関係部局の情報交流会の開催

(社人研の研究業績の共有化、政策立案や制度改正に向けた調査研究の委託について、情報交換等を実施)

- ・社人研の企画調整機能の活性化

(厚生労働省関係部局との連携を積極的に図るなど、社人研の企画調整機能を活発にする改善等を検討)

- ・社人研と厚生労働省関係部局との人事交流

- ・上記の検討結果を踏まえ、社人研に関する改善方策について、可能なことから着手すること。

【厚生労働科学研究費の在り方の見直しについて】

- ・根拠に基づく行政の推進に必要となる政策指向型の調査・研究を可能とするため、厚生労働科学研究費の在り方について検討を行うこと。

- ・ 検討例は、次のとおり。
 - ・ 各研究事業評価委員会等を活用したPDCAサイクルを意識した調査研究事業の設定など、研究結果が厚生労働省の政策立案や制度改正の礎（いしずえ）となるような政策指向型の調査研究事業の設定について検討するとともに、こうした研究事業については研究枠を特化して設定する等、具体的な方針についても検討を行うこと。
 - ・ 上記の検討結果にしたがって、厚生科学審議会に諮りながら、厚生労働科学研究費の見直しに着手すること。

審議会運営の留意事項

- 1 厚生労働省の在り方懇談会の中間まとめにおいては、
「○ 厚生労働行政に対する国民の理解と納得を得るためには、まず、政策の立案・決定過程を目に見えるものに切りかえることが必要。
○ このため、政策立案過程において各種審議会・検討会等は既に原則公開となっているが、この原則をさらに徹底すべき。
○ これに加え、例えば長寿医療制度に関する議論であれば高齢者を委員にし、少子化対策であれば若年層、医療福祉対策であれば利用者の委員を選ぶといったように当事者の意見に耳を傾ける機会を必ず確保しなければならない。政策決定過程へ当事者の参加は極めて重要。
○ また、政策の立案・決定過程における様々な利害関係の調整について、どのような意見があり、それがどのように調整され、政策に反映されたかを丁寧にわかりやすく説明すべき。
○ 加えて、政策決定過程における政府・与党間の調整内容についても同様に、どのような理由で調整がなされたのかを丁寧にわかりやすく国民に説明するように努めるべき。
○ なお、政治と行政の関係については、特に負担に関わる問題や関係者間の利害調整などについて、政治が携わるべき部分と行政が携わるべき部分との適切な役割分担を考えることが必要。
○ 政策立案・決定のために、これまで幾多の審議会・検討会等において検討がなされ、とりまとめが行われてきたが、議論が尽くされていない、それらの成果が十分に引き継がれ活かされていないなどの指摘がある。審議会の在り方を見直すとともに、審議会・検討会等の成果を政策立案・決定に活かすことはもとより、その内容を国民に対して十分に説明していく方策を具体的に講じるべき。」
とされている。
- 2 上記提言を受けて、各部局は、下記の留意事項に従って平成21年度中の早い時期に所管の審議会・検討会等の運営を見直し、その見直し内容の実施状況について、平成21年度末までに官房総務課（※）に報告するものとする。
また、各部局は、当該報告に対する官房総務課（※）の評価を、平成22年度の所管の審議会・検討会等の運営の改善に反映させるよう努め、以後、毎年度同様に報告、評価を行うものとする。
※ 平成21年度における省内の改革のフォローアップの体制に関する議論を踏まえ、検討

(1) 審議会・検討会の公開について

ア 審議会・検討会の性格（①政策の立案・検討を行うもの（三者構成等の審議会を含む）、②申請に対する個別の処分を行う、不利益処分の決定を行うもの）といった区分に応じ、

（注）「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）においては、「政策審議・基準作成型」、「行政処分・不服審査等の法施行型」の2区分に分類され、薬事・食品衛生審議会、中央社会保険医療協議会、中央最低賃金審議会は後者に分類されているが、中央社会保険医療協議会、最低賃金審議会は、①に区分するものとする）

①の審議会等については、「審議会等会合の会議に関する公開に関する考え方」（厚生労働省通知）に則り、個人情報・企業秘密情報等を取り扱う場合、公開することにより市場に混乱を招く等の場合を除き、公開とする。

なお、公開することで審議会・検討会の委員の率直な意見交換を阻害する等の特別な事情がある場合、非公開とすることができる旨定めている審議会においても、

ア 運用の実態から、非公開とした例がない場合は、規定を見直す

イ 議事録上審議会委員名を外し、2年後発言者名を公開する

といった改善を図るものとする。

②の審議会等については、非公開事由を明記した上で、個人情報・企業秘密情報等の非開示に反しない範囲で、議事要旨や審議結果を速やかにHPや報道資料等により公開する。

イ 審議会・検討会に関するHPの改善について

① 各審議会（部会・分科会を含む。以下同じ）・検討会毎に、根拠法令、主な審議事項、委員名、担当部局をわかりやすくHPの審議会・検討会の画面に表記するページを作成する。

② 各審議会・検討会の開催回数ごとに、開催日、議事録（議事要旨）、資料に区分し、見やすい標記にする

③ 開催案内の掲載依頼の際に、「行事予定」の審議会等の開催予定にリンクするよう掲載依頼することにより、開催案内の一覧ができるようにする。

④ 審議会・検討会の資料については、開催予定日の3日前までに、HPへの掲載依頼及び審議会・検討会の同日にHP掲載を行う旨、掲載依頼を行うことにより、審議会・検討会と同日にHPに掲載することを原則とする。なお、次期LAN更改（7月）以降は、資料を少なくともPDF情報で登録することにより、同日にHP掲載することとする。

⑤ 厚生労働省設置以降の各審議会・検討会の答申・報告書について、一覧が可能なように「過去の答申・報告書」欄を設け、情報を掲載する。

⑥ 審議会の議事録のHPの掲載に至る期間として、40日を標準事務処理期間

とする。
といった対応を行う。

ウ 議事公開の手法の改善について
下記の方策を行う。

- ① 議事が公開されている審議会・研究会においても、審議会等の開催後、定期的に記者ブリーフィングを行うこととする（必ずしも毎回ではないが、記者の関心に応じて、数回に1回、答申・報告書の取りまとめ等が近い際には、頻度を上げる等）。
- ② 審議会等の委員の了解及び運営の円滑を阻害しない範囲で、議事の状況や大臣等の出席回の際の議事動画をHPに掲載する。
なお、議事録作成後は、これに代えることができる。

(2) 審議会・検討会の当事者参加、当事者意見の反映について

① 政策立案型審議会においては、

ア 当事者（長寿医療制度・・・高齢者、少子化対策・・・若年層・子育て家庭、医療・・・患者代表、福祉・・・利用者代表（児童は子育て世代）を審議会の委員として選任することが可能かどうか、委員の改選に併せて、見直す。

なお、見直しに当たっては、審議会等の所管府省出身者の委員の任命は、原則として委員に選任しないとの既往の方針に沿って対応する。

イ 上記選任までの間ないし選任が困難な場合においても、ア 臨時委員・特別委員・専門委員の活用、イ 公聴会の活用、ウ 審議事項と密接に関連する利害を有する個人・団体ヒアリング、エ 当事者を交えた懇談会の開催と審議会等への報告、オ 当事者等へのアンケート調査、カ 中間段階でのパブリックコメントの実施

等を行うことにより、当事者の意見の反映に努める。

② 異なる利害立場を前提とした当事者参加審議会については、過去の各方面からの指摘を踏まえて、一層の改善を図るものとする。

(3) 利害の調整・決定及び政府・与党間の調整結果の国民への説明及び引き継ぎ等について

① 政策立案・利害調整を行う審議会・報告書の議論の整理・中間・最終取りまとめの段階においては、必要に応じ、対立する論点やなお検討すべき論点等を明記した上で、審議の整理・答申等をまとめる。

(注) 前記閣議決定（審議会等の整理合理化に関する基本的計画）においては、いわゆる隠れ蓑批判を受け、「審議を尽くした上でなお委員の間において見解

の分かれる事項については、全委員の一致した結論をあえて得る必要はなく、例えば複数の意見を並記するなど、審議の結果として多様な意見が反映された答申とする。』)とされている。

- ② 政策立案型審議会の答申を受けて立案した法案等については、必ず事後の審議会等で、答申後における政府・与党での調整結果、国会での審議結果等を報告するものとする。また、審議会の答申を受けて実現した主要な事業等についても、適宜報告するものとする。
- ③ 審議過程においても、関連する政府の方針（閣議決定等）や政府・与党合意等の議論の前提条件については、積極的に審議会において報告する。
- ④ 過去の答申等については、HP上、一覧ができるようにする（再掲）。

(4) 厚生労働大臣・副大臣等の出席について

厚生労働大臣の諮問機関となっている審議会については、部会等の審議の開始や、中間とりまとめや答申取りまとめの段階といった節目の段階で、厚生労働大臣・副大臣・政務官が出席する機会をできる限り確保する。

(5) 委員の任期制限について

政策立案型の審議会等委員任期については、一の審議会等の委員に10年を超える期間継続して任命しないこととされているが、多様な意見の反映といった観点から、改選期をとらえ、例えば3期6年（団体事情等からやむを得ない場合でも4期8年を限度）とする運用に努めるものとする。

情報公開法開示・不開示マニュアル

平成 2 1 年 3 月

厚生労働省大臣官房総務課
情報公開文書室

情報公開法開示・不開示マニュアル

本マニュアルは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(法律第42号。以下「法」という。)に基づく開示請求の対象文書についての法第5条各号に掲げる不開示情報該当性の判断に資するため、実務上ひんぱんに問題となる不開示情報の考え方・答申等を整理したものである。

当省における審査基準については「厚生労働省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準」にて示しているところであるが、法の条文解釈については「詳解 情報公開法」(総務省行政管理局編)を、先例答申については「情報公開・個人情報保護審査会答申データベース検索」([http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/search/pck\\$index2.html#000](http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/search/pck$index2.html#000))を確認されたい。

なお、主要な答申をとりまとめたものとして、毎年8月に情報公開・個人情報保護審査会から「内閣府情報公開・個人情報保護審査会答申選」が、毎年3月に総務省情報公開推進室より「情報公開法に係る主な答申等のとりまとめについて」が発出されている。

目 次

第1	第5条本文	2
第2	第5条第1号	5
第3	第5条第2号	16
第4	第5条第3号	23
第5	第5条第4号	26
第6	第5条第5号	29
第7	第5条第6号	32
第8	第8条	38
参考		40

第1 第5条本文

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

1 開示・不開示の基本的考え方

法は、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務を全うするようにすることを目的とするものであることから、行政機関が保有する行政文書（定義は法第2条第2項）は原則開示するとの考え方に立っている。

しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、法では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないこととしている。

なお、法に基づき適法に開示をしている限り、国家公務員法等の守秘義務違反とはならないものと考えられる。

(参考) 法に基づく行政機関の職員の開示行為と国家公務員法第100条の秘密を守る義務との関係

国家公務員法第100条は、職員の服務規律の確保を目的とするものであり、同条第1項の「秘密を漏らす」は、服務規律に反しないことが明確な行為についてこれを禁じているものではない。同法第98条第1項にも定められているように、職員がその服務を遂行するについて、法律に従うことは国家公務員の主要な義務の一つであり、職員が法律の規定に従って、情報を公開した場合、この行為は服務規律に反するものではない。

したがって、法の規定に基づいて行政文書を開示する行為は、国家公務員法第100条第1項の「秘密を漏らす」には該当せず、同条の秘密を守る義務との抵触の問題は生じない。

2 不開示情報の取扱い

本条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていない場合の行政機関の長の義務について規定しており、不開示情報が記録されている場合については、明文の規定を設けていない。法では不開示情報の範囲はできる限り限定したものとすると基本的な考え方に立っており、第7条（公益上の理由による裁量的開示）の規定により行政機関の長が「公益上特に必要があると認めるとき」は開示することができることとの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、開示してはならないこととなる。開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されているときの不開示情報の取扱いは、部分開示（第6条）の問題である。

なお、個別の法令に定める国民一般又は利害関係者などに対する開示制度においては、以下の第5条第1号、第2号等に該当する情報も対象となっている場合があり、各行政機関で行われている一般的な情報提供においても、第1号情報でも本人の同意がある場合に、第5号、第6号に該当する情報でも情報提供の相手方、理由等を勘案し必要な場合には、情報提供が行われる場合があり、法上の不開示情報の取扱いがそのまま当てはまるものではない。

(参考) 情報提供の求めと情報公開法との関係

- ・ 弁護士法第23条の2第2項の規定に基づく弁護士会からの照会に対する各行政機関・独立行政法人等の一般的な報告義務(同条第3項本文)について、「報告しないことに正当な事由がある場合はそれを疎明してこれを拒絶することができる」(同項ただし書)とされているが、法第5条各号に規定する不開示情報であることが常にこの「正当な事由」として認められるわけではなく、個別事案ごとに、開示する利益と保護すべき利益とを比較衡量して判断することになる。
 - ・ 民事訴訟法第226条の規定に基づく裁判所からの文書の送付の囑託及び刑事訴訟法第279条の規定に基づく裁判所からの照会(報告の求め)についても同様であり、法上の不開示情報に該当するかも参考にしつつ、個別に判断することになる。
 - ・ 国政調査活動に関して国会議員から照会・資料要求等を受けた場合は、法における不開示情報に該当するか否かも参考にしつつ、可能な限り情報提供等協力することとしている。
- 国政調査活動に関わる行政情報の提供と情報公開法との関連に関する質問主意書(平成13年6月13日提出質問第95号)に対する答弁書(平成13年7月10日受領答弁第95号)
- 「国会議員からの情報提供等の要求に対しては、各省庁は、それぞれの設置の根拠である法律に基づき、当該各省庁の所掌事務遂行の一環としてこれに協力しているものである。(略)各省庁が提供すべき情報の範囲についても法令上定められているわけではないが、当該要求に係る情報が行政機関の保有する情報の公開に関する法律(略)における不開示情報に該当するか否かも参考にしつつ、可能な限り協力することとしているところである。」
- 国会質問と情報公開法の関係に関する質問主意書(平成14年11月29日提出質問第22号)に対する答弁書(平成14年12月20日受領答弁第22号)
- 「国会における質疑において国会議員から資料等の提供の要求があったときは、当該要求に係る資料等が行政機関の保有する情報の公開に関する法律(略)第5条各号に掲げる不開示情報に該当するか否かも参考にしつつ、行政文書として存在しない場合であっても必要に応じ要求内容に沿った資料を新たに作成するなどの対応を行うこととしているところである。」

3 開示の実施方法との関係

法でいう「開示」とは、行政文書の内容をあるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。ただし、開示決定された行政文書の開示の実施に当たり、行政文書の保存、技術上の観点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合など一定の制約はあり得る(第14条第1項ただし書参照)。

4 不開示情報の類型

本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。また、例えば、ある個人に関する情報について、第1号のただし書の情報に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることはあり得る。

したがって、ある情報を開示する場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

5 各号の「公にすること」

本条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状

態におくことを意味する。本法では、何人も、請求の理由や利用目的を問われずに開示請求ができることから、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うことが可能であるということの意味する。

したがって、本条の各号における不開示情報該当性の判断に当たっては、「公にすることにより」おそれがあるか等を判断することとしている。

6 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても不開示情報に該当するとは限らない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

(注) 開示請求の対象となる行政文書は、開示請求時点において「当該行政機関・独立行政法人等が保有しているもの」であり、開示請求時点でまだ作成・取得されていない文書は、不存在となる（法は、制度上、開示請求時点以降に作成することが予定されている文書を予約的に請求できるものとはしておらず、開示請求時点でまだ作成されていなかった文書が、開示決定等の時期までに作成されたからといって、開示請求対象に含まれるようになるものではない。）。

なお、近い将来作成・取得される予定の文書について開示請求を行おうとする者に対しては、現時点での請求に対しては不存在として不開示決定となる旨を説明するとともに、作成・取得時期等について適宜、情報提供し又は適切な時期に請求するよう助言等行うことが適当である。

第2 第5条第1号（個人に関する情報）

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

地方公共団体の情報公開条例や諸外国の情報公開法制の中には、個人に関する情報のうち、個人のプライバシー等の権利利益を害するおそれがあるものに限って不開示情報とする方式（プライバシー保護型）を採用しているものもあるが、我が国では、いわゆるプライバシーの概念は、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものではないことから、情報公開法では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用している。ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要性のない情報も含まれることになることから、公知の情報等、不開示情報から除かれるべきものを限定列挙している。

1 特定の個人を識別することができる情報（本文）

(1) 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

個人の権利利益を十全に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に不開示とし、個人に関する情報の不開示情報該当性の判断に当たり、原則として、公務員に関する情報と非公務員に関する情報とを区別していない。ただし、前者については、特に不開示とすべきでない情報をハにおいて除外している。

また、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。生前に本号に

より不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなるのは不
適当である。

(2) 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報の意味する範囲
に含まれるが、事業に関する情報であるので、個人の権利利益の観点よりも法人等
に関する情報と同様に事業を営む上での正当な利益等への影響の観点から不開示情報該
当性を判断することが適当である。そのため、本号の個人に関する情報からは除外し、
第二号の法人等に関する情報に含めることとしたものである。

なお、特定の情報について、第1号の「個人に関する情報」に該当するか「事業を
営む個人の当該事業に関する情報」として第2号の「法人等に関する情報」に該当する
か、そのいずれにも該当するものであるかについて明確に区分することが困難な場合も
あり得るが、当該情報を保護すべき法益が何か(個人としての権利利益か法人等とし
ての正当な利益か)により個別に判断することになると考える。

参考答申等

①個人に関する情報に該当するとされた例

- ・昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会見録等(14-181)

注：個人である天皇が旧憲法における国の元首であり統治権を総らんとする者の
地位にあったとしても「個人」に該当するとされた。

②「事業を営む個人の事業に関する情報」でなく「個人に関する情報」とされた例

- ・柔道整復師の業務停止処分に係る情報(13-156)

参考：大阪地裁14(行ウ)105(平16.4.15請求棄却)→大阪高裁16(行コ)
65(平16.11.25控訴棄却)

(3) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別する
ことができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰で
あるかを識別させることとなる氏名その他の記述等の部分だけでなく、氏名その他の
記述等により識別される特定の個人に関する情報の全体である。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、メールアドレス、役職名、
個人別に付された記号、番号(振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等)、
顔写真、指印等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では必ずしも特定の個人を識別す
ることができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられ
ることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

(4) 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる
ものを含む。)」

① 当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合する
ことにより特定の個人を識別することができるものについても、「特定の個人を識別
することができるもの」に含まれることを明らかにしている。

どのような情報と照合して特定の個人の識別性を判断するかが問題となるが、通
常は、照合する他の情報としては、「一般人」(当該情報に関し、既に特別の情報を持
している関係者以外の者)が入手できるもの(公知の情報や、図書館等の公共施設で
一般に入手可能なものなど)を基準とする(一般人基準)。しかし、当該個人に関す
る情報の内容、性格又は当該個人が属する集団の規模等によっては、必ずしも一般
人基準によらず、特定の者が入手できる情報(例えば、当該個人の近親者、地域住民等
であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報など)を照合範囲に
含めて検討することが必要なものもあり、個別に適切に判断することが必要となる。

なお、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般

的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。

- ② また、識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

(5) 「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

行政機関が保有する個人に関する情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを不開示情報とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されると考えられる。

しかしながら、中には、無記名の反省文のように、個人の人格と密接に関連する情報であって、必ずしも特定の個人を識別することができなくても、人に知られたくないと考えられるものもあり得ることから、このような情報を「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として補充的に不開示情報とすることを規定している。

また、未公表の著作物について著作者が公表に同意しない旨の意思表示をしているものは、開示請求により開示することは、一般的には著作者の公表権等著作権を侵害することとなるため、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するものとする。

なお、前述の一般人基準においては特定の個人を識別することができるとはいえない場合で、当該情報の性質等から個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるときも該当し得ると解される。

(参考) 著作物に係る情報公開法と著作権法との調整措置について

一般的な著作権法の考え方に基づくと、行政機関等が保有する著作物を著作者に無許諾で開示する場合、未公表の著作物であれば著作者の公表権を害することとなり、写しの交付による開示であれば複製権を害することとなる。

このため、情報公開法の運用との調整を図るため、著作権法に一定の調整規定を置いている。(第18条第3項及び第4項：公表権との調整、第19条第4項：氏名表示権との調整、第42条の2：複製権等との調整)

参考答申等

①内容全体が個人を識別することができる情報とされた例

- ・人権相談票及び人権侵害事件記録 (14-12)
- ・鑑定留置請求処理簿 (14-417)
- ・行政相談苦情処理票のうち、a 申出人の属性に関する記述、b 行政相談において受け付けた苦情事案の申出内容、c 申出人等の関係当事者等の氏名等個人の特定につながる表記、d 申出内容と一体不可分な記載と認められる苦情事案の処理内容等 (17-84)

②特定の個人を識別することができることとなる表示であるとされた例

- ・拘置所被収容者の指印 (15-365)
- ・焼却施設解体工事に係る計画届の添付資料に記載された各種資格の番号 (16-18)

③一般に入手可能な情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる表示であるとされた例

- ・特定鉱害に係る処理方針図 (18-315)

注：特定鉱害の対象範囲を確認するための処理方針図に記載されている個々の家屋等について、その形状が明らかであり、一般に市販されている住宅地

図と照合することにより、当該家屋の居住者の氏名を識別することが可能とされた。

④「他の情報」との照合性がなく、特定の個人を識別することとなる情報とは認められないとされた例

・労働基準監督官採用試験 2 次試験結果に記載されている欠席者数、受験者数等 (17-530)

注：公になっている第 1 次試験の合格者名と最終合格者名を比較することにより不合格者が特定されるおそれがあるとして不開示としたが、合格者氏名の公表が限られた場所・期間での掲示のみであり、一般人が通常入手し得る情報とはいえ、照合する「他の情報」に当たらないとされたもの。

⑤一般人基準により、特定の個人を識別することとなるとは認められないとされた例

・医療事故報告に記載されている報告日、事故名、初診日、受診科名、医療行為名・原因等 (13-111)

⑥一般人基準では識別性はないが、特殊な事情により特定の個人を識別できる可能性があり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとされた例

・医療事故に係る示談書等に記載された損害賠償額等の情報 (13-7)

注：患者の治療がなお継続中であること、活発な取材活動・報道状況により多くの人が本件事故に係る患者の情報を承知していること、医療事故患者 5 名のうち損害賠償措置をとったのは 1 名のみであることなどの特殊な事情が考慮されたもの。

・医療事故関係賠償金使用実績調査の賠償金額 (13-20)

注：示談又は和解が成立した年度及び病院名が既に開示され、1 年度 1 病院当たりおよそ 1 件と事故の絶対数が少なく、特殊な事故も少なくないなどの事情が考慮されたもの。

・難民認定申請の受理・処理状況に関する情報 (13-171)

注：難民認定制度の性質にかんがみ、難民に関する情報についての個人識別性は、専ら、あるいは主として、在日関係機関等と当該国人との関係において格別に問題になるという特殊性を有しているとされ、在日関係機関等が保有し、又は入手可能な情報と照合することにより識別性があるとされたもの。

・海難審判に係る質問調書等に記載された情報 (14-90)

注：受審人等の氏名を不開示としたとしても、船名、船籍港、事故発生日など、海難を特定することができる情報は開示され、供述者の肩書きも開示されており、受審人である船長等については、事故発生時に地元新聞に実名入りで報道されている状況から、供述者が容易に特定されるとされたもの。

・大学推薦入学等の合格者選考の結果として記載された合格者の受験番号 (14-152)

注：社会人特別選抜のような少人数の受験者の状況において、一定の範囲において個人を特定できる可能性を否定できないとされたもの。

・大学の人権問題委員会議事録に記載された被害者の属性を示すアルファベット及び数字 (14-152)

注：学生が少人数の状況においては、被害者所属や学年を容易に推測することが可能であるため、限られた範囲の者には被害者である個人が特定される可能性があるとしてされたもの。

⑦情報の性質により、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとされた例

・基礎年金番号及び年金コード (15-231、232)

・具体的に特定された旅券番号の旅券発給の有無に関する情報 (16-523)

注：審査会答申においては、不開示としても「発給の有無」というそれ自体不

開示な情報を開示することとなるので、存否応答拒否が妥当である旨示されている。

- ・我が国在外公館の査察報告書のうち、在外公館長と次席館員の管理能力や館員の経歴と事務処理能力に係る記述（15—768～779）
- ・障害者任免状況通報書に記載されている障害の種類・程度の区分に関する情報（16—372）

⑧個人を識別することができることとなる部分を除けば、個人の権利利益を害するおそれはないとされた例

- ・要介護認定等に係る認定調査結果等の報告に記載された認定申請日、調査依頼日、判定日、要介護状態の程度に関する区分の別等（13—127）

2 不開示情報から除かれるもの（ただし書イ～ハ）

(1) 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(イ)

個人を識別することができる情報であっても、既に公にされている情報等については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。

① 「法令の規定により」公にされ、又は公にすることが予定されている情報

個別の法令において、一般に公表することや閲覧等に供することが規定されている情報をいう。

「法令の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

② 「慣行として」公にされ、又は公にすることが予定されている情報

必ずしも個別の法令により公にすることが定められているものでなくても、一般に公表することが通例となっているものなどもあり、そのような情報も法令の規定によるものと同様に不開示情報から除外するものである。

「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

なお、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

「慣行として公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示決定等の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

「慣行として公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。

○ 裁判の公開との関係

公開で行われる裁判に関して、被告や関係者の氏名等が公衆の知り得る状態に置かれることがある。

裁判の公開は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保すること等の基本的な理念に基づき実施されているものであって、その限度において、当該裁判の被告や関係者はプライバシーが開披されるなどの一定の不利益を受けざるを得ないのである。したがって、それを超えて、個人に関する情報がいかなる場面及びい

かなる時点においても一般的に公表されるべきものであると言うことはできず、裁判で公開されていることをもって、これらの情報が「慣行として公にされている情報」とはいえない。

○ 新聞報道等との関係

歴史的、社会的に重要な事件に関し個人の氏名や行動が報道され、結果として公衆の知り得る状態に置かれる場合がある。

過去に記者発表等により公表された情報であっても、時の経過により、開示決定等の時点では公にされていると認められない場合や、その公表が特殊事情に基づく一時的な事象にとどまり、慣行によるものとは認められない場合もあり得ることから、ある情報がひとたび報道等により流通過程に置かれれば、ただちに「慣行として公にされる情報」に該当するわけではない。

参考答申等

<該当しないとされたもの>

①報道や裁判の公開等により一時的に明らかにされた事実があったとしても、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないとされた例

- ・過去に報道等により公にされた事件関係者の氏名等 (13-14)
- ・死刑確定者・被執行者の氏名等 (13-85)
- ・海難審判の受審人等の氏名 (14-90)
- ・法律案審議録に含まれる参考判決集に記載されている被告人の氏名等 (14-110)
- ・被告人として鑑定留置処分を受けたという情報 (14-417)
- ・過去に公表された懲戒処分に付された警察官の氏名 (15-3)
- ・特定個人にかかる訴訟に関して札幌高裁から送付された文書送付嘱託書の原本 (15-217)
- ・新聞報道された特定の個人に係る労働基準監督署の労災認定に係る請求書及び復命書 (16-335)
- ・特定日付に特定銀行の実名により特定新聞で報道された事件に係る不祥事件届出 (16-217、218)
- ・都道府県警察が保有する個人情報の取扱いに関する不適切事例等について作成・取得された文書にある非違行為を行った警察官の氏名等 (19-150、151)

②職務の特殊性から、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないとされた例

- ・死刑執行に関与した公務員の氏名 (13-71、85)
- ・特定金融機関の検査を行った検査官の氏名 (14-175)
- ・農業協同組合法に基づく検査に関する決裁文書、復命書等に記載された検査官の氏名 (14-266~278)
- ・税務調査を担当する公務員の氏名 (16-336)

③情報の性質等から、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないとされた例

- ・国家公務員である指導医療官個人の処分に係る資料 (14-396)
- ・懲戒処分を受けた公務員の氏名等 (14-403)

注：「懲戒処分の公表指針について（通知）」（平成15年11月10日総参-786人事院事務総長通知）においては、「個人が識別されない内容のものとする」ことを基本として公表するものとする」とされている。

<該当するとされたもの>

④職務の特殊性から、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとされた例

- ・処分を受けた柔道整復師の氏名等 (13-156)

- ・中央労災医員の氏名、当初委嘱年月日、現職、出身大学、医師免許取得年月日等 (13-129)
- ・地方じん肺診査医の氏名 (15-52)
- ・種の保存法に基づく国内希少種の捕獲等許可申請者・被許可者の氏名 (15-324)
注：もともとかなり限定された場合にのみ申請がなされ許可されるものであり、県の委託を受け空港建設に関しオオタカの保護対策等を検討するという公的な性格を持つ委員会の事務の一環として捕獲の許可を得たもので、申請者・被許可者は当該委員会の委員として県のホームページに掲載されていることなどが考慮されたもの。
- ・特定政治団体の規約及び被推薦書に記載された国会議員の氏名 (17-70、71)
注：公人たる現職（当時）の国会議員の氏名について、国民の代表である国会議員の地位、職責及びその活動の公知性の高さに照らして判断されたもの
- ・特定企業から提出された住宅金融公庫業務受託申請書に添付された「責任者職名及び公印報告書」の責任者職名（責任者氏名）欄に記入された特定企業の職・氏名 (18-独 52)
注：公庫の審査業務は公的な業務であり、さらに、当該業務を受託できるのは、地方公共団体又は住宅金融公庫法施行令に定める条件を満たす法人に限られており、また、当該業務に従事する者は、住宅金融公庫法により刑法その他の罰則の規定の適用について、公務に従事する職員とみなされており、当該責任者の職責の重要性・公益性にかんがみて判断されたもの

⑤当該情報の公にされている状況等から、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとされた例

- ・医薬品副作用・感染症症例票の年齢、医療機関所在地、職業等 (14-8)
- ・投書・請願等整理簿の発信者欄に記載されている請願提出者たる事業を営む個人の氏名等 (14-521)
注：請願者たる個人が事業を営む個人であることは、業界団体名簿等により慣行として公にされているとされた。
- ・報道機関の傍聴を認めた会議の議事録音テープに記録されている情報 (14-453～457)
- ・委託研究に係る精算報告書に記載された委員の旅費に関する情報 (15-141)
- ・昭和天皇とマッサーサー最高司令官との会見録等 (14-181)
注：当該会見が、特異な時期、特異な状況の中で、特異な形式で行われた会談であることを理由に、「慣行として公にすることが予定されている」とされたもの。
- ・朝鮮総督府高等官昇等が決定された文書等に記載された、高等官の氏名、官職、等級等の情報 (17-283)
注：官報に掲載され、現在においても国立国会図書館等で閲覧できる状況となっていることから、「慣行として公にすることが予定されている」とされたもの。
- ・土地開発公社の用地取得に関する資料に記載された取得価格・買収価格（最高裁 H17. 7. 15 判決 15（行ヒ）250）（最高裁 H17. 10. 11 判決 15（行ヒ）295、296）
注：公社に買い取られた事実は不動産登記簿に登録されて公示される性質のもので、一般人であればおおよその見当をつけることができる一定の範囲内の客観的な価格であって、個人地権者にとって私事としての性質がよいものではなく、公開に親しまないような個人情報であるとはいえないとされた。
- ・刑務所における発信不許可処分に対する損害賠償請求事件の判決書写しにある事

件番号と上告人の犯歴に関する部分 (18-490)

注：関係者氏名等が仮名処理されるなどプライバシーに一定の配慮がされた上で、判決データが最高裁判所ホームページに登載されて一般の閲覧に供されていることが公表慣行を判断する際の要素となったもの

(2) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(ロ)

人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、行政機関の基本的な責務である。

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人に関する情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人に関する情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（第7条）により図られる。

参考答申等

① 該当するとされた例

・医薬品副作用・感染症症例票に記載された「年齢」、「医療機関の所在地」、「主な既往歴、患者の体質等」及び「副作用・感染症の発現状況、症例及び処置等の経過」(14-5)

② 該当しないとされた例

・医薬品副作用・感染症症例票に記載された「当該医薬品の成分に関するアンケート」及び「臨床検査所見及び担当医の見解」(14-8)
・鉦害認定科学調査報告書の地域説明図 (14-167)
・新築工事に係る建物等の損害等調査書に記載されている建物等の調査番号、調査者の氏名、建物の所有者・占有者の氏名、配置図等 (15-67)
・労使紛争の解決援助制度に係る起案文書等 (15-139)

(3) 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」(ハ)

行政文書には、公務遂行の主体である公務員や独立行政法人等の役職員の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点からは、これらの情報を公にする意義は大きい。一方で、公務員についても、個人としての権利利益は、十分に保護する必要がある。

この両者の要請の調和を図る観点から、どのような地位、立場にある者（「職」）がどのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となとしても、個人に関する情報としては不開示とはしないこととする趣旨である。

① 「当該個人が公務員等である場合において」

「特定の個人を識別することができるもの」の当該「特定の個人」が「公務員等」

の場合を指す。

「公務員等」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人に関する情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人に関する情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性が別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とされることになる。

「公務員等」とは、

- i 国家公務員
- ii 独立行政法人等の役員及び職員
- iii 地方公務員
- iv 地方独立行政法人の役員及び職員

と規定しており、国家公務員には、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国務大臣、国会議員、委員会・審議会等の委員、裁判官等広く公務遂行を担任する者を含む。

(注) 規定上、特定独立行政法人と日本郵政公社の役職員を除いているのは、iiとの重複を排除するためである。

また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、本規定は適用される。

② 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。

例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員の情報であっても、職員の所得情報や人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は職員の個人に関する情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。

③ 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、前述のとおり、政府・独立行政法人等の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、公務員等の氏名を除き、その職名と職務遂行の内容については、個人に関する情報としては不開示とはしないという意味である。なお、業務上支障が生ずるおそれがある等、法第5条第2号～第6号に規定する不開示情報に該当し、不開示となる場合もある。

④ 職務遂行に係る公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人に関する情報として保護に値すると位置付けた上で、イに該当する場合には例外的に開示することとするものである。

すなわち、当該公務員等の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、本号のハとともに、イが重疊的に適用され、個人に関する情報としては不開示とはならないことになる。

例えば、幹部職員等について、人事異動情報を提供するなど当該職にある者の氏名を明らかにしている場合には、本号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると解される。

(参考)

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、上述のとおり、本号ただし書ハと同ただし書イが重疊的に適用され、当該公務員等の氏名が慣行として公にされているか否かを個別に検討することとし、法施行後の運用においては、人事異動の官報への掲載・報道機関への提供等の状況や一般に販売されている職員録への掲載状況等を基準としてただし書イの該当性を判断することとしていた。

しかし、法施行4年後の見直しとして開催した総務副大臣主催の「情報公開法の制度運営に関する検討会」(座長:小早川光郎東京大学大学院法学政治学研究科教授)の報告(平成17年3月29日)において、公務員の氏名の取扱いについて開示・不開示の取扱いが行政機関において異なるなどの不合理な状況が見られるとして、職務遂行に係る公務員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがない限り公開とする方向で統一した取扱い方針を明らかにするよう指摘された。

これを踏まえ、行政機関においては、平成17年8月3日、各府省の情報公開担当課長等により構成される「情報公開に関する連絡会議」において、次のような申合せを行っている。

各行政機関は、その所属する公務員(補助的業務に従事する非常勤職員を除く。)の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。なお、特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、以下の場合をいう。

- ① 氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合
- ② 氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合

(説明)

「公にする」とは、職務遂行に係る公務員の氏名を求められれば応じるとの趣旨であり、対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない。

また、上記取扱い方針に基づき行政機関が公にすることとした職務遂行に係る公務員の氏名については、今後は、情報公開法に基づく開示請求がなされた場合には、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(第5条第1号ただし書イ)に該当することとなり、開示されることとなる。

これにより、国の行政機関に所属する公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、原則として、公にすることが予定されたものとする慣行ができたことになり、職務遂行に係る情報が記載された行政文書に対し開示請求があった場合には、そこに記録されている当該職務遂行に係る公務員の氏名は、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、本号の個人に関する情報であることをもって不開示にはならないこととなった。

参考答申等

①職務遂行の内容に係る情報に該当するとされた例

・出勤簿における出勤の押印、出張・研修の表示(13-31、32)

・前渡資金出納計算書附属証拠書類に記載されている非常勤職員の出勤時間数(14-115)

②職務遂行の内容に係る情報に該当しないとされた例

- ・贈与等報告書に記載されている原稿執筆や講演に係る情報 (14-240)
- ・懲戒処分の被処分者の氏名等 (14-403)
- ・訓練中に発生した死亡事案に係る公務災害発生報告書等に記載された被災職員に関する記述 (15-235)
- ・刑務所における懲罰処分に対する国家賠償請求事件の準備書面、判決書に訴訟当事者の主張の一環として記載された訴外個人である刑事施設職員の氏名 (19-361)

注：訴訟当事者の主張の一環として記述されたとしても、職務遂行に係る情報といえず、また、判決データが最高裁判所ホームページに登載されていても、当該氏名は伏せられており、公表されていないとされたもの

③公務員に該当しないとされた例

- ・昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会見録等 (14-181)

注：元首として統治権を総らんとする者の地位にあり、公人中の公人であるとしても、天皇は公務員に該当しないのは明らかとされた。

3 本人からの開示請求

本法の開示請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本号のイからハ又は公益上の理由による裁量的開示(第7条)に該当しない限り、不開示となる。

なお、平成17年4月1日からは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)が施行され、本人に関する個人情報の開示請求権のほか訂正請求権や利用停止請求権等が定められており、本人に関する開示請求は、当該法律により行うことができることとなった。

第3 第5条第2号

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

1 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」

(1) 「法人その他の団体に関する情報」

「法人その他の団体」とは、株式会社等の会社法上の法人、公益法人（財団法人・社団法人）、学校法人、宗教法人、特別法上の組合（協同組合等）、特定非営利活動法人（NPO）等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、第6号において規定している。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(1)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定しているものである。

第1号において「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」としていることと対になっている。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・石灰石採掘の承諾書に押捺された申請者（個人で鉱業を営む者）の印影（13-28）
- ・投書・請願等整理簿の「発信者（住所・氏名又は名称）」欄に記載された請願書提出者の氏名等（14-521）

注：「件名」欄の内容と照らし合わせることによって事業を営む個人に関する情報とした。

個人に関する情報にも該当するとしている。

- ・特定の農業者に係る米の品種、出荷数量、検査数量、検査等級等の情報（16-4）

注：これらの情報は、特定の個人の農業を営む生産者としての情報である。

②該当しないとされた例

(3) 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」

本号のただし書は、第1号口と同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、当該情報の対象となっている法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想され、当該被害等を防止するあるいは軽減するためには当該情報の開示が必要であると判断される場合もあり得る。

参考答申等

① 該当するとされた例

- ・ 特定製剤を投与し肝炎を発症した患者が出た疑いがあると推認された医療機関の名称 (15-617)

② 該当しないとされた例

- ・ 総合エネルギー調査会原子力部会資料「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠」のうち設定単価等の情報 (14-123)
- ・ 農薬の登録時に提出された毒性に関する試験成績報告書 (14-182)
- ・ ゴルフ場の会員数及び会員預り保証金の明細表 (15-301)
- ・ 特定製剤を投与した民間医療機関の名称等 (16-448~477)

2 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(イ)

本号で保護すべきものは、法人等又は事業を営む個人の権利や当該法人等又は個人の「正当な」利益であり、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」のうち、公にすることにより当該権利・利益を侵害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

(1) 「権利」

信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

(2) 「競争上の地位」

法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

(3) 「その他正当な利益」

ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

(4) 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利(信教の自由、学問の自由等)の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当

な利益を害するおそれがあるもの」として不開示情報に当たりうるものの例としては、企業の人事管理、具体的な経営状況、取引に関する情報等の内部管理情報や、当該法人等の意思決定過程の記録、企業独自の経営戦略（事業計画・収支見通等）や技術上・営業上のノウハウ等が記録されたもの等で一般に公にすることとされていないものが考えられる。

なお、法人等の口座番号や代表者の印影等については、取引相手方等当該法人の業務上必要な範囲で明らかにされていることもあるが、一般的には、いわゆる内部管理情報としてみだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと考えられ、自ら多くの顧客等に広く知られることを容認している等の状況がある場合を除き、保護されるべき情報と考えられる。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき宗教団体から提出された報告書（13-140）
- ・国が保有する林道施設等の利用申請書のうち、その利用を許可された任意団体が委託した補修工事の受託法人名等（14-73）
- ・労働基準監督署に提出された企業の就業規則（14-143）
- ・民間企業から提案された技術提案書類の提案内容及び提案内容一覧表に記載された提案者名（15-458）
- ・医薬品承認申請書添付資料のうち当該医薬品の製薬企業が開発した試験方法に係る記載の一部（14-469）
- ・農産物に係るダイオキシン類実態調査結果における都道府県名（14-516）
注：都道府県名ブランドにより流通している場合の農産物に係る調査結果中の都道府県名は、公にすると風評被害のおそれが生じる。
- ・医療法人の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び決算報告書（15-207）
注：各書類に記載された金額及び資産等の内容を不開示とし、その他は開示している。
医療法人にあっては、これらの文書は医療法52条2項に規定する医療法人の債権者のみが閲覧を求めることとされていることから、金額や資産等の内容部分は、一般的に公にされていないとされたもの
- ・金融機関の検査報告書のうち取引先法人の信用状況に関する評価が記載された部分（15-343）
- ・委託業務認定申請書等のうち詳細な見積算定基準等が記載された部分（15-357）
- ・不動産鑑定評価書の鑑定法人の支所及び支所長の印影、不動産鑑定士の署名及び印影、参考とした取引事例にかかる土地が特定される情報（15-370）
- ・宗教法人の宗会議事録（13-137）
- ・動物実験使用動物を納入する民間事業者の法人名（14-57）
- ・破綻処理中の金融機関に関する検査報告書等（14-440）
- ・架空又は虚偽の申請書等に押捺された法人代表者の印影（15-48）
- ・報道機関による開示請求書のうち対象文書を具体的に記載した部分（15-175）
- ・民間企業から労働基準監督署に提出された時間外労働・休日労働に関する協定届け（15-311）
- ・交際費支出関係書類に記載された相手方法人の口座番号等（15-325）
注：具体的に口座番号等の情報が5条2号イに該当するかどうかは、利用目的・実態、顧客等一般への周知状況、犯罪のおそれなどを総合的に勘案して判断する必要があるとされている。
- ・苦情投書に対する対応等の報告文書のうち投書の具体的内容、行政庁の検討・調

- ・ 査・指導内容等の詳細を記載した部分 (15-688、689)
- ・ 加工原料用ミニマムアクセス米の購入企業名等 (15-731)
- ・ 特定の会社に対する貸付決定通知書等 (15-独 28)
- ・ 作業請負契約書のうち契約金額及び契約の具体的内容が記載された部分 (15-独 29)
- ・ 提案公募事業に係る応募一覧、提案書等 (16-17)
- ・ 解雇予定除外認定申請書等に記載された特定の個人に係る詳細な労務管理に関する情報 (16-22)
- ・ 国税不服申立てにおける審査請求に係る重要事案審議会事績表等 (16-37)
- ・ 全酒類卸売業免許可能場数算定表のうち大規模卸売販売市場の卸売数量に係る記載 (16-51)
- ・ 鉱業法に基づく施業案認可申請書のうち鉱床の規模、採掘の方法、採掘を予定している総鉱量及び平均品位等に係る記載 (16-112)
- ・ 鯨類捕獲調査に係る報告書のうち、行動概要の各緯度・経度等 (16-202)
 - 注：調査を開始及び終了した位置を公にすると、反捕鯨団体等による妨害の可能性が高まるおそれがあり、日本鯨類研究所が継続的に行っている科学データの収集が中断されるおそれがある。
- ・ 特定製剤を投与した民間医療機関の名称等 (16-448~477)
- ・ 協同組合連合会の総会及び理事会の議事録等のうち、審議過程及び議決内容の記載 (16-628)
 - 注：中小企業等協同組合法により、各事務所備付け書類に対する閲覧請求権者を組合員及び組合の債権者に限定していることから、公にされていないものとされた。
- ・ 農業協同組合法に基づく検査の検査書及び検査報告書の全体 (14-266~268)
 - 注：被検査金融機関の経営状況や問題点が詳細に記載されているため。
- ・ 債務計上一覧表に記載された損害賠償請求事件に係る弁護士の報酬 (18-独 12)
 - 注：医療過誤訴訟に関して大学が直接弁護士に委任することとなったもの
国の訴訟代理等に関する選任弁護士の報酬に対する報酬額は該当しないと
する答申がある (15-41)

②該当しないとされた例

- ・ 石灰石採掘の承諾書に押捺された申請者（個人で鉱業を営む者）の印影 (13-28)
- ・ 前払式特定取引業者の予約前受金残高報告書（法人の印影を除く）及び決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書 (13-67)
 - 注：会社法（旧商法）上、株主又は会社の債権者は貸借対照表、損益計算書等に対する閲覧又は謄本等の交付を請求する権利を有するところ、前払式特定取引業者（いわゆる互助会事業者）の債権者は多数に及び、かつ、前払式特定取引業者は、これら債権者が交付を受けた貸借対照表等を第三者に交付することを防止する権利を有していないことから、その貸借対照表（予約前受金の合計額も記載されている）及び損益計算書に記載されている内容は、公にすることが予定されているものとされた。
- ・ 労働災害事故に係る労働者死傷病報告書 (14-55)
 - 注：機械及びその配置等が詳細に記述されている場合には、これを開示することにより企業ノウハウが明らかになるので、これらの情報は法 5 条 2 号イに該当する (17-458)
- ・ 警備業者に対する営業停止処分に関する報告書 (14-58)
 - 注：指示処分の場合は、当該処分を受けた業者名は 5 条 2 号イに該当するとされている。
- ・ 米のカドミウム含有量の調査結果（生産者の特定が可能となる情報を除く。） (14

-165)

- ・破綻した金融機関に関する検査報告書等のうち承継金融機関に関する情報を示していると考え余地のない数値など客観的な指標に関する情報（破綻金融機関の法的処理が終了した段階のもの）（14-175）
- ・障害者雇用率未達成企業一覧に記載された会社名等（14-345）
- ・技術提案書類のうち技術名の記載部分（14-458）
- ・投書・請願等整理簿の「発信者（住所・氏名又は名称）」欄に記載された請願書提出者の氏名等（14-521）

注：税務調査に対する意見、規制緩和に対する意見であり、誹謗・中傷を受けるおそれのあるようなものではないとされた。

- ・国の訴訟代理等に関する文書のうち選任弁護士に対する報酬額が記載された部分（15-41）
- ・訴訟代理人弁護士の報酬額（15-独16）
- ・住宅団地内一般清掃作業請負契約書のうち契約相手方法人の名称等（15-独29）
- ・関税評価相談の記録等（16-21）
- ・地方公共団体と密接な関係を有する特定公益法人が提出した時間外労働・休日労働に関する協定届（16-285）
- ・医療器具製造承認申請書に添付された特定医療器具を分解した際の状態図（17-154）

- ・医薬品販売業者等が納入する医薬品の見積書に押捺された法人の印影（東京地裁H17.11.10判決17（行ウ）74・東京高裁H18.11.29判決17（行コ）315）

注：見積書に押捺された法人の社印や代表者等の副印は、代表者の登録印や銀行取引印とは異なり、印影が第三者の手に入ることによって偽造されるおそれはそれほど高くないことを考えると事業者の正当な利益が損なわれるおそれが客観的に認められるということとはできないとされたもの。

（参考）奈良県食料費公開請求事件・最高裁H14.9.2判決

「印影については、一般的には、いわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが是認され、・・・自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を有しているというべき・・・しかしながら・・・事業者がそのような管理をしていないと認められる場合には、これが開示されることにより正当な利益等が損なわれると認められることにはならないというべきである。」

- ・営業免許申請に添付された銀行免許取得前の特定会社にかかる株主総会議事録、その関係資料等に記載されたもののうち、会社の登記簿謄本その他で既に開示されている資料から自明である情報等（18-506）

- ・医療センターにおける院内清掃の請負契約書に記載された契約金額（18-独26）

注：WTO協定に基づき、落札者の名称、落札価額等は公示しており、競争入札制度では、落札者と契約者及び落札価額と契約金額は通常同一であり、現に同一となっていることから実質的に既に公になっていると判断されたもの

③著作権法18条3項1号の「別段の意思表示をした場合」に当たり、2号イに該当するとされた例

- ・財団から記念館の展示企画の委託を受けた特定法人が作成した御料儀装車の実測図（18-109）

注：法人から自己の公表権を根拠に開示を望まない意思表示を受けていたもの

3 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件

を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(ロ)

行政機関が保有する「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」の中には、当該法人等又は個人が本来は内部情報として外部に提出すること等を欲しない性質のものではあるが、行政施策等の必要上、提供することを要請され、公にしないと条件で任意に提供されたものも含まれる。

本号は、このような情報のうち、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

なお、当該情報が公にされることとなると行政機関が必要な情報の収集ができなくなり、事務又は事業に支障が出る場合は、別途、第6号の不開示情報の規定によって判断されることとなる。

(1) 「行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたもの」

行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、行政機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得ると解する。

法令に基づく報告又は提出の命令に基づいて提出したものは「任意」ではないため本号には含まれないが、行政機関の長が当該報告徴収権限等を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出することを求めた場合は含まれる。

「公にしない」とは、本法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないと条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、行政機関の側から公にしないと条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から行政機関等の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

(2) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

法人等又は事業を営む個人と行政機関との間で公にしないとの合意があれば、当該合意の基に提供された情報はすべて不開示情報として保護される訳ではなく、当該条件を付することが「合理的」なものでなければならない。

合理的であるか否かについては、「通例として公にしないこととされている」かどうかなど当該情報の性質、当時の状況等に照らして判断する必要がある。

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等において公にしていなくても足りる。

「当時の状況等に照らして」とは、基本的には当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。公にしないと条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合など、開示決定等の時点で公にしないことの合理性を判断する必要があるものもあろう。

参考答申等

- ①「行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたもの」に該当しないとした例

- ・ 労災の再発防止対策書 (14-483)
- ・ 国有財産売買契約書 (15-166)
- ・ 航空機衝突防止装置の作動時に運航者が提出する報告書 (15-724)

② 「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当するとされた例

- ・ 財団法人の一部事業の民営化に関する文書のうち譲渡価額算定依頼先に関する情報及び従業員の引き継ぎに関する情報 (15-19)
- ・ 総合エネルギー調査会原子力部会資料「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠」のうち設定単価等の情報（電力各社等の現在又は今後の取引等に支障を与えるおそれがある情報）(14-123)

③ 「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」に該当しないとされた例

- ・ 総合エネルギー調査会原子力部会資料「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠」のうち設定単価等の情報（電力各社等の現在又は今後の取引等に支障を与えるおそれがない情報）(14-123)

第4 第5条第3号

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保することは、国民全体の基本的な利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、本法においてもこれらの利益は十分に保護する必要がある。

そこで、行政機関法では、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を、独立行政法人等法では、事務又は事業の適正な遂行の観点から国の安全が害されるおそれ等がある情報を不開示情報とすることとした。

1 「国の安全が害されるおそれ」

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

2 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当すると考えられる。

3 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が執ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当すると考えられる。

4 「・・・おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は国際交渉上不利益を被るおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我

が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。

この種の情報については、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）どうかを審理・判断することが適当と考えられることから、このような規定としたところである。

本号の該当性の判断においては、行政機関の長は、「おそれ」を認定する前提となる事実を認定し、これを不開示情報の要件に当てはめ、これに該当すると認定（評価）することとなるが、このような認定を行うに当たっては、高度の政策的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を伴う。裁判所では、行政機関の長の第一次的判断（認定）を尊重し、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断されることになる。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・特定の情報源：情報提供者からもたらされた情報（13-21、15-712）
- ・日本の金融行政に関する外国政府関係者の意見が記載された文書（14-108）
- ・首脳会談に関して記録した文書のうち、相手側の対応や理解度、相手側に対する評価などを記録した部分（14-134）
- ・二国間会議の記録
 - 注1：特に近年行われたものについては、当該記録をそのままの形で公にすることは行われていないと認め、部分開示も否定している（14-339）が、近年でなくとも記録の内容により不開示となることが多い（14-135）
 - 注2：国際機関の長との会談等にも準用される。
- ・他国等が同一の案件につき開示等を行っている場合のわが方保有文書（14-135、16-537）
- ・対外的に秘匿すべき情報として取り扱うことが関係国等との共通理解になっている場合の公務員の氏名（14-360）
 - 注：公務員の氏名は、公にすることが予定されている情報（法5条1号ただし書イ）である場合があるが、係る場合であっても3号から不開示に該当する場合がある旨示されている。
- ・電信システム内部の処理・管理に係る情報（但し1985年10月以前のものを除く）（15-131）
- ・我が国在外公館の査察報告書本文（「査察実施者」「査察対象在外公館名」及び「査察実施時期」を除く）及びフォローアップ関係文書本文（事務処理に係る形式的事項の記載部分を除く）（15-768～777）
- ・博覧会国際事務局総会に際しての愛知万博誘致に係る文書のうち、国際博覧会の投票行動に関する情報（15-224、225）
- ・内閣情報調査室の報償費支出関係書類のうち、報償費支払明細書における各取扱者に対する報償費の支出一件ごとに記載された支払金額および支払先の取扱者名の各欄の記述部分（15-448）
- ・二国間会談等に際し、わが方が作成した対処方針、発言応答要領等（16-425、428、17-150）
- ・条約に基づく水域保安規程及び付属書等（17-493）
- ・BIE（博覧会国際事務局）説明資料（名古屋高裁15（行コ）54（H17.3.17判決）、最高裁17（行ツ）207、17（行ヒ）222（H18.11.24決定））
 - 注：当該説明資料は、BIEとの実務協議の際の説明資料として作成されたもので、BIEから非公開とすることが要請されていると考えられ、これを開示すればBIEやその加盟国等のわが国に対する信頼を損なうおそれがあるとの判断

には相当の理由があるとされた。

②該当しないとされた例

- ・一定の期間経過等がある、他国政府との協議記録等 (15-131)
注：本件は、一定期間経過に加え、対象文書の中に、他国政府側が「日本側において公表されて差し支えない」との見解を示した旨明記されたもの、我が国国内で開示することを目的とした情報収集に関するもの、他国政府側の基本的な対応姿勢についての表明及び事実関係の客観的な説明にとどまるもの、別の行政文書を送るという趣旨の記載があるに過ぎないもの等が含まれていること等を総合的に勘案し、該当しないとされたものである。
- ・博覧会国際事務局総会に際しての愛知万博誘致に係る文書のうち、客観的な事実の経緯・概要や計量化された統計的な数値、既に公表された事実が記載されたもの (15-224、225)
- ・主要国首脳会議出席に係る文書 (在外日本大使館以外の債主名、その振込先の金融機関名・店舗名、預貯金種別及び口座番号を除く。) (15-275~280)
- ・内閣情報調査室の報償費支出関係書類のうち、報償費支払明細書の表題、取扱責任者の氏名、月ごとの報償費の前月繰越額、本月受入額、本月支払額、返納額及び翌月繰越額が記載された部分並びに支払年月日、使用目的及び備考の欄の記載部分 (15-448)
- ・記者ブリーフ資料におけるブリーファの氏名及び官職であって、ブリーフィング当時に公表慣行があるものであり、かつ、記者ブリーフ後長時間を経過したもの (15-786、16-7、8)
- ・BSEに関する技術検討会で検討された諸外国のBSEステータス評価に係る国名等 (17-511)
注：牛肉等の輸出国別にBSE発生リスクを評価することがこの検討会の目的だったこと、諮問庁が国会答弁において、アメリカ等に対しステータス評価に必要な情報を収集するため、質問票を送付したことを明らかにしていることからすれば、国名等については、議事録中で既に開示されている検討会出席者の発言内容からおおよそ推測が可能であると認められることから、公にしても相手国との信頼関係が損なわれるおそれがないとされた。
303
- ・内閣総理大臣から国防会議に対して諮問があった事実を記載した文書 (17-501)
- ・2005年日本国国際博覧会登録申請書 (名古屋高裁15(行コ)54(H17.3.17判決)、最高裁17(行ツ)207、17(行ヒ)222(H18.11.24決定))
注：上記登録申請書は、作業過程にある作業用の内部文書ではなく、博覧会国際事務局総会において加盟国による承認を得て公になった文書であるから、これを公にすることにより当該事務局との信頼関係が損なわれるおそれがあるとの判断は著しく合理性を欠いているとされた。

第5 第5条第4号

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

国の安全等に関する情報と同様に、公共安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、行政機関法では、刑事法の執行を中心とした公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を、独立行政法人等法では、事務又は事業の適正な遂行の観点から公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報を不開示情報とすることとした。

1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持」

(1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が、犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、拘留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

(2) ここでいう「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・拘留

に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第6号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

※ 「訴訟に関する書類及び押収物」との関係

刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得される文書のうち、「訴訟に関する書類及び押収物」については、刑事事件訴訟法第53条の2の規定により、情報公開法の適用除外とされている。

「訴訟に関する書類及び押収物」とは、一般に、被疑事件・被告事件に関して作成され又は取得された書類と解されており、裁判所で作成される判決書や証人尋問調書等及び検察官、弁護士から公判に提出された証拠書類のほか、捜査段階で作成される捜査書類も含まれる。

本号は、これら「訴訟に関する書類及び押収物」以外の文書において、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれを判断するものである。

(参考)

「訴訟に関する書類及び押収物」は、基本的には、犯則調査権を有する機関や法律上告発権限が付与されている機関が保有するものであるが、一般の行政機関においても、検察庁に告発し、一件書類を提出することがあり、告発書や添付書類等の写しを当該行政機関が保管しているような場合も「訴訟に関する書類」に当たる。

また、行政機関が告発主体とならない場合でも、刑事事件に関連して、書類や証拠物を検察庁に提出したり、押収されたりした場合に、交付される押収品目録や、行政機関が保有する提出・押収された書類・証拠物の写しも同様と考えられる。

2 「・・・おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、国の安全等に関する情報と同様、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・海外における邦人誘拐事件に関して、人質解放又はその交渉に係る諸問題、交渉チャンネル等に関する武装勢力側の考え方等及び日本政府としての対応方針等が記録されている文書（13-21）
- ・羽田空港保安担当者会議に関する文書のうちハイジャック等の手口が記載された部分、犯罪等の防止のために現に行われている対策が記載された部分（13-66）
- ・矯正施設の保有する、施設の内部構造がわかる設計図面のすべて（14-139）
- ・「再審無罪事件検討結果報告」のすべて（15-502）
- ・矯正施設の保有する室内検査記録のうち、具体的検査のあった舎房名、階数、捜検の重点箇所及び押収品の記載部分（15-695）

- ・我が国在外公館の査察報告書のうち、警備に係る情報に関する記述(15-768~779)
- ・検察庁における調査活動費に関する支払明細書の支払明細欄及び個々の支払いに関する領収書(16-71・72、19-58)
- ・我が国在外公館の官用車のナンバープレートに関する情報(17-238)
- ・条約に基づく水域保安規程の添付文書のうち、保安措置の内容及びテロ行為の防止のための対応措置の概要等が記載された文書(17-493)
- ・矯正施設における「職員研修用出欠確認一覧表」に記載された矯正施設職員の氏名(18-371)
- ・特定地方検察庁における検察旅費に関する旅費請求書(19-59)

②該当しないとされた例

- ・羽田空港保安担当者会議に関する文書のうち当面の対応策が記載された部分(13-66)
 - 注：現時点においては抜本的な改善策がとられたため当面の対応策は意味がなくなっているため
- ・接見等の指定に関して検察官の執務資料として作成された「接見指定 20 講」(14-434)
- ・調査活動費に関する内規(15-395)
- ・医薬品販売業者等が納入する医薬品の見積書に押捺された法人の印影(東京地裁 H17. 11. 10 判決 [17 (行ウ) 74]・東京高裁 H18. 11. 29 判決 [17 (行コ) 315])
 - 注：専ら印章を所有・使用する法人等に生ずる可能性がある不利益を指摘するにとどまり・・・刑事司法の関係諸機関の活動が阻害され、その作用の適性かつ円滑な執行に支障が生ずることを基礎付ける事情とはいえないから、5条4号の不開示情報には当たらないとされたもの。

第6 第5条第5号

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

行政文書は、決裁、供覧等の手続を終了したものに限られないことから、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）の内部又は相互間における意思決定前の審議、検討又は協議の段階において作成又は取得された文書であっても、組織的に用いるものとして現に行政機関が保有していれば、開示請求の対象となる。

このように、開示請求の対象となる行政文書の中には、国の機関等としての最終的な意思決定前の事項に関する情報が少なからず含まれることになるため、これらの情報を開示することによってその適正な意思決定が損なわれたり、誤解や憶測等により国民に不当な影響を与えたりすることのないようにする必要がある。

しかしながら、事項的に意思決定前の情報をすべて不開示とすることは、政府・独立行政法人等がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは、適当ではない。そこで、個別具体的に、開示することによって国の機関等の適正な意思決定に支障を及ぼしたり、国民に不当な影響を与えたりするおそれの有無及び程度を考慮し、不開示とされる情報の範囲を画したものである。

1 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指し、これらの機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

2 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合や行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になると外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがある場合などが想定される。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・場外車券場設置許可に至るまでの関係者間の議事録等のうち市長が面談において発言した内容 (14-443)
- ・司法制度改革推進本部法曹養成検討会の内容を記録した録音テープのうち議事の公開の協議の部分 (14-453)
参考：東京地裁 14 (行ウ) 298・362～365 (平 15. 12. 12 請求認容) →東京高裁 16 (行コ) 33 (平 16. 12. 15 原判決取消・請求棄却) →最高裁 17 (行ツ) 90 (係属中)
- ・公正取引委員会に報告される審査報告書のうち報告書本体及び勧告書 (案) (15-38)
- ・公正取引委員会議事録 (15-38、18-454・455)
- ・国際人権B規約第一選択議定書の締結問題に関する政府の方針等に関する文書のうち、関係各府省との協議又は意見交換の記録の中の出席者の発言がまとめられた部分、関係各府省の意見の要点として取りまとめられた記述の部分、事実認識に基づく考察及び対応の方向性がまとめられた部分及び質問主意書に対する答弁書の文案の中の修正意見が手書きで書き込まれた部分 (15-410)

②該当しないとされた例

- ・中央公害対策審議会水俣病問題専門委員会議事速記録に記載された発言者の氏名等 (13-6)
- ・メチル水銀の環境保健クライテリアに係る調査報告書に記載された研究者の氏名等 (13-6)
- ・司法制度改革推進本部法曹養成検討会の内容を記録した録音テープのうち、事務局あいさつ、配付資料の確認、出席者の紹介、座長の選出、座長あいさつ、検討事項及び検討スケジュールの説明、法科大学院に関する論点整理、司法試験に関する論点整理、今後の日程等の説明の部分 (14-453)
- ・国際人権B規約第一選択議定書の締結問題に関する政府の方針等に関する文書のうち、関係各府省からの回答文書の中の意見が記載された部分、関係各府省の見解及び対応振りを記載した部分であって、同旨の内容が開示請求以前に公開されていた部分 (15-410)

4 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

意思決定に向けたプロセスの途上にある未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に、「国民の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・「有事法制第3分類についての検討資料」(15-700)
注：機微な内容であり、初期の検討段階における極めて不確定かつ未成熟なものであり、公にされると先入観や誤解により、国民の間に不当な誤解や混乱を生じさせるおそれがあるとされた。
- ・火工品安全性評価申請書等 (17-391、393)
注：適用除外火工品として告示に指定されるかどうか未確定な審査中の段階に

関する情報で、パブリックコメントによる意見募集も含めて全体の審議が
終わっていないもの

② 該当しないとされた例

・登記所統廃合計画 (14-6)

5 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

公にすることが尚早な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長する、あるいは風評により信用を失墜させるなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、4と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、当該土地の所有者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

6 「不当に」

前記3、4及び5の「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のもを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

7 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

第7 第5条第6号

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

国の機関等が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする合理的な理由がある。

国の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホ（独法はハからト。以下同じ。）まで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定した。

1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（第六号本文）

(1) 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

(2) 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目

的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

(3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は、行政機関の長・独立行政法人等に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・行政庁からの争訟に関する法律意見照会に対し、法務省訟務部局が示した法的観点から意見、法律解釈についての意見等が記載された文書 (15-327)
- ・医療事故調査検討委員会の議事録等のうち、事故実情調書 (14-27)
- ・実験動物の個体管理のための戸籍簿に貼付されている写真 (15-228)
- ・内閣官房報償費の使途に関する記述のうち、支出済一覧表の主要国首脳会議出席関係で在外大使館以外の債主名、その振込先金融機関名、店舗名、預貯金種別及び口座番号 (15-275~280)
- ・脳死判定・臓器提供に係る作業班資料 (15-405)
- ・内閣情報調査室の報償費支払明細書のうち、各取扱者に対する報償費の支出一件ごとに記載された支払金額及び支払先の取扱者名の各欄の記述部分 (15-448)
- ・矯正施設に設置された、動体管理システムの運用に関する文書のうち、センサーの具体的な場所、作動時間、作動時の職員の対応 (15-481)
- ・情報公開審査会の答申書案 (15-506)
- ・公金流用疑惑に係る調査結果報告書の事情聴取結果 (15-726)
- ・査証事務に関する具体的事項等 (16-631、653)

注：答申では具体的に以下が挙げられている。

- a 個別・具体的な事例に則した査証事務遂行上の対処方針
- b 個々の査証申請事案を処理するための審査基準、審査手法及び査証発給事務に係る内部の事務事項
- c 査証事務関係者の個人識別情報 (1号ただし書イに該当する場合でも不開示となり得る)
- ・行政相談苦情処理票のうち、a 申出人の属性に関する記述、b 行政相談において受け付けた苦情事案の申出内容、c 申出人等の関係当事者等の氏名等個人の特定につながる表記、d 申出内容と一体不可分な記載と認められる苦情事案の処理内容等 (17-84)
- ・公共用地の取得に係る標準地価格総括表等に記載された地元精通者から収集した情報 (17-独 34)
- ・刑事施設に勤務する医師の氏名 (18-45~47)
- ・公認会計士試験第2次試験の論文式試験の記述問題等に関する解答例 (19-64)

②該当しないとされた例

- ・登記所統廃合計画が記載された通知文書 (14-6、7)
- ・動物実験計画審査願のうち、実験動物供給先の国公立機関の名称 (14-57)
- ・審理終了後の行政不服審査に係る行政文書 (14-231)
- ・ダム事業に係る損失補償基準 (14-451)
- ・内閣官房報償費の使途に関する記述のうち、支出済一覧表の a 内閣官房長官を債主とするもの、b 主要国首脳会議出席関係で在外大使館以外の債主名、その振込先

- 金融機関名、店舗名、預貯金種別及び口座番号を除く部分 (15-275~280)
- ・内閣情報調査室の報償費支払明細書のうち、表題、取扱責任者の氏名、月ごとの報償費の前月繰越額、本月受入額、本月支払額、返納額、翌月繰越額、支払年月日、使用目的及び備考の欄の記述部分 (15-448)
- ・記者ブリーフ資料におけるブリーフターの氏名及び官職であって、ブリーフィング時に公表慣行があるものであり、かつ、記者ブリーフ後長時間を経過したもの (15-786)
- ・調査活動費に関する内規 (15-395)
- ・公認会計士試験第2次試験の簿記の計算や仕訳に関する問題に対する解答例 (19-64)

注：問題の数値が変われば解答となる数値も変わり、今後の類似試験問題の参考とすることは不可能であり、公にしても受験生の思考の画一化を進め、答案のパターン化、画一化に拍車がかかるとは考えがたいと判断されたもの

2 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(第六号イ)

(1) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、「租税」その他の収入金を取ることをいう。

(2) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・金融機関検査結果通知書・示達書の中のいわゆる手口情報に当たるもの、検査報告書のような途中段階の文書 (14-175)
- ・いわゆる労災かくしの排除に関する通達等における重点業種、事案の把握及び調査の点検方法、留意事項、労災かくしを行った事業場に対する措置方針、事案の

- 発覚の端緒等が記載された部分 (14-237)
- ・ 税務調査対象となる重点調査業種 (14-332)
- ・ 発注者が公正取引委員会に報告した談合情報 (14-380、17-392)
- ・ 公正取引委員会の独占禁止法違反事件の審査活動の過程で作成・取得される調書、留置物、審査報告書等 (15-38)
- ・ 公正取引委員会に寄せられた独占禁止法違反に係る申告情報及び当該申告を受けての調査活動に関する情報 (15-199、16-118)
- 参考：東京地裁 15 (行ウ) 149 (平 16. 1. 16 請求認容) →東京高裁 16 (行コ) 51 (平 16. 5. 26 控訴棄却)
- ・ 証券取引等監視委員会の検査報告書 (15-227)
- ・ 税務調査に関する調査書類一式 (16-361)
- ・ 公認会計士試験の試験実施基準のうち、試験問題の作成方法、提出方法等に関する情報 (15-754)
- ② 該当しないとされた例
- ・ 被検査機関がすでに破綻している場合の金融検査報告書等のうち、承継金融機関に関する情報を示していると考え余地のない数値など客観的な指標に関する情報 (14-175)
- ・ 公認会計士試験の短答式試験における得点別一覧表及び論文式試験における得点階層分布表 (15-754)

3 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(第六号ロ)

(1) 「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(2) 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

参考答申等

① 該当するとされた例

- ・ 中央労働委員会労働者委員任命処分取消訴訟に関し、国としてどのような方針で臨むかといったことを記述した文書 (13-155)
- ・ 行政庁からの争訟に関する法律意見照会に対し、法務省訟務部局が示した法的観点からの意見、法律解釈についての意見等が記載された文書 (15-327)
- ・ 訴訟に関して行政庁から法務省に事実調査の内容、行政庁意見等を回報した文書 (16-562、17-515)

②該当しないとされた例

- ・医療事故調査検討委員会の議事録等における事故調査結果のまとめ (14-27)
- ・場外車券売場設置許可にかかる関係者間の議事録 (14-56)
- ・既に終結した産廃施設設置不許可に係る不服審査に関する審査請求書及び処分庁の弁明書 (14-231)
- ・選任弁護士に対する報酬額が記載された部分 (算定に当たって考慮された事項等を除く。) (15-41)
- ・特殊法人支出の弁護士報酬の合計額 (15-独 16)

4 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(第六号ハ)

国の機関等が行う調査研究 (ある事柄を調べ、真理を探究すること) の成果については、社会、国民等にあまり還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を不開示とするものである。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・動物実験計画審査願のうち、研究課題、実験目的及び動物実験の方法 (14-57)

②該当しないとされた例

- ・動物実験計画審査願のうち、講座等名、講座責任者職及び動物実験委員会が付した意見 (14-57)
- ・実態調査結果の調査サンプルに個別に付された検体ナンバー等 (14-518)

5 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(第六号ニ)

国の機関等が行う人事管理 (職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事) に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・医療事故調査検討委員会の議事録等のうち、事故調査委員会の指示 (関係者の職、氏名及び処分内容) が記載された部分 (14-352)
- ・職員の職責に関する内議書のうち、懲戒処分に当たって担当者が検討した内容に関する情報 (14-352)
- ・懲戒処分を行った行政庁が懲戒処分決定前に上級庁に報告した処理方針 (14-352)
- ・懲戒処分に関する決裁のために回議された文書のうち、非違行為の態様、職員の勤務状況、非違行為の社会的影響等担当者が検討した内容が記載された部分 (15-

- ・我が国在外公館の査察報告書のうち、在外公館長と次席館員の管理能力や館員の経歴と事務処理能力に係る記述の中で、個人の評価に係るもの（15-768~779）

6 「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（第六号ホ）

国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業及び独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事業については、第2号の法人等に関する情報と同様に、当該企業経営という当該事業の性質からその正当な利益を保護する必要があるものがあり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、その公的性格にかんがみ、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その開示の範囲は第2号の法人等とでは当然異なり、国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業及び独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

なお、国が経営する企業に係る事業としては、

- ・ 国有林野事業

地方公共団体の経営する企業に係る事業としては、

- ・ 水道事業、
- ・ 軌道事業
- ・ 自動車運送事業
- ・ 鉄道事業
- ・ 電気事業
- ・ ガス事業
- ・ 病院事業

などがある。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・ 国有林売払い契約における評定価格及び鑑定評価額等（15-452、453）

注：国有林野事業において、国の売払契約の適切な執行が妨げられるおそれがあると認められたもの。

②該当しないとされた例

- ・ 公的企業から提供された協定届及びその添付資料並びに更新届のうち、事業の種類、事業の名称、事業の所在地、時間外又は休日労働させる必要のある具体的理由、業務の種類及び労働者数（15-311）
- ・ 特定製剤を投与した可能性のある国立病院等及び県立病院等の名称、その所在地、診療科及び連絡先電話番号並びに当該医療機関の長の氏名等（15-617）

* 一般に、第1号に該当する個人情報、第2号に該当する法人情報を含む文書については、当該文書を行政機関に提供する個人又は法人の意図としては、行政機関の行う特定事務に提供する前提で、当該事務以外に使用されたり、公にされることを前提とせずに、提供されることが多く、このような情報を公にした場合、行政機関と当該文書を提供した個人又は法人との信頼関係が損なわれるおそれがある他、個人又は法人にこのような文書を行政機関に提供することをためらわせ、今後同種の文書の収集に支障を来すなど、当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれが生ずる場合があると考えられる（第2号の解説3参照）。

第8条

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる（法第9条参照）。したがって、行政文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として行政文書の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、法第5条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。

1 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該行政文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、法第5条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得ると考えられる。具体的には、次のような例が考えられる。

- ① 特定の個人の病歴に関する情報（第1号）
- ② 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第2号）
- ③ 情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報（第3号）
- ④ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第4号）
- ⑤ 買い占めを招く等国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第5号）
- ⑥ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第6号）

2 「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった行政文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになる。

参考答申等

①認められた例

- ・情報公開法が本人開示を認めないものであることを明らかにした例 (14-84)
- ・法第5条第4号に該当する不開示情報について、存否応答拒否を認めた例 (15-98)
- ・存否情報を通知者が議会で明らかにしているとの審査請求人の主張を考慮しても、法第5条第6号イの不開示情報を該当することとなるとして、存否応答拒否を妥当としたもの (17-392、394)

②認められなかった例

- ・特定の議員との面談記録について、存否を答えることにより明らかになる事実を検討して、法第8条該当性を否定した例 (15-124)
- ・法第5条第3号による存否応答拒否の主張を認めなかったもの (15-237)
- ・特定個人が国家賠償訴訟を提起した旨の存否事実について法第5条第1号ただし書イの「公にすることが予定されている情報」に該当するとして、存否応答拒否を認めなかったもの (18-190)

参考

以下の答申は、全文が開示・不開示の参考になると思われます。

特定法人に係る柔道整復師養成施設設置計画書の一部開示決定に関する件（18-420）他
・履歴書、免許証、議事録、経理関係書類、見積書等の開示・不開示の考え方が示されている。

「法改正に伴う身体障害者及び知的障害者厚生相談所のあり方に関する研究」に関する厚生労働科学研究費補助金研究計画書の一部開示決定に関する件（14-337）他
・厚生労働科学研究費補助金に係る文書の開示・不開示の考え方が示されている。

ゆとりある就労と豊かな生活時間に関する調査研究の委託費の確定に関する文書等の一部開示決定に関する件（15-148）他
・委託事業の清算に係る文書の開示・不開示の考え方が示されている。

八王子労働基準監督署が特定会社の特定事業場に対して交付した是正勧告書等の不開示決定に関する件（16-31）
名古屋北労働基準監督署が平成15年6月16日から27日までの間に交付した是正勧告書等の一部開示決定に関する件（17-556）
・都道府県労働局における指導文書等の開示・不開示の考え方が示されている。
・なお、17-556において開示すべきとされた部分の一部については、「平成19年（行ウ）第192号 行政文書一部不開示決定処分取消請求事件判決」（東京地裁 平成19年11月16日判決）において、不開示とされた。

特定個人が特定会社を不当解雇され、長野労働基準監督署へ行った申告に基づき、労働基準法違反として長野労働基準監督署が事業所に指導した書類等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（19-132）
・都道府県労働局における申立てに基づく指導文書等の開示・不開示の考え方が示されている。

個人情報保護法開示・不開示マニュアル

平成21年3月

厚生労働省大臣官房総務課
情報公開文書室

個人情報保護法開示・不開示マニュアル

本マニュアルは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下、「法」という。）に基づく開示請求等の対象保有個人情報についての、法第2条第3項に掲げる保有個人情報該当性の判断、法第14条各号に掲げる不開示情報該当性の判断、法第27条に掲げる訂正請求の可否の判断及び法第36条に掲げる利用停止請求の可否の判断に資するため、それぞれの条項の考え方・答申等を整理したものである。

法の条文解釈については「行政機関等個人情報保護法の解説」（総務省行政管理局監修）「厚生労働省が保有する個人情報の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準」を（※本文中で上記2つの見分けがつかないため）、先例答申については、「情報公開・個人情報保護審査会答申データベース検索」（[http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/search/pck\\$index2.html#000](http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/search/pck$index2.html#000)）を確認されたい。

なお、主要な答申をとりまとめたものとして、毎年8月に情報公開・個人情報保護審査会から「内閣府情報公開・個人情報保護審査会答申選」が発出されている。

目次

第1	保有個人情報に関する判断基準（第2条関係）	2
第2	不開示情報に関する判断基準（第14条関係）	6
第3	第14条第1号（開示請求者の生命、健康、等を害するおそれがある情報）	8
第4	第14条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）	10
第5	第14条第3号（法人等に関する情報）	14
第6	第14条第4号（国の安全等に関する情報）	19
第7	第14条第5号（公共の安全等に関する情報）	21
第8	第14条第6号	24
第9	第14条第7号（独法14条5号）（事務又は事業に関する情報）	26
第10	訂正請求	36
第11	利用停止	39
第12	保有個人情報の存否に関する情報（第17条）	42

第1 保有個人情報に関する判断基準（第2条関係）

第2項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

第3項

この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

1 個人情報（法第2条第2項）

（1）個人情報の定義

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう（法第2条第2項）。

（2）「個人情報」についての考え方

（ア）「個人に関する情報」

「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

（イ）「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいう。映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。

「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができることをいう。

（ウ）「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」

法の対象とする個人情報は、当該情報そのものから本人が識別されるものであることが原則である。しかしながら、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は対象とすることが適当である。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」には含めて考える必要はないものと考えられる。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合がある。決定権者は、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で考慮することが適当である。

なお、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）では「法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」を個人情報の定義から除外しているが、法では除外していない。これは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）における個人情報の定義（第2条第1項）でも除外されていないため、これと整合を取り、保護の範囲を拡大したものである。

2 保有個人情報（法第2条第3項）

(1) 保有個人情報の定義

「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう（法第2条第3項本文）。

ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る（法第2条第3項ただし書）。

(2) 「保有個人情報」についての考え方

法では、行政機関における個人情報の取扱いに関する規律及び本人からの開示、訂正、利用停止の請求の対象を「保有個人情報」としている。保有個人情報の要件は、基本的に情報公開法における行政文書の定義と整合性が取れるようにしている。

(ア) 「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもの」

「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

「行政機関が保有している」とは、情報公開法における行政文書の保有の概念と同様である。すなわち、当該個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。

(イ) 「行政文書に記録されているものに限る。」

個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるもの等）があるが、法の規律を安定的に運用するためには、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要があり、文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されていることを前提とした。その上で、情報公開法との整合性を確保する観点から、行政文書に記録されているものに限ることとした（行政文書の定義については、「厚生労働省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準」（平成13年3月19日厚生労働省発第20号）の別添1と同様に取り扱うものとする。）。したがって、職員が単に記憶しているにすぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。また、情報公開法は、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの等を行政文書の定義から除いているが、これらに記録されている個人情報も、保有個人情報に該当しないことになる。

参考答申等

＜「保有個人情報」に該当するとされた例＞

① 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの

- ・ 本人が被災した特定発電所工事に係る特定会社に対する是正勧告書の一部開示決定に関する件(20-109)

・・・・・・・・一連の書類の中の別の文書と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められるので、全体として審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

- ・ 特定日に在留資格変更許可申請に際して本人が提出した書類等の一部開示決定に関する件(18-47)

・・・・・・・・当該文書上には、入国管理局が保管するデータベースとの照合等を行えば個人が識別し得る情報が含まれており・・・・・・・・

- ・ 本人に係る人権侵犯被害申告シート等の一部開示決定に関する件(17-4)

・・・・・・・・諮問庁が保有個人情報に該当しないとした部分は、開示請求人に関して作成され、かつ、開示請求人の氏名が記載された1枚の人権相談票の一部に記載されているものであることから、同人権相談票に記載されている情報は、開示請求人の個人情報と見るのが自然でありであり、また、統計処理に供される部分も、統計処理前の当該人権相談票に記載された状態では、特定個人が識別できる情報と言うほかない。

したがって、文書⑨の人権相談票のうち、諮問庁が保有個人情報に該当しないとした部分は、保有個人情報に該当すると認められ、当該部分を本件対象保有個人情報として、改めて開示決定等すべきである。

② 死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報でもであるとされたもの

- ・ 特定日付の相続開始に係る相続税の更正処分の対象となった未分割の相続財産が特定被相続人の財産であったことを裏付ける証拠書類の不開示決定に関する件(18-21)

・・・・・・・・そもそも相続税に係る税務調査は、税務当局が相続人に課税処分を行うことを目的として被相続人の財産等について調査するものであり、調査対象となる未分割の相続財産は相続人全員の共有財産であると解されることから、当該税務調査において収集した被相続人の財産等に関する情報は、各相続人個人に関する情報にも該当すると言ふべきである。

また、本件調査関係書類の中に審査請求人の氏名等の個人を識別することができる情報が記載されていなくても、処分庁が同人を相続税の更正処分の対象としていることから、同人が本件税務調査の対象となった財産の相続人の一人であることは明らかであり、これを否定すべき特段の事情がない限り、本件対象保有個人情報は、同人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められる。

- ・ 特定個人の労災補償支給決定に係る資料提出から決定に至るまでの書類の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件(20-221)

本件復命書の記載内容は、休業補償給付等を含む被災労働者の労災保険給付の請求権の行使にかかわる情報であると認められるところ、当該請求権が被災労働者の死亡により特定の者に相続されたことが明らかである場合には、当該相続人の労災保険給付の請求権の行使にかかわる情報にも該当すると解される。

そこで、当審査会において事務局職員を通じ諮問庁に確認したところ、被災労働者は、本件復命書において、その傷病が業務上の事由によるものと判断されたため、休業補償給付等の支給決定を受けたが、その後、当該傷病が特定の傷病等級に該当する等の判断から、労災保険給付のひとつである傷病補償年金の支給決定を受け、さらに、被災労働者の死亡後、審査請求人が、被災労働者の遺族として、同法11条1項の規定に基づき、傷病補償年金のうち未支給のものを請求し、支給決定を受けたとのことである。

上記の確認結果を踏まえると、審査請求人は、被災労働者の労災保険給付の一部を自己の名で請求し、支給を受けていると認められることから、被災労働者の労災保険給付の請求権は、その一部が審査請求人に相続されたことが明らかであると認められる。

なお、審査請求人が自己の名で請求した傷病補償年金は、本件復命書において被災労働者が請求した休業補償給付等とは別のものであるが、これらの給付はいずれも、被災労働者の同一の傷病に起因し、当該傷病が業務上の事由によるとの認定を前提に支給されたものであるから、本件復命書は、審査請求人が相続した労災保険給付の請求権の行使にかかわる情報が記載されているものと言うべきである。

したがって、本件復命書に記載された情報は、被災労働者に関する情報であると同時に、相続人である審査請求人を本人とする保有個人情報にも該当すると認められるので、審査請求人は、本件対象保有個人情報に対する開示請求権を有すると認められる。

<「保有個人情報」に該当しないとされた例>

- ① 同一文書の中で、部分的に個人情報非該当性が認められたもの
 - ・ 特定日に本人が特定労働基準監督署に行った申告に関する申告処理台帳等の一部開示決定に関する件(19-113)

当審査会において是正勧告書(控)を確認したところ、是正確認欄は、認印の押印欄及び確認方式欄から構成され、是正の確認者が誰であるかについての情報及び再監督、実地調査、書面又は口頭のいずれの方法により是正を確認したかについての情報が記載されることとなっており、これらは専ら業務処理上必要な情報であると認められるため、是正確認欄に記載された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められる。
- ② 他の情報と照合しても審査請求人を本人とする保有個人情報ではないとされたもの
 - ・ 本人に係る災害事故につき特定労働基準監督署が作成した災害調査復命書の一部開示決定に関する件(20-156)

当該文書の記載内容に加え、その作成又は取得の目的等を考慮しても、当該文書に記載された情報が、他の情報と照合することにより本件災害を受けた審査請求人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該文書に記載された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

第2 不開示情報に関する判断基準（第14条関係）

法第14条柱書き

行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない

1 開示・不開示の基本的考え方

開示請求権制度は、個人が、行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取り扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、本法では、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要があり、対して開示することに夜利と開示しない事による利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、本法では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないこととしている。

2 不開示情報の類型と構成

ア 本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

イ 本法の不開示情報の構成は、基本的に情報公開法の不開示情報の構成に準拠している。すなわち、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型（個人に関する情報、法人に関する情報、国の安全に関する情報、公共の安全に関する情報、審議検討中の情報、事務授業に関する情報）ごとに定性的な支障の有無等を規律するという方式を採用している。また、情報公開法と同様に、部分開示、裁量的開示、存否応答拒否の仕組みも採用している。

（参考）情報公開法の不開示情報との異同

ア 情報公開法の法目的は、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うすることにある。また、情報はそれが転々流通することを妨げられないという特質を有する。このため、情報公開法においては、開示請求者に行政文書が開示されるという仕組みでありながら、不開示情報に該当するか否かの判断に当たって、開示請求の対象である行政文書が国民一般に公開されることを前提としている。したがって、開示請求者本人の個人情報を記録した行政文書に対する開示請求であっても、開示請求者が誰であるかを確認しないし、本人からの開示請求という事情も斟酌しないこととされている。この点について情報公開法の立案の基礎となった行政改革委員会の「情報公開法制の確立に関する意見」（平成元年）においては、「本人開示の問題は、基本的には個人情報の保護に関する制度の中で解決すべき問題」と指摘していた。

イ これに対し本法における開示請求権制度は、本人が自己の個人情報の取扱いをチェックするためのものであり、また、公になれば自己の不利益となる情報を他に漏らすことも通例では想定する必要はない。このため、本法においては、不開示情報に該当するか否かの判断に当たって、特定の開示請求者に対する開示を前提としている。それに伴い、行政機関の長に対し開示請求者が当該開示請求の対象となる保有個人情報の本人であるか否かを確認することを義務付けている。ただし、ある特定者に関する保有個人情報が、同時に、他者の個人情報、法人に関する情報等としての意味内容を有することは少なくない。これらの意味内容を有する部分について情報公開法と整合性を保たせることが必

要となる。このような考え方から本条においては、保有個人情報の本人の利益を保護しようとする特別の不開示情報といえる第一号を除き、基本的に情報公開法第五条各号との整合性を保持している。

情報公開法の運用・解釈については情報公開審査会の答申が相当数蓄積されており、本法の運用・解釈についても大いに参考となる。

第3 第14条第1号（開示請求者の生命、健康、等を害するおそれがある情報）

開示請求者（第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

法の開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には不開示とすることができるようにしておく必要がある。

例えば、カルテの開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。また、児童虐待の場合のように、虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合も想定される。このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に行政機関の長に開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

<該当するとされた例>

- ・ 本人に係る小学校児童指導要領の不開示決定に関する件(18-独9)
 - ・ 異議申立人は、本件の開示請求を通じて、児童aを含む子供2人の所在が分かる情報又は当該所在そのものが判明しないまでも、それにつながる可能性のある情報を得ようとしていることは明らかであるから、ウ)については言うまでもないが、イ)についても、父親の家庭内暴力の原因が分からない状況下においては、これを開示することによって、およそ児童aの生命、健康、生活又は財産を害するおそれがないとまでは言い切れず、これらの情報は不開示とすることが相当である。

<該当しないとされた例>

- ・ 旧司法試験第二次試験ファイルの一部開示決定に関する件(20-1)
 - ・ 司法試験は、法曹となろうとする者の必要な学識及びその応用能力の有無の判定を目的とする国家試験であり（司法試験法第1条1項）、同試験の合格者と判定されている以上、本来、論文式試験の合格が無制限枠によるか制限枠によるかで、当該合格者が司法修習を経て法曹となったときの法曹としての資質において優劣が定まるものとは限らず、若年合格者のその後の成長を見込んだ上での合格枠制度の導入であれば、必ずしも制限枠合格者であることで不利益な評価や取扱いがされるものではなく、また、当該合格枠制度による合格者の多くは既に就職を終えていると推測され、転職等をする場合であれば、司法試験の成績よりも、むしろ、それまでの弁護士等としての実績が当然に考慮されると考えられる。

そして、諮問庁の説明は、就職等のために司法試験の成績の提出が求められ、制限枠合格者が採用に際して不利益に扱われているという事実を立証するに十分なものではなく、当審査会としても、そのような実態が一般に生じていると認めることはできない。

以上の点などを総合的に勘案すれば、諮問庁の言う開示請求者が不利益に扱われ、その生活を害されるおそれが生じる客観的な蓋然性があるとは認められない。

したがって、論文式試験の合格が無制限枠によるか制限枠によるかが明らかになるとする合格枠制対象者である合格者の総合得点及び総合順位に関する情報は、法 14 条 1 号に該当するとは認められない。

第4 第14条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）

開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

1 特定の個人を識別することができる情報（本文）

開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報としている。

なお、「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

(1) 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人に関する情報から除外したものである。

(2) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」については、本マニュアルの第1の1、(2)(イ)と同様に取り扱うものとする。←別添1とは？

また、「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」については、本マニュアルの第1の1(2)(ウ)と同様に取り扱うものとする。

(3) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

行政機関の保有する個人に関する情報の中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作

物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に不開示情報として規定している。

2 「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」(ただし書イ)

開示請求者以外の個人に関する情報であっても、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものについては、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。

(1) 「法令の規定により開示請求者が知ることができる情報」

「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

(2) 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」

慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。また、情報公開法第5条第1号イの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報に含まれる。

「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当するものとしては、開示請求者の家族構成に関する情報(妻子の名前や年齢、職業等)等が考えられる。

(3) 「知ることが予定されている情報」

実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ調査結果の分析中であつたため通知されていなかった場合が想定される。

〈該当するとされた例〉

- ・ 本人が使用者である車両に係る継続検査申請書等の一部開示決定に関する件(17-1)

・・・・・・一般に、委任状に記載された受任者の氏名については、委任者と受任者という関係において、委任者が当然これを知っている又は知り得る情報であると言うことができ、本件においても開示請求者である委任者にとって、委任状で不開示とされた受任者の氏名は、法令の規定により又は慣行としてこれを知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると認められる。

また、本件継続検査の申請手続は、上記のとおり委任状により委任を受けて行われたものであり、継続検査申請書の申請代理人の氏名も自動車重量税納付書の出頭者の氏名も、委任状に記載された受任者の氏名と同様に、委任者にとっては、法令の規定により又は慣行としてこれを知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると認められる。

したがって、委任状の受任者、継続検査申請書の申請代理人及び自動車重量税納付書の出頭者の氏名は、いずれも法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

〈該当しないとされた例〉

- ・ 本人に係る苦情記録票等の一部開示決定に関する件(18-15)
 - ・ 特定保険会社の担当者の氏名は、法人等に関する情報であると同時に、個人に関する情報でもあり、法14条2号の特定の個人を識別することができる情報に該当する。また、この担当者の氏名は、担当者が商法上の役員等ではなく商業登記簿で公にされておらず、また、本件関係文書にも記載されていないため、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しないため、不開示が妥当である。

3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(ただし書ロ)

不開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

〈該当しないとされた例〉

- ・ キャンパス・ハラスメント調査委員会報告書の一部開示決定に関する件(19-独9)

・ 異議申立人は、加害者教員によりハラスメントを受けた結果、体調の不良や経済的損害を被ったとして、法14条2号ただし書ロの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する旨主張する。

しかし、法14条2号ただし書ロは、保有個人情報を開示しないと「人の生命、健康、生活又は財産を保護」できなくなるおそれがあるなどの事情を考慮するものであって、ハラスメントにより被害が生じているか否かといった事実の認定やその証明のために開示するものではない。

本件においては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認める特段の事情は見当たらない。

4 公務員等の職及び職務の遂行に関する情報(ただし書ハ)

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報は、情報公開法第5条第1号ハにおいて、不開示情報から除外されており、法においても、同様に、不開示情報から除外することとしたものである。

(1) 「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の対応内容に関する情報などがこれに含まれる。

(2) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、その職名と職務遂行の内

容について、情報公開法では、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から不開示としないこととされているが、法においても、同様に不開示とはしないこととしている。

(3) 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名について

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、本号イに該当する場合には例外的に開示することとなる。

人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

〈該当するとされた例〉

- ・ 特定日付けで特定労働基準監督署長から通知された本人に係る労災保険不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件(20-95)
 - ・ ・ ・ ・ ・ 別表のⅡ欄のうち、文書2の②から④までに掲げる部分には、審査請求人の傷病の診断根拠等に係る医師の意見が記載されている。
- 当該部分は、公立病院に所属する医師の意見書の記載内容であり、地方公務員の職務遂行の内容に係る情報であると認められることから、法14条2号ただし書ハに該当する。

〈該当しないとされた例〉

- ① キャンパス・ハラスメント調査委員会報告書の一部開示決定に関する件(19-独9)
 - ・ ・ ・ ・ ・ 異議申立人は、不開示とされている発言部分については、加害者教員が職務として行った授業やセミナー等において発生した事項等に係るものであり、職務遂行関連行為として開示すべき旨主張する。
 - ・ ・ ・ ・ ・ 調査委員会の聴取に対する加害者とされる教員の発言内容は、大学の授業等教員としての職務に関連して訴えられている内容に対する当該教員からの事実認識等であるとはいえ、教員の発言のうち、不開示とされた異議申立人に対する個人的評価・心情等を吐露した部分は、法14条2号ただし書ハに掲げる「職務の遂行の内容」に係るものとは認められない。
 - ② 特定日に三田労働基準監督署長が行った本人に係る労災保険給付の不支給決定に係る調査結果復命書の一部開示決定に関する件(20-31)
 - ・ ・ ・ ・ ・ の不開示部分は、意見書を提出した医師又は労災医員※の自署及び印影である。
 - 当該部分については、自署及び印影の固有の形状が特定の個人を識別できる情報として意味を有していると言うべきであり、上記(1)アにおいて、医師及び労災医員の氏名を開示すべきとしているからといって、これらの自署及び印影を一般に公表する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。
 - したがって、当該部分は、法14条2号の不開示情報に該当し、同条7号について判断するまでもなく、不開示が妥当である。
- ※ 労災医員は非常勤国家公務員

第5 第14条第3号（法人等に関する情報）

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

1 「法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」（本文）

(1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」

ア 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）」には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、第7号において規定している。

イ 「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

(2) 「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、

(1) に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定している。

2 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（ただし書）

本号のただし書は、第2号ただし書ロと同様に、当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

3 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（イ）

(1) 「権利、競争上の地位その他正当な利益」

「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

(2) 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断するものとする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

〈該当するとされた例〉

○ 貸金業者に対する任意の文書報告、資料提出等による事実確認及び報告聴取（存否応答拒否）

- 本人が関東財務局東京財務事務所に送付した貸金業者に係る苦情処理記録書類の一部開示決定に関する件(20-139)

……貸金業者に対する任意の文書報告、資料提出等による事実確認及び報告徴収命令については、苦情申出人に当該情報を還元することを目的とするものではなく、貸金業者の法令等遵守を確保するという監督上の観点で行うものであるため、事実確認及び報告徴収命令の実施の有無及びその内容について、財務局から苦情申出人に伝えることはない。

また、上記のとおり、貸金業者に対する任意の文書報告、資料提出等による事実確認及び報告徴収命令は、貸金業者に対する苦情のうち、違法又は不適切な行為に関するものと認められた場合に行われているものであり、すべての苦情に対して行われているわけではない。

諮問庁の上記説明を踏まえれば、本件存否情報は、これが明らかにされれば、財務局が特定貸金業者に対する任意の文書報告、資料提出等による事実確認及び報告徴収命令を行ったという事実の有無も明らかとなり、特定貸金業者には業務運営上の何らかの問題があるのではないかと憶測を呼び、その社会的信用の低下を招くおそれがあることを否定できないことから、特定貸金業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、本件存否情報は、法14条3号イの不開示情報に該当するため、法17条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

○ 本人が承知しているもの

- 本人に係るあっせん処理票、添付回答書等の一部開示決定に関する件(20-136)

……当該部分には、あっせんの被申請人である特定学校法人があっせんに参加しないとの意思表示を文書で行った旨が記載されているのみである。被申請人がこのような意思表示をした事実については、既に原処分で開示された文書9において、紛争調整委員会から審査請求人あて通知されており、審査請求人は既に承知しているものと認められる。このため、当該部分を開示しても、特定学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、←こここまで下線ひく。これを開示しないという条件を付することが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。また、同様の理由により、当該部分を開示しても、個別労働関係紛争の解決促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認めら

れない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである

○ 専門的な事件を担当する弁護士の報酬額

- ・ 本人との話し合い及び民事調停に関して作成又は取得した文書の一部開示決定に関する件(20-独14)

……確かに、弁護士法の改正により、平成16年4月1日から、弁護士会の会則事項から弁護士の報酬に関する規定が削除され、弁護士の報酬額は、紛争の実態、複雑性、解決の難易、解決に当たっての弁護士の貢献度、これらに対する依頼者の評価、依頼者の資力等諸々の事情を勘案して決せられるものとなり、個々の弁護士の当該事件及び依頼者に対する見方、評価、活動方針等のほかに弁護士事務運営上の経営方針が反映されることとなったこと、本件の弁護士は、個別事件の処理のために委任されたものであることを踏まえれば、弁護士費用の見積額及び請求額は、当該弁護士にとってその経営方針等を反映した機微な情報であると言いうことができ、これを開示した場合、当該弁護士が今後の弁護士業務の委任を受ける際の契約に影響を及ぼす可能性があり、当該弁護士の営業活動上、不利益を与えるおそれがあることは否定できない。

したがって、不開示とされた見積額及び請求額は、これを開示した場合、弁護士業務の経営方針等機微な情報を明らかにし、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イの不開示情報に該当すると認められ、これを不開示としたことは妥当である。……

<該当しないとされた例>

① 法人の印影

- ・ 特定日に半田労働基準監督署長が行った本人に係る労災保険給付の不支給決定に係る事業場提出資料等の一部開示決定に関する件(20-51)

……文書7は、特定法人から審査請求人に交付された採用辞令であり、文書9は、特定法人と審査請求人との間の労働契約書である。諮問庁は、これらの文書のうち、特定法人の理事長の印影は、法14条3号イに該当するとして不開示とすべきとしている。

文書7及び文書9については、当該文書の内容にかんがみると、審査請求人はこれらと同一の文書を保有しているものと認められ、これらの文書に押印された印影も、審査請求人には当然に明らかにされているものと認められる。

したがって、当該印影は、これを開示しても、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

- ② 本人の労災不支給決定に係る給付調査復命書の一部開示決定に関する件(20-144)

審査請求人の傷病に関する診断書であり、諮問庁はそのうち、医療機関の印影を不開示とすべきとしている。

しかしながら、診断書に押印された印影は、医療機関において患者から診断書の作成を求められた場合には、通常誰にでも開示されるものと考えられる。また、文書7は、審査請求人本人の傷病に係る診断書であり、当該診断書を作成した医療機関において、審査請求人に開示されることを承知の上で押印したものと認められることから、これを開示しても、医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該印影は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

4 任意に提供された情報（ロ）

法人等又は事業を営む個人から開示しないと条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。なお、行政機関の情報収集能力の保護は、別途、第7号等の不開示情報の規定によって判断されることとなる。

(1) 「行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供された情報」

行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないと条件が提示され、行政機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

「行政機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないと条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、行政機関の側から開示しないと条件で情報を提供して欲しいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から行政機関の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。

また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

(2) 「法人等又は個人における通例として開示しないとされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

開示しないと条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。開示しないと条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、本号には当たらない。

<該当しないとされた例>

① 本人に係るあっせん概要記録票等の一部開示決定に関する件(20-18)

……あっせん開始に至る事実経過として、①労働局の担当職員が被申請人にあっせんの参加勧奨等を行ったこと、②被申請人からあっせん参加の意思表示があったこと及び③労働局の担当職員があっせん委員にあっせん事案の事前説明を行った旨がごく簡潔に記載されていることが認められる。しかしながら、当審査会において事務局職員を通じ諮問庁に確認したところ、個別労働関係紛争のあっせんは、被申請人の参加の同意を得て行うことを原則としているとのことであるから、既にあっせんが実施された本件において、これらの事実を開示しても、あっせんの被申請人である事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、個別労働関係紛争の解決促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、上記②の情報は、事業場から任意に提供された情報であるが、開示しないと条件を付することが、当該情報の性質、当

時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イ及びロ並びに 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

第6 第14条第4号（国の安全等に関する情報）

開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益は、国民全体の基本的な利益であり、そのような国の安全等が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報としたものである。この場合の考え方は、次のとおりである。

1 「国の安全が害されるおそれ」

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

2 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

「他国若しくは国際機関」（他国等）には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。

他国等との「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当すると考えられる。

3 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当すると考えられる。

4 「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

(1) 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。

この種の情報については、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」がある

か) 否かを審理・判断することが適当と考えられることから、このような規定としたところである。

- (2) 本号の該当性の判断においては、行政機関の長は、「おそれ」を認定する前提となる事実を認定し、これを不開示情報の要件に当てはめ、これに該当すると認定(評価)することとなるが、このような認定を行うに当たっては、高度の政策的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を伴う。裁判所では、行政機関の長の第一次的判断(認定)を尊重し、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断することになる。

〈該当するとされた例〉

- ・ 陸上自衛隊情報保全隊がその所掌事務を遂行する上で収集した本人に係る「個人に関する情報」に該当するものの不開示決定(存否応答拒否)に関する件(20-50)

・・・・・・本件対象保有個人情報、陸上自衛隊情報保全隊がその任務を遂行する上で、特定の個人に関して収集した結果又は内容に係る情報であり、当該情報を実際に収集し、保有しているか否かの事実については、これを明らかにすることで、陸上自衛隊情報保全隊による情報保全業務の対象、傾向及び情報関心そのものを開示することと同様の効果を生じさせることとなり、それにより、陸上自衛隊情報保全隊の情報保全業務における情報収集等の活動の方針や当該任務の実態が明らかとなって、自衛隊に対する不当な働き掛けを企図する者をして、各種工作活動を潜在化、巧妙化させたり、虚偽情報を流布するなどの対抗措置や欺まん行為を講じられるなど、防衛省・自衛隊の情報保全業務に係る任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法14条4号の不開示情報に該当するものと認められる。

したがって、本件対象保有個人情報の存在の有無を答えるだけで、法14条4号の不開示情報を開示することとなるため、本件開示請求は、法17条の規定により、その存否を明らかにせず拒否すべきものと認められる。

第7 第14条第5号（公共の安全等に関する情報）

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

国の安全等に関する情報と同様に、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益であり、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報について不開示情報とすることとしたものである。この場合の考え方は、次のとおりである。

1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。

厚生労働省における司法警察職員（司法警察員（官））には、次のものがある。

- (1) 麻薬取締官が、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第54条第5項の規定に基づき、刑事訴訟法の規定による司法警察員として職務を行う場合
- (2) 労働基準監督官が、次の各法律の規定に基づき、刑事訴訟法の規定による司法警察員（官）の職務を行う場合

- ① 労働基準法（昭和22年法律第49号）第102条
- ② 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第39条
- ③ じん肺法（昭和35年法律第30号）第43条
- ④ 炭坑災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）第14条
- ⑤ 家内労働法（昭和45年法律第60号）第31条
- ⑥ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第92条
- ⑦ 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第40条
- ⑧ 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第11条

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求め意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

2 「公共の安全と秩序の維持」

- (1) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の

執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も本号に含まれる。

- (2) 一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

3 「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

- (1) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。このため、国の安全等に関する情報と同様、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かを審理・判断することが適当であるため、このような規定振りとしているものである。
- (2) 本号の該当性の判断においては、第4号と同様に判断されることとなる。（第3の4の（2）参照）。

<該当するとされた例>

- ① 警察の原告に対する情報収集活動に関する情報（東京地裁H19. 8. 29 判決（行ウ）第327号）※高裁判決（H19. 12. 26 判決（行コ）第296号）も同主旨。（存否応答拒否）

……本件において原告が開示を求める本件情報は、警察の原告に対する情報収集活動に関する情報であるところ、証拠（甲3の2、甲3の3、乙1）及び弁論の全趣旨によれば、警察が特定の個人に対して行う情報収集活動に関する情報には、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かに関する情報のほか、警察が当該個人のかなる点に着眼して情報収集活動を行っているかに関する情報や、当該情報収集活動の手法に関する情報等が含まれていると認められる。

そうすると、本件情報が公にされれば、警察の情報収集活動の実態が明らかにされることとなり、その結果、特定の個人はもとより、その他広く犯罪行為を企てている者において、その活動を潜在化、巧妙化する等の防衛措置が講じられたり、証拠の隠滅が図られ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるというべきであるから、本件情報は、法14条5号所定の公共の安全等に関する不開示情報に該当するというべきである。そして、このような本件情報の内容、性質に照らせば、本件情報の存否を答えること自体によって、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かが明らかとならざるを得ず、その結果、上記の防衛措置等が図られるおそれは否定できないから、本件情報の存否を答えることだけで、法14条5号所定の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになるというべきである。

したがって、本件において、警察庁長官が、本件情報の存否を明らかにするだけで法 14 条 5 号の不開示情報を開示することとなるとして、法 17 条に基づき、本件情報の存否自体を回答せずにした本件不開示処分に誤りはなく、本件不開示処分は適法・・・・・・・・

② 公安調査庁が保有する本人の履歴に関する個人情報のすべて（存否応答拒否）

- ・ 本人の履歴に関する個人情報の不開示決定（存否応答拒否）に関する件(18-39)

・・・・・・・・公安調査庁は、公共の安全の確保を図るため、様々な調査活動を行っているものと認められるところ、その活動の内容、性質等にかんがみると、特定の個人が公安調査庁の調査活動の対象とされているか否かを開示した場合、公安調査庁の情報収集活動の方針、対象、関心事項等公安調査庁の情報収集活動の実態が明らかとなり、破壊的活動等を企図している者又はその関係者において、各種活動を潜在化・巧妙化させるなどの防衛措置を講じられるおそれがあるものと認められる。

このように、本件存否情報を開示した場合、公安調査庁の行う調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、その結果、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるから、本件存否情報は、法 14 条 5 号及び 7 号柱書きの不開示情報に該当するものと認められる。

③ 組織的犯罪処罰法54条1項の取引の届出をした金融機関（存否応答拒否）

- ・ 本人の定額貯金の解約につき、組織的犯罪処罰法54条1項の疑わしい取引の届出をした郵便局名等が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件(19-独51)

・・・・・・・・組織的犯罪処罰法 54 条 2 項の趣旨は、当該届出に係る相手方等が当該情報の存在を知り得た場合に、当該相手方等において、犯罪収益等の財産を処分することなどにより、犯罪捜査に支障が生ずることを防ぐためのものであることは明らかである。

したがって、金融機関等が組織的犯罪処罰法 54 条 1 項に基づき疑わしい取引の届出を行ったか否かという情報は、開示することにより、犯罪の防止、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると言ふべきであり、このことは本件においても同様である。

よって、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、法 14 条 5 号ロの不開示情報を開示することとなるため、法 17 条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

第8 第14条第6号

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

行政機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報を開示することによってその意思決定が損なわれないようにする必要がある。しかしながら、意思決定前の情報をすべて不開示とすることは、可能な限り開示可能な情報は開示するという観点からは適当ではない。そこで、開示することによって行政機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を個別具体的に考慮し、不開示とされる情報の範囲を画することとしたものである。この場合の考え方は、次のとおりである。

1 対象となる情報の範囲

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（国の機関等）について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報が本号の対象である。具体的には、国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

2 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益としている。

3 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

4 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合を想定したもので、3と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

5 「不当に」

2から4までにおいて「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示することによる利益とを比較衡量した

上で判断される。

6 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

第9 第14条第7号(独法14条5号)(事務又は事業に関する情報)

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人(国の機関等)が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報としている。

これらの国の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業に関する情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であつて、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(本文)

(1) 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」として法第14条第7号イからホまでに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の他にも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

(2) 「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

本規定は行政機関の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当

性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

<該当するとされた例>

- ・ 本人に係るわい曲した保有個人情報等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（20-221）

公安調査庁設置法によれば、公安調査庁は、破防法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに団体規制法の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もって、公共の安全の確保を図ることを任務とするものとされており（公安調査庁設置法3条）、その任務を達成するため、①破壊的団体の規制に関する調査に関すること、②無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査に関すること、③破壊的団体に対する処分の請求に関すること、④無差別大量殺人行為を行った団体に対する処分の請求に関すること、⑤無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制措置に関することなどが所掌事務として定められ（同法4条）、破防法27条又は団体規制法29条により、公安調査官は、当該各規制に関し、これらの法律の各3条に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができることとされている。

上記各規定から明らかとなり、公安調査庁は、公共の安全の確保を図るため、様々な調査活動を行っているものと認められるところ、その活動の内容、性質等にかんがみると、特定の個人が公安調査庁の調査活動の対象とされているか否かを開示した場合、公安調査庁の情報収集活動の方針、対象、関心事項等公安調査庁の情報収集活動の実態が明らかとなり、破壊的活動等を企図している者又はその関係者において、各種活動を潜在化・巧妙化させるなどの防衛措置を講じられるおそれがあるものと認められる。

このように、本件存否情報を開示した場合、公安調査庁の行う調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、さらに、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるから、本件存否情報は、法14条5号及び7号柱書きの不開示情報に該当するものと認められる。

<該当しないとされた例>

- ・ 本人が被災した労災事故についての労働者死傷病報告の一部開示決定に関する件
労働保険番号、事業の種類、事業場の名称、事業場の所在地及びその電話番号、派遣先の事業場の名称、提出事業者の区分、事業場所在地の郵便番号、事業場の労働者数並びに事業者職氏名について

諮問庁は、本件対象保有個人情報に記載されている当該部分は、事業者が特定されるおそれがある情報であり、これらを開示すると、事業者が報告書を提出しない、虚偽報告をする等の違法行為を行ったり、違法行為に至らなくても関係資料の提供に協力的でなくなり、労働災害防止に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号柱書きに該当すると説明している。

しかし、これらの事業場は、審査請求人の所属事業場及び審査請求人の派遣先事業場であることが明らかであり、このことは審査請求人も既に承知していると認められるので、事業者が特定されるおそれがある情報を開示することによって、事業者が報告書を提出しない、虚偽報告といった違法行為等を行うこととなり、労働災害防止に係る事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると認めることはできない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当せず、開示すべきである。

- 2 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な

事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(第7号イ)

(1) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収」

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(2) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは該当し得ると考えられる。

〈該当するとされた例〉

① 税務調査関係記録(存否応答拒否)

- 札幌国税局資料調査課が実施した本人に係る税務調査に関する記録及び関係書類の不開示決定に関する件(18-12)

……税務調査は、国税当局の判断により適時に実施されるものであり、事業を営む個人や法人に対する税務調査については、通常、1回限りのものではなく、特に非違が認められた納税者の場合には、相当期間経過後に再度税務調査が行われることも十分に想定されるものである。

以上のことからすれば、本件対象保有個人情報1のような情報を当該納税者本人に開示した場合には、当該納税者においては、自らの事業や経営内容等に対する国税当局の認識の程度、国税当局が同人を当該税務調査の対象に選定した理由、国税当局が行った調査の方法、国税当局が非違を発見するに至った端緒並びに当該納税者の取引先等に対する反面調査をも含めた当該税務調査の対象範囲、深度及び経過など、国税当局が把握する自らに関する情報を詳細に知り得ることとなるのは明らかである。その結果、

当該納税者が今後の自らに対する税務調査(再調査)への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図ったりすることが可能となるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められ、このことは本件においても同様である。

したがって、本件対象保有個人情報1は、法14条7号イの不開示情報に該当することから、その全部を不開示とすることが相当である。

② 検査当局が特定会社の法令違反に該当するおそれのある行為を認定する根拠となった事実や判断過程等

- ・ 本人と特定会社との取引について特定財務局が調査した内容を記述した保有個人情報の一部開示決定に関する件(20-52)

・・・・・・検査は、当該検査の結果が公開されないという前提で行われており、検査官はこの前提の下に金融商品取引業者等との一定の協力関係を保ちながら、資料の提出や事情の聴取などを求めて、検査を行っていることが認められる。本件不開示部分に記載されている検査の結果は、金融商品取引業者等にとって極めて機微な情報を含むものであり、仮にこれが開示されることになれば、今後、金融商品取引業者等の側が検査に対して非協力的ないし消極的な態度をとり、その結果、検査事務に関し、正確な事実の把握が困難になるなど、何らかの支障が出るおそれがあることは否定できない。

これらのことにかんがみると、本件における法14条7号イの事務支障の程度は実質的なものであり、その「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性を有していると言ふべきである。

以上のことから、当該不開示部分は、法14条7号イに該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

③ 答案用紙に記載された問題ごとの素点

- ・ 東京大学前期日程入学試験理科一類における本人の答案用紙の一部開示決定に関する件(18-独1)

・・・・・・当該入学試験に対する関心の高さと昨今の受験産業の状況にかんがみれば、当該入学試験について、受験生や予備校等ができるだけ情報を集めようとするのは、容易に推測することができる。また、受験生自身には、自己の解答の内容が分かっていることから、これと問題ごとの素点を照らし合わせることにより、採点者による評価基準や採点方法を推測することは、必ずしも正確な推測ではないとしても、不可能ではないと考えられる。

これらの推測した情報を収集、集約して一部の受験生や予備校等が持つことは、これらの者やその関係者が受験対策を図る上で有利になると考えられ、今後の入学試験事務に関し、同大学による受験生の能力に関する的確な事実の把握が困難になるおそれがあると認められる。

さらに、上記のような推測に基づく受験対策が広まった場合、大学側においては、受験生の能力を的確に把握するために、こうした受験対策のみでは容易に対応できない問題を作成する必要に迫られることが推測できる。したがって、結果的に大学側の出題範囲が制限され、問題の作成方法にも影響を与えるおそれがあるという諮問序の説明に、特段不合理な点はない。

よって、本件対象保有個人情報のうち、異議申立人が開示すべきであるとする本件答案用紙に記載された問題ごとの素点については、これを開示することにより、入学試験事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ及び入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号柱書き及び同号ハに該当すると認められるので、当該部分を不開示としたことは、相当である。

④ 特定日に本人が特定労働基準監督署に行った申告に関する申告処理台帳等の一部開示決定に関する件(19-113)

処理経過欄のその余の部分の記載及び⑩備考欄の記載は、労働基準監督署における申告処理に係る調査の手法や、申告された情報の着目度等が明らかとなる情報であると認められることから、これらを開示すると、労働基準監督署の行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

〈該当しないとされた例〉

○ 本人が承知しているもの

- ・ 本人に係る滞納整理事績の不開示決定に関する件(18-44)
 - ・ ・ ・ ・ ・ このため、審査請求人と特定税務署担当者との会話を記録した部分及び事務処理に関する事項のうち、両者のやり取りの経緯の記録部分については、審査請求人が承知している情報であって、記載内容に誤りがあるとも認められないことから、これらの部分を開示したとしても、諮問庁の説明する滞納整理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えず、個人情報保護法 14 条 7 号イの不開示情報に該当せず、開示が妥当である。

- 3 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(第 7 号ロ)
 - (1) 「契約、交渉又は争訟」
 - 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
 - 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
 - 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。
 - (2) 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」
 - 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。
 - これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については不開示とするものである。

- 4 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(第 7 号ハ)
 - 国の機関等が行う調査研究(ある事柄を調べ、真理を探究すること)の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。
 - 調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

- 5 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(第 7 号ニ)
 - 国の機関等が行う人事管理(職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること)に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該機関の自律性を有するものである。
 - 人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人

事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

〈該当するとされた例〉

○ 本人に明らかにすることを前提としていない情報

- ・ 本人が岐阜大学に提出した能力評価表（自己評価表）の不開示決定に関する件（18-独2）

・・・・・・・・岐阜大学が平成16年9月に実施した能力評価制度（自己評価制度）

は、上記諮問庁の理由説明書、口頭説明及び試行対象の各職員あて実施通知文書からみて、平成17年4月に予定していた新人事評価制度の本格実施に先立ち、その円滑・有効な運用の確保等を目的として試行的に実施したものと認められるが、平成17年度から実施されている制度とは異なり、評価結果を被評価者（本人）にフィードバックすることは全く想定しておらず、各職員もそのように受け止めていたと思われ、また、このことから、一次評価者も自身が記載した評価内容が被評価者（本人）に開示されることは想定せずに記載・表現していると考えられる。

このため、当該部分を本人に開示すると、結果として職場全体の業務遂行に影響が及ぶとともに、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の説明は、合理的なものとする。

したがって、当該部分は、法14条5号へに該当し、不開示とすることが相当である。

〈該当しないとされた例〉

○ 特定刑務所における職員の転勤関係書類

- ・ 本人に係る特定日に特定行刑施設の所長から特定矯正管区第一部長あてに送付された「投書に関する調査（回報）」等の一部不開示決定に関する件（18-20）

・・・・・・・・既に開示されている「本人に対する異動内報告知に関する記録」等の文書に記載された情報から、特定刑務所においては、審査請求人に対し、特定時期に、転勤の意思確認をし、その結果を踏まえ、審査請求人を複数の転勤候補者のうちの一人として名古屋矯正管区に推薦していたことは明らかなことから、審査請求人を含む転勤候補者名簿等の書類が上級行政機関である名古屋矯正管区長に提出されることは、審査請求人は承知していたものと認められるため、当該書類が存在し、名古屋矯正管区に提出された旨が記載されている「3 実情及び調査結果（1）」の1行目から4行目までの部分及び「3 資料（1）」の部分については、これを開示しても、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

したがって、不開示とされている、文書1の「3 実情及び調査結果（1）」のうち、1行目から4行目までの部分及び「3 資料（1）」の部分については、法14条7号ニの不開示情報に該当せず、開示が妥当である。

6 「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（ホ）

国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、第14条第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、情報の不開示の範囲は法第14条第3号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

〈該当しないとされた例〉

○ 大学病院が行政指導を受けたという情報

本人に係る広島大学病院に対しての指導と返還等の指示事項等の一部開示決定に関する件(18-6)

．．．．．しかしながら、仮に広島大学病院が広島社会保険事務局等から特定個人の保険診療の内容について行政指導を受けたという事実の有無が明らかになったとしても、そのみでは医療機関としての広島大学病院の信用が大きく損なわれるなど広島大学病院の経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、広島大学病院が行政指導を受けたという事実の有無を示すことは、法14条7号ホの不開示情報に該当するとは認められない。

したがって、法14条7号ホの不開示情報を開示することになるため法17条の規定により、本件保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとする諮問庁の主張は認められない。

．．．．．当審査会において見分したところ、「指示事項」には、広島社会保険事務局が審査請求人に係る広島大学病院の施設基準（診療報酬）の算定誤りを指摘し、返還手続の実施を求めた旨が記載されているものと認められる。

諮問庁は、広島大学病院が行政指導を受けたことを明らかにすることは、当該医療機関の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法14条7号ホに該当すると説明する。

しかしながら、上記2で判断したとおり広島大学病院が行政指導を受けたという情報は、法14条7号ホの不開示情報に該当するとは認められない。また、本件対象保有個人情報、広島社会保険事務局が審査請求人からカルテ等の情報提供を受け広島大学病院について確認調査を行い、施設基準（診療報酬）の算定誤りについて指示を行ったことに関するものであり、広島社会保険事務局が審査請求人の保険請求の内容に限って調査を行い、当該病院に返還手続の実施を求めていることからすれば、本件対象保有個人情報を審査請求人に開示したとしても、広島大学病院の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、本件対象保有個人情報は、法14条7号ホの不開示情報に該当するとは認められず、開示すべきである。

7 その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

〈該当するとされた例〉

① 薬事・食品衛生審議会副作用被害判定部会の議事録

本人に係る薬事・食品衛生審議会副作用被害判定部会の議事録の一部開示決定に関する件(17-2)

．．．．．医薬品副作用被害の判定に当たっては、判定部会の委員が率直な意見を交換するとともに、議論の中立性が確保されることが必要であり、また、判定の結果により、救済給付の支給が決定されることにかんがみると、本件判定事案についての判定部会における意思決定は既に終了しているものの、上記①及び②の部分を委員の氏名とともに開示することになれば、判定部会における今後の審議において、救済給付請求者等に自分の意見が明らかになることを意識した委員が救済給付請求者等にとって不利益な発言を控えたり、委員及び事務局が率直な発言を控え、あらかじめ用意した発言メモに基づいて意見を述べるにとどまるなど、委員等による率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれ、厚生労働省が行う医薬品副作用被害の判定の事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると

認められ、同条6号について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(注) 事案処理型審議会について該当するものである。

② 国家公務員Ⅱ種試験における個別面接評定票

- ・ 国家公務員採用Ⅱ種試験における本人の個別面接評定票の一部開示決定に関する件(17-5)

i) 3名の試験官の氏名

.....人物試験における評価の信頼性、妥当性が確保されるためには、試験官が受験者との面接の過程で自由に記録を記載し、面接で観察したことや感じたことに基づいて率直な評定及び判定を行い得る状況が前提となっていると認められる。

当該面接を担当した試験官の氏名が開示されれば、人物試験の結果に納得しない受験者等から当該試験官に対して、評価に対する質問や苦情、批判、いわれのない非難等がされるおそれがあることから、試験官による受験者に対する適切な評価を困難にするなど、人物試験の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

ii) 受験者との面接の際の各試験官による評定項目ごとの気づいた点や感じた点についての記録

.....受験者との面接の際の各試験官による評定項目ごとの気づいた点や感じた点についての記録が開示されれば、諮問庁が説明するとおり、記録の内容における表面的な不一致や表現上の不適切さ等が指摘されたり、記録の内容に対する質問や苦情、批判、いわれのない非難等がされるおそれがあることから、試験官が記録そのものを控えたり、一般的な表現に差し替えるなど、面接評価に係る記載内容が形がよい化、空洞化し、受験者に対する適切な評価を困難にするなど、人物試験の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

③ 労働基準監督署の担当調査官が被災労働者の所属事業場の関係者から聴取した内容の要約

- ・ 本人に係る実地調査結果復命書等の一部開示決定に関する件(19-76)

.....労働基準監督署の担当調査官が被災労働者の所属事業場の関係者から聴取した内容の要約が、聴取対象者の氏名とともに記載されている。これらを開示することとした場合、聴取対象者が、労災請求人である開示請求者からの批判等をおそれ、聴取対象者自身が認識している災害発生に係る事実関係について直接的な供述を行うことをちゅうちょし、労災請求人側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる供述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるとの諮問庁の説明は、その限りで首肯できるものであり、労働基準監督署における労災認定の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当、同条2号について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

④ 金融機関に対する苦情受付・処理表

- 本人が申し出た特定信用金庫等に関する苦情に係る預金取扱金融機関苦情処理表等の一部開示決定に関する件(19-93)

金融機関に係る情報は、非公開を前提に金融機関から財務局の担当職員に報告されるものであり、苦情申出に関する財務局の担当職員の判断及び財務局の今後の方針の基となるものであると認められることから、当該情報が開示されることになれば、金融機関側が財務局の事実確認等に対して非協力的ないし消極的な態度をとり、その結果金融機関に対する財務局の監督事務に支障が生じるおそれがあることは否定できない。また、財務局の担当職員が今後の苦情処理に関し、開示された場合の影響を懸念して、事実関係の確認結果や具体的な判断等を苦情受付票に記載することを差し控えるなど、結果として財務局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることも否定できない。

したがって、当該不開示部分の情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

<該当しないとされた例>

① 本人に既に明らかにされている情報

- 本人に係る平成5年ないし7年分の所得税、消費税等に関する調査関係書類の不開示決定に関する件、本人に係る平成5年分までの所得税、消費税等に関する調査関係書類の不開示決定に関する件、本人に係る平成8年及び9年分の所得税、消費税等に関する調査関係書類の不開示決定に関する件(19-15、16、17)

本件調査関係書類のうち別表1から別表3までに掲げる部分は、審査請求人が当時、同人の納税地を所轄する税務署長(以下「所轄税務署長」という。)に提出した文書、当時の所轄税務署長から審査請求人に交付した文書、当該交付した文書に係る決裁文書、別件において審査請求人に対して一部開示決定された個人調査カード等の一部及び審査請求人が課税処分の取消しを求めて提起した訴訟(以下「本件課税処分取消訴訟」という。)において国税当局が裁判所に証拠として提出した資料である。

したがって、当該部分に記載された情報は、既にその内容が審査請求人に明らかにされているものであり、これを開示しても、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが生じ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、当該部分は、法14条7号柱書き及び同号イの不開示情報に該当しない。

② 小論文の答案

- 大阪大学大学院高等司法研究科(法科大学院)学生募集要項に基づく本人に係る推薦書等の不開示決定に関する件(17-独1)

諮問庁は、①採点者のコメントや配点・減点などの書き込みのある小論文の答案の内容を本人に開示すると、採点者の公正な判断を阻害するおそれがあり、また、結果的に批判を受けないようにするため、今後の小論文の試験問題作成において、質問への回答の根拠を確実に示すことができるような機械的な採点基準による出題が増加したり、質問や苦情が多く寄せられる傾向のある問題が出題されなくなるなど、当該試験問題の作成に影響が出る可能性があること、②採点内容が事後的に開示されることとなると、他の採点結果との比較により、受験者本人からの批判のみならず他の採点者からの批判にさらされる可能性があり、それにより、

採点者は自らの良心あるいは職業倫理に基づいてその信ずるところに従って公正中立に採点を行うことが求められ、また、そのための環境が保障されなければならないにもかかわらず、採点者が萎縮して適正な判断ができなくなるおそれがあることから、入試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある、などの理由から、小論文の内容は、法14条5号の柱書き又はハの不開示情報に該当する旨説明する。

・・・・・・ 当審査会において本件小論文の内容を見分したところ、そこには採点者のコメントや配点・減点などの書き込みはみられず、受験者が作成した答案用紙そのままの状態であることが認められることから、本件については上記①の説明の基礎を欠く状況にあり、また、現実にそのような書き込みがあるか否かにかかわらず小論文全般について上記①の支障が生ずるとする諮問庁の説明は、首肯できない。

さらに、上記②の主張については、採点者のコメントや配点・減点などの書き込みがなく受験者が作成したそのままの答案用紙を、本人に限り開示することによって生ずるものではなく、むしろ、小論文の点数を開示することによる支障についての説明であると解されるが、そもそも、点数を開示することによる支障については、下記（3）に述べるとおり是認できない。

以上のことから、小論文の内容については、法14条5号柱書きないし同号ハの不開示情報に該当するものとは認められず、本人に開示することが妥当である。

第10 訂正請求

第27条（訂正請求権）

何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - 二 第二十二條第一項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等 個人情報保護法第二十一條第三項 に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有 個人情報
 - 三 開示決定に係る保有個人情報であつて、第二十五條第一項の他の法令の規定によ り開示を受けたもの
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正 の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

第29条（保有個人情報の訂正義務）

行政機関の長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

1 訂正請求権（第27条）

本条は、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不足の権利利益侵害を被ることを未然に防止するため、何人も、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報について必要な訂正を請求することができることを定めるものである。

第1項各号のいずれにも該当しない場合、訂正請求が保有個人情報の開示を受けた日から90日を経過した後になされた場合には、訂正を請求することができない（第1項、第3項）。

2 訂正義務（第29条）

本条は、訂正請求に対する行政機関の長の訂正義務を明らかにするものであり、訂正請求に理由があると認めるときは、行政機関の長が、利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないことを定めている。

以下の場合には、訂正義務を負わないものである。

- (1) 訂正請求に理由があると認められない場合
 - (ア) 行政機関による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であることが判明し、当該訂正請求に理由があると認められないとき。
 - (イ) 行政機関による調査の結果、判明した事実が請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。
 - (ウ) 行政機関による調査の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明せず当該請求に理由があると確認できない場合。

なお、請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正することが利用目的の達成に必要なでないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。

(2) 訂正することが、当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合

訂正請求権制度は、行政機関の長の努力義務として定めている第5条の「正確性の確保」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は第5条と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

<訂正が認められた例>

○ 訂正(追加)することが利用目的の達成に必要な範囲内であると認められたもの

- ・ 本人に係る診療情報の提供に関する文書の不訂正決定に関する件(18-独4)
 - ・ ・ ・ ・ ・ この欄の年月日の記載が、診療情報提供申請書において求められた診療録の提供範囲(期間)をそのまま転記したものであることは、上記アのとおりである。また、「2. 診療録(入院)」には、当該同一期間の診療録(入院)は発見されていないと記載されているのであるから、当該期間の診療録(入院)の存在を前提としていることになる。外来の診療期間と入院の診療期間が全く同一であるということは、通常はあり得ない事態であるから、当該期間の診療録(入院)が存在していたとすれば、同一期間の診療録(外来)が作成されることはあり得ないのであって、これらの二つの欄の記載を矛盾のないように合理的に解釈するならば、「1. 診療録(外来)」の欄の年月日の右側に「提供する」と記載されている趣旨は、左側に記載されている期間の診療録(外来)を提供するという意味合いのものではないと判断せざるを得ない。結局、この「提供する」との記載は、何らかの診療録(外来)を提供するというを意味するにすぎず、具体的にどのような診療録(外来)を提供するというのか(その前提としてどのような診療録(外来)が存在するというのか)は記載されていないと言うほかはない。

このように、「1. 診療録(外来)」の欄だけではなく、関連する他の欄の記載内容をも併せて子細に検討すれば、その記載が事実でないとは認めることができずと判断できる余地があるとしても、上記のような合理的解釈が期待できない通常の場合においては、この欄の記載は、一見すると、当該欄に記載されている期間の診療録(外来)が全部存在し、それを提供するという趣旨に解されることは明らかであって、そのような事態を招くおそれが大きい記載には、著しい不備があると言わざるを得ず、実際に存在し、提供するとしていた診療録(外来)がどのような期間のものであるのか具体的に追加して記載しない限り、当該記載は事実でないとは判断すべきである。

診療情報提供の別紙に記載された情報の利用目的は、諮問庁の説明によれば、「附属病院における診療情報提供制度において、いかなる申請があり、それに対し、附属病院がいかなる決定をしたかを記録し、証明すること」にあり、附属病院は、当該利用目的を達成するために必要な範囲内において、診療情報提供の別紙を保管しているのであり、そうだとすると、保管されている本件診療情報提供の別紙の「1. 診療録(外来)」の欄をみて、どのような診療録(外来)を提供しようとしたのかが分からないのであれば、本件対象保有個人情報の利用目的を達成することはできずと認められる。したがって、このような利用目的に照らせば、上記のような訂正(追

加)をすることは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内のものであるとすべきである。

(別表)

訂正前	訂正（追加）後
①. 提供する 2. 一部提供する 3. 提供しない	①. 提供する 2. 一部提供する 3. 提供しない 提供する診療録（外来）の範囲は、左記の期間の初日が入院年月日として記載されているもの及び末日が退院年月日として記載されているものである。 （〇年〇月〇日、追加記載、職員氏名）

＜訂正が認められなかった例＞

- ① 訂正すべき「事実」ではなく、評価・判断に係る情報と判断されたもの
 ・ 業務実績評価表の不訂正決定に関する件（19-独23）
 ・ ・ ・ ・ ・ 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、当該情報は、「業務実績評価表」の2枚目に記載された異議申立人本人に係る実績評価小項目の各評価結果の点数であると認められ、当該点数は、処分庁の異議申立人本人に対する「評価・判断」に係る情報であり、法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものとは認められない。
- ② 請求人は、訂正請求を行うべきか否かを判断するに足る具体的内容を自ら
 根拠を示して主張すべきであるとしたもの
 ・ 本人に係る特定日の「電話等応接書」の不訂正決定に関する件（19-独20）
 ・ ・ ・ ・ ・ 訂正請求を行う請求人は、開示を受けた保有個人情報のうち、①具体的にどの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正をするべきであると考えているのか等の、請求を受けた独立行政法人等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る具体的な内容を、当該独立行政法人等に自ら根拠を示して主張すべきであり、仮に、訂正請求を行う請求人からこのような具体的な主張や資料の提出等がない場合には、一般的に、請求を受けた独立行政法人等は、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当すると判断しないことになると考えられる。

第11 利用停止

第36条 (利用停止請求権)

何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

第38条 (保有個人情報の利用停止義務)

行政機関の長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

1 利用停止請求権 (第36条)

本条は、行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、開示を受けた保有個人情報について、適法に取得されたものでないとき、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されているときにおいては、何人も、当該保有個人情報の利用停止を請求することができることを定めるものである。

(1) 利用停止を請求することができる場合 (第1項)

ア 第1号

(ア) 適法に取得されたものでないとき

「適法に取得されたものでないとき」とは、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。

(イ) 第3条第2項の規定に違反して保有されているとき

「第3条第2項の規定に違反して保有されているとき」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。なお、第3条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められ

る範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

(ウ) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき

「第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

イ 第2号

「第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

(2) 利用停止を請求することができない場合

ア 利用停止請求に係る保有個人情報が法第27条第1項各号に該当しない場合(第27条第1項柱書き)

イ 利用停止請求が保有個人情報の開示を受けた日から90日を経過した後になされた場合(第3項)

2 利用停止義務(第38条)

本条は、利用停止請求に対する行政機関の長の利用停止義務を明らかにするものであり、利用訂正請求に理由があると認めるときは、行政機関の長が、当該行政機関における個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならないことを定めている。

以下の場合には、利用停止義務を負わないものである。

(1) 利用停止請求に理由があると認められない場合

利用停止に理由があるかどうかの判断は、当該行政機関の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行うものとする。

(ア) 行政機関による調査の結果、当該保有保有個人情報が、法第36条第1項各号に規定する事由に該当しないことが判明し、当該利用停止請求に理由があると認められないとき

(イ) 行政機関による調査の結果、当該保有個人情報が、法第36条第1項各号に規定する事由に該当するかどうか判明せず、当該利用停止請求に理由があるかどうか明らかでない場合

(2) 利用停止が、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な限度を超える場合

「個人情報の適正な取り扱いを確保する」とは、法第36条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。

「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を行う必要があるが、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うことで足りる。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取り扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

(3) 利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公益の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

○ 保有の制限に抵触しないとしたもの

- ・ 本人に係る特定ホームページの過去ログ等の不訂正決定に関する件（17-独3,4）
..... 諮問庁は、口頭説明において、「今、当大学が訴えられている件については、平成17年12月8日に確定して、一応、終結している。今後、当大学の側から何らかの訴訟を起こすということは全くない。しかしながら、今後、相手側がどのような形でどのような動きをされるのかは、全く、本学としては不明であり、新たな切り口で今後何らかの動きがあるのか、ないのかという懸念は残っているため、引き続き、本件対象保有個人情報を保有する必要があると考えている。今後、一連の騒動に関して、本学又は本学の関係者に対して、異議申立人が訴訟を提起しないとの確約が成り立てば、本件対象保有個人情報を廃棄するということも考えられる」旨の説明をしているところである。
これまでの経緯を踏まえれば、諮問庁の説明するこのような懸念は正当なものと解され、このことを理由として本件対象保有個人情報を引き続き保有することが、法3条2項の「保有の制限」の規定に抵触するものとは認められない。

第12 保有個人情報の存否に関する情報（第17条）

第17条

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

決定権者は、開示請求に係る保有個人情報が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。したがって、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として保有個人情報の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、第14条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。

- 1 「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合もある。例えば、犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵捜査に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

- 2 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条に基づき処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

厚生労働省における政策評価に関する基本計画
(第2期)

平成19年3月30日

厚生労働大臣決定

平成19年9月28日、平成20年3月31日、

平成21年3月31日一部変更

厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第2期)

目次

	頁
第1 基本的な考え方	1
第2 計画期間	2
第3 政策評価の実施に関する方針	2
1 基本的な考え方	
2 政策評価の実施方式	
3 内閣の基本方針との連携	
第4 政策評価の観点に関する事項	3
1 政策評価の観点	
2 各評価方式における観定の適用の基本的な考え方	
第5 政策効果の把握に関する事項	4
1 政策効果の把握方法	
2 政策効果の把握に当たつての留意点	
第6 事前評価の実施に関する事項	5
1 事前評価の対象とする政策	
2 事前評価の方法	
3 事前評価の実施	
4 事前評価の評価結果の検証	
第7 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策 策その他事後評価の実施に関する事項	7
1 事後評価の対象とする政策	
2 事後評価の方法	
3 事後評価の実施	
4 社会保険庁の実績評価	

(目次1)

第8	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	----	10
1	基本的な考え方		
2	政策評価に関する有識者会議		
第9	政策評価の結果の政策への反映に関する事項	-----	11
1	評価結果の反映		
2	反映状況の報告及び公表		
第10	インターネットの利用その他の方法による政策評価 に関する情報の公開に関する事項	-----	11
1	公表内容・方法		
2	国民の意見・要望の受付		
第11	政策評価の実施体制に関する事項	-----	11
1	政策評価の担当組織		
2	政策評価の実施に関する関係課長会議		
3	政策評価に関する有識者会議(再掲)		
第12	その他政策評価の実施に関し必要な事項	-----	12
1	政策評価の継続的改善		
2	職員の人材の確保及び資質の向上		
3	地方公共団体等との連携・協力		
4	本計画の改正		
5	実施計画・厚生労働省における政策評価実施要領		
別紙1	政策体系(基本目標及び施策目標)		
別紙2	政策評価担当窓口		

(目次2)

平成19年3月30日厚生労働大臣決定

平成19年9月28日一部変更

平成20年3月31日一部変更

平成21年3月31日一部変更

厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第2期)

第1 基本的な考え方

平成13年1月に実施された中央省庁等改革において、行政の活動を評価するシステムの一環として新たに政策評価制度を導入することとされ、平成14年4月から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「法」という。)に基づく政策評価を実施することとなった。

厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。

このような厚生労働省の使命に基づく政策を評価し、その評価結果を政策に適切に反映することを通じて、国民の視点に立った政策運営やサービスの提供に努め、国民生活の質の一層の向上を図り、社会経済のさらなる発展に寄与していくことが重要である。

そのため、厚生労働省においては、以下に掲げる事項を目的として、厚生労働行政全般を対象とした政策評価を実施することとする。

- ① 行政の透明性及び行政に対する国民の信頼性を確保するため、国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)を徹底すること。
- ② 行政活動の範囲について、行政が関与する必要性がある分野に重点化を図り、行政サービス等を必要最小限の費用で国民へ提供するため、国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること。
- ③ 国民生活の質の向上や社会経済の発展等国民的視点に立った成果(アウトカム)重視の行政への転換を図ること。
- ④ 厚生労働省の使命に照らし、省内の各部局等が一層連携し、総合的・戦略的政策展開を推進すること。

本計画は、以上のような基本的な考え方に立ち、法第6条第1項に基づき、「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。平成17年12月16日、平成19年3月30日一部変更。以下「政策評価基本方針」という。)を踏まえて、厚生労働省が実施する政策評価について、その評価の観点、政策効果の把握の手法、事前評価及び事後評価の対象とする政策など評価の実施に関する基本的事項を明らかにするものである。

第2 計画期間

本計画の対象期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とする。

第3 政策評価の実施に関する方針

1 基本的な考え方

厚生労働省においては、政策の質の向上、政策形成能力の向上や職員の意識改革等を図るため、政策評価を、新たな政策（予算、組織・定員要求を含む）の企画立案【Plan】－実施【Do】－評価【Check】－見直し・改善【Action】を主要な要素とする政策のマネジメントサイクルの中に明確に組み込み、実施するものとする。

2 政策評価の実施方式

政策評価を効果的・効率的に実施するため、政策の目的とその手段の関係を明確にするとともに、評価の対象を重点化し、対象とする政策の特性や評価の目的等に応じて、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式を適切に選択して実施するものとする。

なお、評価に当たっては、政策効果の発現時期や政策効果の把握に要するコストなどを勘案し、政策評価を実施する時期や把握する政策効果の範囲などについて適切に判断して行うものとする。

(1) 実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する。

(2) 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する。

(3) 事業評価方式

個々の具体的な事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、その目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、当該事業又は施策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえて検証するものであり、個々の具体的な事業や施策の採択及びその継続の可否や見直

しを目的とする。

3 内閣の基本方針との連携

評価の実施に当たっては、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年1月19日閣議決定）、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月26日閣議決定）以下累次の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（以下「骨太方針」という。）等の内閣の基本方針を踏まえて実施するものとする。

第4 政策評価の観点に関する事項

1 政策評価の観点

政策評価の観点としては、必要性、効率性及び有効性の観点を基本としつつ、評価の対象とする政策の特性等に応じて公平性、優先性等の観点を用いるなど、総合的に評価することとする。

また、評価に当たっては、政策評価の方式や評価の対象とする政策の特性等に応じて、政策評価の観点を具体的に設定することにより、実効性の高い評価を行うものとする。

(1) 「必要性」の観点

イ 政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当か、また、上位の目的に照らして妥当か。

ロ 行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか。

(2) 「効率性」の観点

イ 投入された資源量に見合った効果が得られるか、又は実際に得られているか。

ロ 必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか。

ハ 同一の資源量でより大きな効果が得られるものが他にないか。

(3) 「有効性」の観点

政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか。

(4) 「公平性」の観点

政策の目的に照らして、政策の効果の受益や費用の負担が公平に分配されるか、又は実際に分配されているか。

(5) 「優先性」の観点

他の政策よりも優先的に実施すべきか。

2 各評価方式における観点の適用の基本的な考え方

(1) 実績評価方式

実績評価は、現に実施している施策について、予め設定した指標の測定結果をもとに目標の達成度合いについて分析することを目的とすることから、効率性及び有効性の観点を中心に評価を行い、評価の対象とする政策の特性等に応じて必要性、公平性、優先性等の観点から評価を行う。

(2) 総合評価方式

総合評価は、特定の政策について、その効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析することを目的とすることから、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性等の観点を適宜選択することにより評価を行う。

(3) 事業評価方式

事業評価は、個々の具体的な事業や施策の採択あるいはその継続の可否や見直しに関する検討を目的として評価を実施することから、必要性、効率性及び有効性の観点を中心に評価を行い、評価の対象とする事業や施策の特性等に応じて公平性、優先性等の観点から評価を行う。

第5 政策効果の把握に関する事項

1 政策効果の把握方法

- (1) 政策効果の把握については、それに要するコスト、得られる結果の分析精度、評価を実施する職員の能力等を考慮しつつ、政策の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うこととする。
- (2) 政策効果を定量的に把握することが困難である場合、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合には、できる限り客観的な情報・データや事実を用いつつ、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。
- (3) 特に、厚生労働行政は、保健・医療、社会福祉、所得保障、労働といった国民生活に密着した幅広い分野を所掌しており、社会のセーフティネットとして機能している政策も多く、政策効果の把握に関する手法等が確立されていない分野も存在することから、具体的に数値等で把握しにくい効果も十分に勘案しながら適正な評価に努めるものとする。

2 政策効果の把握に当たっての留意点

政策評価の実施に当たり、評価の対象となる政策に基づく具体的活動の実施主体が厚生労働省以外であり、政策効果の把握のために、当該実施主体における活動に関する情報等が必要となる場合にあっては、事前に当該実施主体に対して把握しようとする政策効果やそのために必要となる情報、政策効果の把握の方法等について具体的に示すことなどにより、できる限りその理解と協力を得るように努めるものとする。

第6 事前評価の実施に関する事項

1 事前評価の対象とする政策

(1) 法第9条に規定する政策

イ 個々の研究開発（注1）

(イ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策

(ロ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

ロ 個々の公共的な建設の事業（注2）

公共の用に供する施設を整備する事業その他の個々の公共的な建設の事業であって、

(イ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策

(ロ) 10億円以上の費用を要することが見込まれるものを実施する者に対し、その実施に要する費用の全部又は一部を補助することを目的とする政策

ハ 個々の政府開発援助

(イ) 無償の資金供与による協力（注3）

当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

(ロ) 有償の資金供与による協力（注4）

当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策

ニ 規制の新設等を目的とする政策（注5、6）

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策

注1：人文科学のみに係るものを除く（「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」（平成13年9月27日政令第323号。以下「令」という。）第3条第1号及び2号参照）。

注2：施設の維持又は修繕に係る事業を除く（令第3条第3号及び4号参照）。

注3：条約その他の国際約束に基づく技術協力又はこれに密接な関連性を有する事業のための施設（船舶を含む。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。）を目的として行われるものに限る（令第3条第5号参照）。

注4：資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものであって、国際

協力銀行法（平成11年法律第35号）第23条第2項第1号の規定に基づき外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付けるものに限る（令第3条第5号参照）。

注5：規制とは、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則」（平成19年総務省令第95号。以下「規則」という。）第1条で定めるものに係る作用を除く。）である（令第3条6号参照）。

注6：規制の内容の変更については、提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして規則第2条で定める変更を除く（令第3条6号参照）。

(2) 上記(1)の政策以外の政策のうち、厚生労働省として事前評価を実施する政策

イ 予算要求又は財政投融资資金要求（以下「予算要求等」という。）を伴う新たな政策（口に掲げるものを除く。）であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの。

ただし、以下の①、②又は③の要件に該当する政策を除く。

① 政策の決定を伴わないもの

② 政策効果の把握の手法等の段階的な調査、研究及び開発が必要なものの

③ 補償的な費用であり、効率性、有効性などの政策評価の観点になじまないもの

ロ 大綱的指針に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発

2 事前評価の方法

事前評価は、事業評価方式を基本とする。

3 事前評価の実施

(1) 事前評価の対象とする政策の担当部局等（政策を所管する部局及び大臣官房の各課をいう。以下同じ。）は、当該政策に関係する部局と調整の上で評価を実施し、その評価結果を評価書等（法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）として取りまとめ、査定前の適切な時期に査定課（組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求等を伴う政策については大臣官房会計課をいう。以下同じ。）及び政策評価官室（政策統括官付政策評価官室をいう。以下同じ。）に提出する。

(2) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求等に反映させる。

(3) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評

価書等を取りまとめ、組織・定員要求に関するものについては厚生労働省組織・定員要求にあわせて、予算要求等に関するものについては厚生労働省予算概算要求にあわせて、規制の新設等に関するものうち、法律の制定又は改廃によるものについては法律案の国会提出にあわせて、政令の制定又は改廃によるものについては行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続（意見公募手続の適用除外のものについては閣議決定）にあわせて速やかに公表する。

4 事前評価の評価結果の検証

事前評価の対象とした政策については、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めるために、評価書等に当該政策の目標の達成状況を示す評価指標と政策効果の発現時期を示し、その評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にすることなどにより、必要に応じて、又は事前評価の実施後、一定期間が経過したときに、事前評価の評価結果を重点的に検証することとする。

第7 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

1 事後評価の対象とする政策

(1) 政策体系に基づき対象とする政策

事後評価の対象とする政策は、以下の(2)から(7)に掲げるものを除き、厚生労働行政全般について、次のとおり定める。

イ 政策体系の設定等

(イ) 政策体系の設定

厚生労働行政の基本目標、施策目標、施策目標に係る指標、個別目標、個別目標に係る指標及び事務事業を設定したものを政策体系とする。基本目標及び施策目標については別紙1のとおり定め、施策目標に係る指標、個別目標、個別目標に係る指標及び事務事業については、厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（法第7条第1項に基づき定める事後評価の実施に関する計画をいう。以下「実施計画」という。）において定める。

(ロ) 評価予定表の設定

政策体系の施策目標ごとに、事後評価を実施する概ねの時期及び評価方法を示したものを評価予定表とする。評価予定表については、実施計画において定める。

(ハ) 政策体系及び評価予定表の見直し

担当部局等は、各年度の終了時における事後評価の評価結果等を踏まえ、必要に応じて政策体系及び評価予定表の見直しを行う。この場合において、達成すべき目標については、評価の対象となる政策の性

質等に応じ、さらに客観的に達成度を測定できるようなものとなるよう努める。

□ 事後評価の対象とする政策の決定

政策体系に基づき事後評価の対象とする政策の評価は、評価予定表を基礎として原則以下の場合に実施することとし、毎年度実施計画において具体的に定める。

① 政策体系の施策目標について、政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合

② 重点評価課題として評価を行う場合

事後評価の対象とする政策のうち、特に重点的に評価を行うべきものを重点評価課題とする。

重点評価課題は、政策体系の施策目標について、次のいずれかに該当し、評価を実施すべき時期を考慮して選定する。

なお、課題の選定及び評価に当たっては、審議会の答申や白書等による分析結果を積極的に活用するように努める。

a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策

b 骨太方針に基づき定める政策群に位置付けられた政策

c 骨太方針に基づき、経済財政諮問会議から政策評価の重要対象分野等として提示された政策

d 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等

③ 政策体系の施策目標について、当該施策目標の指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合

(2) 研究開発

大綱的指針に基づき事後評価の対象とすることとされたもの

(3) 個々の公共事業

「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健発第0712003号）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの

(4) 事前評価を実施した政策

イ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの

ロ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの

(5) 法第7条第2項第2号に規定する政策

(6) 骨太方針に基づき定める成果重視事業

(7) その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの

2 事後評価の方法

事後評価は、1(1)ロ①及び②の場合については実績評価又は総合評価方式、同③、1(5)及び(7)の場合については事業評価、実績評価又は

総合評価方式、1(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式を基本とし、事後評価の対象となる政策の特性に応じて評価の方式を選択するものとする。

3 事後評価の実施

厚生労働行政全般の実績を明らかにするため、担当部局等は、各年度開始後速やかに、施策目標の指標及び事前評価の際に設定した評価指標につき、前年度までの進捗状況を把握（モニタリング）する。

(1) 実績評価方式による評価

- イ 担当部局等は、評価対象政策に関係する部局と調整の上で評価を実施し、その評価結果を評価書等として取りまとめ、査定前の適切な時期に査定課及び政策評価官室に提出する。
- ロ 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- ハ 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、速やかに公表する。

(2) 総合評価方式による評価

- イ 評価対象政策を所管する担当部局等は、①当該政策の問題点の把握、原因の分析等がなされた時期に総合評価を、②総合評価結果を踏まえた当該政策の見直しが決定された時期に評価結果の政策への反映状況の報告等を、当該政策に関係する部局と調整の上で実施し、その評価結果等を評価書等としてとりまとめ、評価実施後適切な時期に政策評価官室に提出する。
- ロ 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- ハ 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、速やかに公表する。

(3) 事業評価方式による評価

上記(1)に準じて評価を実施する。

4 社会保険庁の実績評価

社会保険庁については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号。以下4において「基本法」という。）第16条第6項の規定に基づく厚生労働省の実施庁として、同項に規定する実施庁が達成すべき目標（以下4において「目標」という。）の設定及び目標に対する実績の評価（以下4において「実績評価」という。）について、以下のとおり実施するものとする。

なお、目標の設定及び実績評価の実施に当たっては、学識経験を有する第三者の知見の活用に努めるものとする。

(1) 目標の設定及び公表

政策評価官室及び関係部局（基本法第16条第6項に規定する実施庁の長にその権限が委任された事務に係る政策の企画立案を担う部局をいう。以下4において同じ。）は、「社会保険庁の事務の実施基準及び準則」（平成13年3月30日厚生労働事務次官依命通達）に定める事務について、各年度の目標を前年度中に設定し、その結果を厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知するとともに、速やかに公表する。その際、政策評価官室は、目標の取りまとめ及び社会保険庁長官への通知並びに公表に係る事務を担う。

(2) 実績評価の実施及び公表

政策評価官室及び関係部局は、実施計画において別途定める時期に、目標の達成状況について社会保険庁から報告を受け、その報告をもとに実績評価を実施し、その結果を実績評価書として厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知するとともに、速やかに公表する。その際、政策評価官室は、当該実績評価書の取りまとめ及び社会保険庁長官への通知並びに公表に係る事務を担う。

また、政策評価官室及び関係部局は、評価結果を次年度の目標の設定に反映させるとともに、関係部局は、評価結果を政策の企画立案に活用することとする。

第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

1 基本的な考え方

政策評価の実施に当たって、客観性の確保や多様な意見の反映を図るため、以下のような方法により、学識経験者等の高度の専門性や実践的な知見の活用等を積極的に図るとともに、その活用の状況等を評価書に明記するよう努めることとする。

- ① 学識経験者等からの個別の意見聴取
- ② 学識経験者等により構成される検討会、研究会等の開催
- ③ 既存の審議会の活用
- ④ 外部研究機関等の活用

2 政策評価に関する有識者会議

厚生労働省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、第三者からなる「政策評価に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、以下のような事項について、有識者会議の意見等を聴くこととする。また、有識者会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

イ 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画の策定又は変更

ロ その他政策評価に関する基本的事項の変更等

第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

1 評価結果の反映

- (1) 担当部局等は、評価結果を、新たな政策の企画立案（予算、組織・定員要求を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用すること。
- (2) 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を政策の採択等の情報として活用すること。
- (3) 政策評価官室は、政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図ること。

2 反映状況の報告及び公表

担当部局等は、毎年度一回、評価結果の政策への反映状況について、政策評価官室に報告し、政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、速やかに公表すること。

第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公開に関する事項

1 公表内容・方法

本計画、実施計画、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況については、それぞれの公表時に厚生労働省ホームページへの掲載や政策評価官室への備付けなどの方法により、公表するものとする。

なお、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）、「行政機関の保有する個人情報に関する法律」（平成15年法律第58号）の考え方にに基づき適切に対応するものとする。

2 国民の意見・要望の受付

政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局等と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。

第11 政策評価の実施体制に関する事項

1 政策評価の担当組織

個別の政策の担当部局等、査定課及び政策評価官室が、次のような役割分担の下、互いに協力、牽制及び補完をしつつ、政策評価を実施するものとする。

る。また、政策評価担当窓口を別紙2のとおり定める。

- (1) 担当部局等は、自ら又は第三者の活用により、その担当する政策について評価を実施する。また、政策評価の実施により得た政策効果の把握に関する手法等に係る知識や経験を蓄積し、活用する。
- (2) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定又は審査を行い、組織・定員要求、予算要求等に適切に反映する。
- (3) 政策評価官室は、以下のような事務を行う。
 - ① 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画などの政策評価に関する基本的事項の企画・立案
 - ② 厚生労働省における政策評価に関する基本計画、実施計画、政策体系の指標のモニタリング結果、評価書等及び政策評価の結果の政策への反映状況の取りまとめ並びに公表
 - ③ 評価手法の調査、研究及び開発の推進
 - ④ 政策評価を担当する職員の技能向上の推進
 - ⑤ 政策評価に関する情報提供及び助言等を通じた関係部局への支援
 - ⑥ 有識者会議に関する庶務

2 政策評価の実施に関する関係課長会議

厚生労働省内に「政策評価の実施に関する関係課長会議」（以下「関係課長会議」という。）を設け、厚生労働省の政策評価の実施に関する基本的事項について、総合的観点から調整する。また、関係課長会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

3 政策評価に関する有識者会議（再掲）

厚生労働省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、有識者会議を設け、政策評価制度に関する基本的事項や具体的な評価方法等について意見等を聴取する。また、有識者会議の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

第12 その他政策評価の実施に関し必要な事項

1 政策評価の継続的改善

- (1) 政策評価官室は、担当部局等が蓄積した政策評価に関する知識や経験、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策評価制度全般の改善・充実を図るとともに、担当部局等に対して情報提供を行うこととする。また、担当部局等は、提供された情報や蓄積した知識や経験を踏まえ、政策評価の実施の改善・充実を図っていくこととする。
- (2) 政策効果の把握に関する手法等については、個々の手法についての特性を十分に検証し、知識や経験を蓄積していくとともに、新たな手法の開発や詳細な分析を行うために必要な情報・データの収集に努め、段階的に評

価の質の向上を図るものとする。特に、事前評価については、必要に応じて、又は事前評価の実施後、一定期間が経過したときに、事前評価の評価結果を重点的に検証することにより、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めることとする。

(3) 規制の新設等を目的とする政策の評価については、その評価手法の開発に資するため、規制影響分析の実施に一層積極的に取り組むものとする。

2 職員の人材の確保及び資質の向上

政策評価官室は、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に提供するとともに、政策評価に関する研修の機会を設けるなど、職員の資質の向上を図るものとする。また、職員の人材の確保については、政策評価に必要な専門的・実務的な知識を得るため、積極的に省内外の人材を活用することとする。

3 地方公共団体等との連携・協力

政策評価の客観的かつ効率的な実施を図るため、評価の対象となる政策の特性に応じて地方公共団体等と必要な情報や意見の交換を行うなど、地方公共団体等と適切な連携・協力を図るものとする。

4 本計画の改正

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、政策評価基本方針の変更、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法等その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

5 実施計画・厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、厚生労働省が実施する政策評価に関する具体的な評価の実施手順、実施時期等必要な事項は、実施計画及び厚生労働省における政策評価実施要領によるものとする。

政策体系（基本目標及び施策目標）

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。

厚生労働省の使命と基本目標

厚生労働省の使命	
<p>厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。</p>	
基本目標	
I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
II	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
III	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
V	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
VIII	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
X	国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
XI	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
XII	国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

施策目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること

2-2 医療従事者の資質の向上を図ること

施策目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること

3-2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること

施策目標4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること

4-1 政策医療を向上・均てん化させること

施策目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること

5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること

5-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること

5-3 適正な移植医療を推進すること

5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること

施策目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること

6-1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること

6-2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること

6-3 医薬品の適正使用を推進すること

施策目標7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること

7-1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること

施策目標8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること

8-1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること

施策目標9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

9-1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

施策目標10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

10-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

10-2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること

施策目標11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

11-1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること

11-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること

11-3 安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2を参照)

11-4 母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標5を参照)

11-5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照)

施策目標12 健康危機管理を推進すること

12-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策目標1 食品等の安全性を確保すること

1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

施策目標2 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること

2-1 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること

施策目標3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること

3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

施策目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

施策目標5 生活衛生の向上・推進を図ること

5-1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること

1-1 労働条件の確保・改善を図ること

施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

施策目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

3-1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること

3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

施策目標4 勤労者生活の充実を図ること

4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること

4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること

施策目標5 パートタイム労働者の均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること(基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照)

施策目標6 安定した労使関係等の形成を促進すること

6-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

施策目標7 個別労働紛争の解決の促進を図ること

7-1 個別労働紛争の解決の促進を図ること

施策目標8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

8-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

場において労働者の職業の安定を図ること

施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること

施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

2-1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること

施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

施策目標4 求職活動中の生活の保障等を行うこと

4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること

1-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること

施策目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること

2-1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること

2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること

施策目標3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること

3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること

基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること

2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること

2-2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること

2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること

施策目標3 子育て家庭の生活の安定を図ること

3-1 子育て家庭の生活の安定を図ること

施策目標4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること

4-1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること

施策目標5 母子保健衛生対策の充実を図ること

5-1 母子保健衛生対策の充実を図ること

施策目標6 総合的な母子家庭等の自立を図ること

6-1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること

ること

施策目標1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

施策目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

施策目標3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること

3-1 災害に際し応急的な支援を実施すること

施策目標4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること

4-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること

施策目標5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること

5-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと

5-2 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること

5-3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること

5-4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること

基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること

1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

1-2 障害者の雇用を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

- 1-1 公的年金制度の持続可能性を確保すること
- 1-2 公的年金制度の上乗せの年金制度(企業年金等)の普及促進を図ること

施策目標2 高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること

- 3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
- 3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

基本目標Ⅹ 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと

- 1-1 国際機関の活動への参画・協力を推進すること
- 1-2 二国間等の国際協力を推進すること

施策目標2 国際化に対応した施策を推進すること(再掲)

- 2-1 感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標Ⅰ施策目標5-1、基本目標Ⅰ施策目標8-1を参照)
- 2-2 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照)
- 2-3 公的年金制度の持続可能性を確保すること(基本目標Ⅸ施策目標1-1を参照)
- 2-4 外国人労働者対策を推進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

基本目標Ⅹ 1 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策目標1 国立試験研究機関の体制を整備すること

1-1 国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること

施策目標2 研究を支援する体制を整備すること

2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること

施策目標3 厚生労働分野の研究開発を推進すること(※再掲)

3-1 感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標5-1を参照)

3-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標5-2を参照)

3-3 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標9-1を参照)

3-4 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標11-2を参照)

3-5 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること(基本目標Ⅱ 施策目標1-1を参照)

※再掲:基本目標ⅩⅠ 施策目標3 施策目標1~5は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。

基本目標Ⅱ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策目標1 電子政府推進計画を推進すること

- 1-1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること

施策目標2 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲)

- 2-1 医療情報化インフラの普及のための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標3-1を参照)
- 2-2 レセプトオンライン化のための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標10-1を参照)
- 2-3 介護・福祉分野における情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅱ 施策目標3-2を参照)

施策目標3 その他の政策分野における情報化を推進すること(再掲)

- 3-1 仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅲ 施策目標4-1を参照)
- 3-2 求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅳ 施策目標1-1を参照)
- 3-3 女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅵ 施策目標1-1を参照)

政策評価担当窓口

1 政策評価全般の窓口

政策統括官付政策評価官室

2 個別施策の政策評価の窓口

局・部等	窓口課等
大臣官房	人事課 総務課 会計課 地方課 国際課 厚生科学課 統計情報部企画課
医政局	総務課
健康局	総務課
医薬食品局 食品安全部	総務課 企画情報課
労働基準局	総務課
職業安定局 高齢・障害者雇用対策部	雇用政策課 企画課
職業能力開発局	総務課
雇用均等・児童家庭局	総務課
社会・援護局 障害保健福祉部	総務課 援護企画課 企画課
老健局	総務課
保険局	総務課
年金局	総務課
政策統括官付	社会保障担当参事官室 労働政策担当参事官室 労政担当参事官室
社会保険庁	総務部総務課
中央労働委員会	総務課

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画
(平成21年度)

平成21年3月31日
厚生労働大臣決定

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成21年度)

目次

- 第1 はじめに
- 第2 計画期間
- 第3 政策体系及び評価予定表
- 第4 事後評価の対象としようとする政策及び評価の方法
- 第5 事後評価の実施
- 第6 社会保険庁の実績評価
- 第7 学識経験を有する者の知見の活用
- 第8 評価結果の政策への反映状況の公表
- 第9 その他

- 別紙1 政策体系及び評価予定表
- 別紙2 平成21年度事後評価実施予定表

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成21年度)

第1 はじめに

本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。平成17年12月16日改定。平成19年3月30日一部変更。以下「基本方針」という。）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」（平成19年3月30日厚生労働大臣決定。平成19年9月28日、平成20年3月31日一部変更。以下「基本計画」という。）を踏まえて、平成20年度に実施する事後評価の対象とする政策、その評価の方法等について明らかにするものである。

第2 計画期間

本計画の対象期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

第3 政策体系及び評価予定表

基本計画第7の1の（1）のイの（イ）に規定する政策体系を構成する施策目標に係る指標、個別目標、個別目標に係る指標及び事務事業、同計画第7の1の（1）のイの（ロ）に規定する評価予定表を別紙1のとおり定める。

第4 事後評価の対象としようとする政策及び評価の方法

- 1 本計画の計画期間内において事後評価の対象としようとする政策及びその評価の方法（法第7条第2項第1号の要件に該当するもの）

基本計画において規定する本計画の計画期間内に事後評価の対象としようとする政策及びその評価の方法は、別紙2のとおりとする。

- 2 政策決定後5年間が経過した時点で未着手のもの及びその評価の方法（法第7条第2項第2号イの要件に該当するもの）

該当なし。

- 3 政策決定後10年間が経過した時点で継続中のもの及びその評価の方法（法第7条第2項第2号ロの要件に該当するもの）

個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成16年7月12日健発第0712003号。以下「水道施設整備事業評価実施要

領」という。)で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの。
また、評価の方法については、事業評価方式を基本とする。

- 4 上記1～3のほか、本計画の計画期間内において事後評価の対象としようとする政策及びその評価の方法（法第7条第2項第3号の要件に該当するもの）

本計画の計画期間内に事後評価の対象としようとする政策は、以下に掲げる政策とする。なお、①、④及び⑤については、必要に応じて政策評価官室（政策統括官付政策評価官室をいう。以下同じ。）が担当部局等（政策を所管する部局及び大臣官房の各課をいう。以下同じ。）と調整の上、これを定める。

また、これらの評価の方法については、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択するものとする。

- ① 本計画の計画期間内において、政策体系の施策目標に係る指標のモニタリング結果や推移により評価の必要が生じた政策
- ② 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定）に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発
- ③ 個々の公共事業であって、水道施設整備事業評価実施要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
- ④ 事前評価を実施した政策のうち、本計画の計画期間内において事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの
- ⑤ その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち、本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの

第5 事後評価の実施

1 政策体系の施策目標の指標のモニタリング

- (1) 政策体系の施策目標の担当部局等は、当該施策目標の指標についてモニタリングし、その結果を5月中の適切な時期に査定課（組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求等を伴う政策については大臣官房会計課をいう。以下同じ。）及び政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、提出されたモニタリング結果を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- (3) 政策評価官室は、モニタリングの結果を取りまとめ、7月末を目途に公表する。

2 実績評価方式による評価

- (1) 担当部局等は、評価対象政策に係る部局と調整の上、原則として各施策目標ごとの指標の達成度を中心として評価を実施し、その評価結果を評価書等（法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）

として取りまとめ、5月中の適切な時期に査定課及び政策評価官室に提出する。

- (2) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- (3) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、7月末を目途に公表する。

3 総合評価方式による評価

- (1) 評価対象政策を所管する担当部局等は、①当該政策の問題点の把握、原因の分析等がなされた時期に総合評価を、②総合評価結果を踏まえた当該政策の見直しが決定された時期に評価結果の政策への反映状況の報告等を、当該政策に関係する部局と調整の上で実施し、その評価結果等を評価書等としてとりまとめ、評価実施後速やかに政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- (3) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、速やかに公表する。

4 事業評価方式による評価

上記2に準じ、必要に応じて政策評価官室が担当部局等と調整の上、評価を実施する。

第6 社会保険庁の実績評価

社会保険庁の平成20年度の実績評価については、社会保険庁から目標の達成状況について6月末までに報告を受け、その報告を基に、政策評価官室及び関係部局（中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項に規定する実施庁の長にその権限が委任された事務に係る政策の企画立案を担う部局をいう。）において8月末を目途に実績評価を実施し、その結果を実績評価書として厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知するとともに、速やかに公表する。その際、政策評価官室は、当該実績評価書の取りまとめ及び社会保険庁長官への通知並びに公表に係る事務を担う。

第7 学識経験を有する者の知見の活用

基本計画第8の2に規定する「政策評価に関する有識者会議」を以下のとおり開催する。

開催時期	意見等聴取事項
平成21年7月を目途	実績評価書（案）等について
平成22年3月を目途	平成22年度政策評価実施計画（案）等について
その他必要に応じて開催	

第8 評価結果の政策への反映状況の公表

担当部局等は、評価結果を、新たな政策の企画立案（予算、組織・定員要求を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。また、担当部局等は、平成21年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、9月上旬を目途に政策評価官室に報告する。

政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、9月末を目途に公表する。

第9 その他

1 政策評価の継続的改善

政策評価官室は、政策評価制度全般の改善・充実を図るため、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めることとする。

2 職員の資質の向上

政策評価官室は、職員の資質の向上を図るため、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に適宜提供するとともに、政策評価に関する説明会を随時開催する。

3 本計画の改正

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、法、基本方針又は基本計画の変更等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

4 厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は、厚生労働省における政策評価実施要領に定める。

政策体系及び評価予定表

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3) 施策目標に係る指標は、施策目標の達成状況を評価するために、可能な限り、行政の活動の結果として国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測るアウトカム指標を掲げ、アウトカム指標を設定することが困難な場合には、原則として、行政活動そのものや行政活動により提供されたモノやサービスの量又は利用結果等を測るアウトプット指標を掲げたものである。
- (4) 個別目標は、施策目標を達成するために実施する個々の施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (5) 個別目標に係る指標は、個別目標の達成状況を評価するために、可能な限り、行政の活動の結果として国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測るアウトカム指標を掲げ、アウトカム指標を設定することが困難な場合には、原則として、行政活動そのものや行政活動により提供されたモノやサービスの量又は利用結果等を測るアウトプット指標を掲げたものである。
- (6) 事務事業は、施策目標又は個別目標を達成するために実施する手段としての事務及び事業を掲げたものである。
- (7) 評価予定表は、各施策目標について、本計画の計画期間内の政策評価方式を示したものである。なお、計画期間内の各年度において政策評価を実施する施策目標については、その都度実施計画においてこれを定める。

- (8) 評価に当たっては、各施策目標について、施策目標に係る指標の状況を踏まえつつ、社会経済情勢の変化等の外的要因の影響などを考慮した上で、必要に応じて定性的な観点を加え、総合的に評価するとともに、各個別目標についても、個別目標に係る指標の状況を踏まえて評価することとする。
- (9) なお、今後、具体的に評価を実施する中で、施策目標の各々の特性を十分に検証し、その評価手法について、知識・経験を蓄積するとともに、新たな手法の開発や必要な情報・データの収集など、個別目標、指標の改善に努めるものとする。

厚生労働省の使命と基本目標

厚生労働省の使命	
<p>厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。</p>	
基本目標	
I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
II	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
III	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
V	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
VIII	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
X	国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
XI	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
XII	国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 各都道府県の医療計画において定められた4疾病5事業に係る医療連携体制の構築率（前年度以上／毎年度）
- 2 心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰率（前年度以上／毎年度）
- 3 周産期死亡率（前年度以下／毎年度）
- 4 無医地区の数（前年度以下／毎年度）
- 5 病院への立入検査における指摘に対する遵守率（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 医療計画に基づく医療連携体制を構築すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 1-1 に係る指標 1 と同じ
- ・ 在宅で死亡する者の数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・ 医療連携体制推進事業
- ・ 共同利用施設施設整備事業

個別目標 2 救急医療体制を整備すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 1-1 に係る指標 2 と同じ
- ・ 救命救急センターの設置箇所数（前年度以上／毎年度）
- ・ 小児救急医療支援事業の実施地区数及び小児救急医療拠点病院運営事業の実施箇所数（前年度以上／毎年度）
- ・ ドクターヘリの実施箇所数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・ 救命救急センター運営事業
- ・ 小児救急医療支援事業
- ・ 小児救急医療拠点病院運営事業
- ・ ドクターヘリ導入促進事業

個別目標 3 周産期医療体制を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 1-1 に係る指標 3 と同じ
- ・ 妊産婦死亡率（前年度以下／毎年度）
- ・ NICU及びMFICUの病床数（前年度以上／毎年度）
- ・ 総合周産期母子医療センターにおける低出生体重児の取扱件数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・ 総合周産期母子医療センター運営事業
- ・ 地域周産期母子医療センター運営事業

個別目標 4 へき地保健医療対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 1-1 に係る指標 4 と同じ
- ・ 無医地区等における医療活動日数（前年度以上／毎年度）
- ・ へき地医療支援機構設置箇所数（前年度以上／毎年度）
- ・ へき地医療拠点病院設置箇所数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・ へき地医療支援機構
- ・ へき地医療拠点病院及びへき地診療所等の設置・運営

個別目標 5 病院への立入検査の徹底

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 1-1 に係る指標 5 と同じ
- ・ 病院への立入検査件数（全病院に原則年一回実施／毎年度）

【主な事務事業】

- ・ 医療機関行政情報システム改善事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	実績	実績	モニ	実績
【重】	【重】	【重】		

備考

- ・ 平成 21 年度重点評価課題 1
救急医療体制の整備

基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 就業医師数（前回調査時以上／調査時）
- 2 病院勤務医師数（前回調査時以上／調査時）
- 3 就業女性医師数（前回調査時以上／調査時）
- 4 就業看護職員数（前年度以上／調査時）

個別目標 1 医師を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 2-1 に係る指標 1 及び 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・ 短時間正規雇用制等の導入促進事業

個別目標 2 女性医師、看護師等の離職防止、復職支援を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 2-1 に係る指標 3 及び 4 と同じ
- ・ 女性医師バンク再就業支援件数（前年度以上／調査時）
- ・ 中央ナースセンター事業再就業支援件数（前年度以上／調査時）

【主な事務事業】

- ・ 女性医師の復職支援センター事業
- ・ 中央ナースセンター事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	実績	実績	モニ	実績
【重】	【重】	総合 【重】		

備考

- ・ 平成 21 年度重点評価課題 2
医師養成数の増員
勤務医の過重な労働環境問題への対応
- ・ 平成 21 年度に実施する総合評価「医師確保対策」の評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。

2-2 医療従事者の資質の向上を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 研修医の臨床研修目標達成度（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 医師、歯科医師の臨床研修を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 2-2 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・ 臨床研修費等補助金
- ・ 臨床研修等指導医養成講習会の実施

個別目標 2 医療従事者等に対する研修を充実すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 各医療従事者における講習会・研修会等の修了者人数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施
- ・ 看護職員に対する研修会等の実施
- ・ 薬剤師研修等の実施

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 統合系医療情報システム（オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等）の普及率（200床以上の医療機関のほとんどに導入すること／400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで）
- 2 実証実験実施地において、社会保障カード（仮称）に関して理解を深めた者の割合（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 医療のIT化を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 3-1 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・ 地域診療情報連携推進事業
- ・ 医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業

個別目標 2 社会保障カード（仮称）に関する国民の理解を深めつつ、その実施に向けた検討をこ

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 3-1 に係る指標 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・ 社会保障カード（仮称）に関する制度設計書の作成
- ・ 社会保障カード（仮称）に係る実証実験の実施

評価予定表

19	20	21	22	23
実績	実績	実績	モニ	実績
【重】	【重】	【重】		

備考

- ・ 平成 21 年度重点評価課題 3
IT を活用した医療の利便性向上
- ・ 個別目標 2 は、平成 21 年度から実施するため、平成 22 年度から評価を行うこととする。

3-2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 医療事故情報収集・分析・提供事業の参加登録医療機関の数（前年度以上／毎年度）
- 2 医療安全対策加算届出医療機関の割合（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 医療の質と安全性の向上を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 3-2 に係る指標 1 及び 2 と同じ
- ・ 医療従事者を対象とした講習会修了者数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施
- ・ 院内感染対策の推進

個別目標 2 医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 3-2 に係る指標 1 及び 2 と同じ
- ・ 産科医療補償制度加入率（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・ 医療事故情報収集等事業
- ・ 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

個別目標 3 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 都道府県及び保健所設置市区の医療安全支援センターの設置数（前年度以上／毎年度）
- ・ 二次医療圏の医療安全支援センターの設置数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・ 医療安全支援センター総合支援事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績 【重】	モニ	実績	実績

備考

基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること

4-1 政策医療を向上・均てん化させること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 国立高度専門医療センターの職員の発表論文数（掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的学術雑誌に掲載された科学論文）（前年度以上／毎年度）

2 国立高度専門医療センターのホームページへの年間アクセス数（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 政策医療を開発・確立すること
 （独立行政法人国立病院機構で実施する政策医療の開発・確立に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）

【主な事務事業】

- ・研究所運営事業
- ・治験推進事業
- ・大型研究事業

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 4-1 に係る指標 1 と同じ

個別目標 2 政策医療の均てん化を図ること
 （独立行政法人国立病院機構で実施する政策医療の均てん化に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）

【主な事務事業】

- ・各種研修事業
- ・政策医療に関する情報発信事業（一般向け・医療者向け）

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 4-1 に係る指標 2 と同じ

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ 総合	モニ	実績	—

備考

- ・現在6つある国立高度専門医療センターは、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」（平成20年法律第93号）に基づき、それぞれ平成22年度から独立行政法人へ移行する。

基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること

5-1. 感染症の発生・まん延の防止を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 結核患者罹患率の推移（人口10万人対比18人以下／平成22年度）
- 2 病原体等取扱施設の検査結果の適正割合（90%以上／毎年度）
- 3 予防接種の接種率（ポリオ・麻疹・風疹）（おおむね95%／毎年度）
- 4 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（国民の45%相当量／平成23年度末、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）
- 5 保健所等における肝炎検査受診者数（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 感染症対策の充実を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 5-1 に係る指標 1 及び 2 と同じ
- ・ 定点医療機関の全国充足率（おおむね100%／毎年度）
- ・ 感染症指定医療機関充足率（前年度以上／毎年度）（おおむね100%を目指す）

【主な事務事業】

- ・ 直接服薬確認療法事業
- ・ 感染症発生動向調査事業
- ・ 感染症指定医療機関の施設整備
- ・ 予防接種普及啓発事業

個別目標 2 新型インフルエンザ対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 5-1 に係る指標 4 と同じ
- ・ 感染症指定医療機関充足率（前年度以上／毎年度）（おおむね100%を目指す）（再掲）

【主な事務事業】

- ・ 新型インフルエンザ対策事業

個別目標 3 肝炎対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 5-1 に係る指標 5 と同じ
- ・ 肝炎インターフェロン治療受給者証交付・申請件数（10万人／毎年度）
- ・ 肝炎診療連携拠点病院の設置数（47都道府県／平成21年度）
- ・ 肝炎対策協議会の設置数（47都道府県／平成21年度）

【主な事務事業】

- ・ 肝炎治療特別促進事業
- ・ 特定感染症検査等事業
- ・ 健康増進事業（肝炎ウイルス健診）

評価予定表

19	20	21	22	23
実績	実績	実績	モニ	実績
【重】	【重】	【重】		

備考

- ・ 平成21年度重点評価課題4
感染症対策の充実・強化

5-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 特定疾患治療研究事業の受給者証交付件数（前年度以上／毎年度）
- 2 ハンセン病資料館の入館者数（前年度以上／毎年度）
- 3 保健所等における HIV 抗体検査件数（前年以上／毎年）

個別目標 1 難病対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 5-2 に係る指標 1 と同じ
- ・ 難病情報センターホームページへのアクセス件数（前年度以上／毎年度）
- ・ 都道府県の難病医療拠点・協力病院数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・ 難病情報センター事業
- ・ 重症難病患者入院施設確保事業
- ・ 特定疾患治療研究事業

個別目標 2 ハンセン病対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標 5-2 に係る指標 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・普及啓発のための教材等配布事業
- ・ハンセン病資料館の運営事業
- ・ハンセン病療養所の運営事業

個別目標 3 エイズ対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標 5-2 に係る指標 3 と同じ
・新規エイズ患者報告割合（新規エイズ患者報告数／（新規 HIV 感染者報告数＋新規エイズ患者報告数）（前年以下／毎年）

【主な事務事業】

- ・HIV検査・相談事業
- ・HIV検査普及週間の実施
- ・世界エイズデー普及啓発事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

5-3 適正な移植医療を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
1 臓器提供意思登録システム登録者数（前年度以上／毎年度）
2 非血縁者間骨髄移植実施数（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 臓器移植対策等を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標 5-3 に係る指標 1 及び 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・臓器移植対策事業
- ・造血幹細胞移植対策事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
1 被爆者健康診断受診率（前年度同程度／毎年度）

個別目標 1 被爆者の健康の保持・増進を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標 5-4 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・原爆被爆者に対する手当の支給

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること

6-1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 新医薬品の審査事務処理期間（12ヶ月）内に処理した割合（70%以上／平成19年度、80%以上／平成20年度）
- 2 新医療機器の審査事務処理期間（12ヶ月）内に処理した割合（90%以上／平成20年度まで毎年度）
- 3 ドラッグ・ラグの解消（2.5年短縮／平成23年度）
- 4 デバイス・ラグの解消（19月短縮／平成25年度）

個別目標 1 有効性・安全性の高い新医薬品の迅速な承認審査を推進すること

【主な事務事業】
・新医薬品の迅速な承認審査

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標 6-1 に係る指標 1 及び 3 と同じ

個別目標 2 有効性・安全性の高い新医療機器の迅速な承認審査を推進すること

【主な事務事業】
・新医療機器の迅速な承認審査

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標 6-1 に係る指標 2 及び 4 と同じ

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績 【重】	実績 【重】	実績	実績

備考
・平成21年度重点評価課題5
開発医療機器の審査迅速化

6-2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 医薬品等副作用情報収集件数（前年度以上／毎年度）
- 2 医薬品副作用被害救済給付の請求があったもののうち、標準処理期間内に支給決定等の処理が終わったものの割合（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 医薬品等の品質確保の徹底を図ること

【主な事務事業】
・立入検査・指導
・薬事監視員の資質向上
・自主回収に係る情報の公開

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・製造所、薬局等への立入検査件数（－）
・製造所、薬局等への指導件数（－）

個別目標 2 医薬品等の安全対策を推進すること

【主な事務事業】
・安全性情報の収集、分析、評価とその調査
・医薬品等の使用上の注意の改訂等
・安全性情報の提供

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標 6-2 に係る指標 1 と同じ

個別目標 3 医薬品副作用被害等救済制度の適正な管理を行うこと

【主な事務事業】
・医薬品副作用被害等救済制度の適正な管理

（副作用救済給付業務等に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標 6-2 に係る指標 2 と同じ

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績 【重】	モニ	実績	実績

備考

6-3 医薬品の適正使用を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 医薬分業率（全国・地域別）（前年度以上／毎年度）
- 2 研修・講習会等受講者数（延べ）（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 薬局機能を強化し、医薬分業を推進するとともに医薬品の適正使用の普及啓発を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 6-3 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・ 薬局ヒヤリハット事例収集・分析事業

個別目標 2 薬剤師研修を充実すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 6-3 に係る指標 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・ 4 年制卒業薬剤師研修事業
- ・ 指導薬剤師養成事業
- ・ 専門薬剤師研修事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	モニ	モニ	実績

備考

施策目標 7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること

7-1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 安定供給に必要な血液量の確保率（90%以上／毎年度）

個別目標 1 健康な献血者の確保を図り、献血により安全な血液製剤が必要に応じて適切に供給されるようにするとともに、血液製剤の国内自給及び適正使用の推進を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 7-1 に係る指標 1 と同じ
- ・ アルブミン製剤の供給量（前年度未満／毎年度）

【主な事務事業】

- ・ 献血推進基盤整備事業
- ・ 献血構造改革推進事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること

8-1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 医療従事者等に対する接種に用いるプレパンドミックワクチン原液約1千万人分に対する備蓄率（100％／毎年度）
- 2 インフルエンザワクチンの需要量に占める供給可能量の割合（100％／毎年度）

個別目標 1 国家買い上げ及び備蓄を実施すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 8-1 に係る指標 1 と同じ
- ・ 狂犬病ワクチン等の都道府県からの申請に基づく需要量に占める供給量の割合（100％／毎年度）

【主な事務事業】

- ・ 重要医薬品供給確保事業

個別目標 2 ワクチンの需給安定化を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 8-1 に係る指標 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・ ワクチン等国内需給安定化調査事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績
【重】				

備考

基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

9-1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 1 新医薬品・医療機器の承認取得数（前年度以上／毎年度）
 2 治験届の提出数（前年度以上／毎年度）
 3 医薬品、医療機器産業実態調査の回答率（前年度以上／毎年度）
 4 後発医薬品の市場規模（数量全体に占める割合（率）・金額全体に占める割合（率））（前年度以上／毎年度）
 5 医療用医薬品に係る取引価格の妥結率（前年度以上／毎年度）
 6 バーコード貼付率（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 画期的な医薬品、医療機器等に係る研究開発の促進、治験環境の整備等による治癒率の向上、患者のQOLの向上を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・ 施策目標 9-1 に係る指標 1 及び 2 と同じ

【主な事務事業】
 ・ 保健医療分野における基礎研究推進事業及び出融資事業
 ・ 治験拠点病院活性化事業
 ・ 治験推進助成事業
 ・ 治験推進研究事業
 ・ 政策創薬総合研究事業

個別目標 2 医薬品・医療機器産業の動向を的確に把握すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・ 施策目標 9-1 に係る指標 3 と同じ

【主な事務事業】
 ・ 産業情報確保対策事業
 ・ 医薬品等供給動向調査事業
 ・ 医療機器産業振興調査事業

個別目標 3 後発医薬品の使用を促進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・ 施策目標 9-1 に係る指標 4 と同じ

【主な事務事業】
 ・ 後発医薬品使用促進対策事業

個別目標 4 取引慣行の改善による公正な競争を実現するとともに流通の効率化等を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・ 施策目標 9-1 に係る指標 5 及び 6 と同じ

【主な事務事業】
 ・ コード表示情報化促進事業
 ・ 医薬品、医療機器等流通近代化事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	実績	実績	実績	実績
【重】		【重】		

備考
 ・ 平成 21 年度重点評価課題 6
 医療研究の活用

基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 1 0 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

1 0 - 1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 各医療保険制度別における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合
 <前年度以下／毎年度>

個別目標 1 保険者の再編・統合や保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 各医療保険制度別における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合
 <前年度以下／毎年度>
 ※施策目標 1 0 - 1 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・ 老人医療保険給付諸費
- ・ 国民健康保険助成費
- ・ 全国健康保険協会助成費
- ・ 健康保険組合助成費

個別目標 2 長寿医療制度を円滑に運営すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 決算での総収支差が赤字である広域連合数の割合
 <前年度以下／毎年度>
 ○ 広域連合における保険料の収納率
 <前年度以上／毎年度>

【主な事務事業】

- ・ 老人医療保険給付諸費

個別目標 3 保険者の適用・徴収・給付事務を適正かつ効率的なものとする

（政府管掌健康保険の収納に関する評価については、中央省庁等改革基本法（平成 1 0 年法律第 1 0 3 号）に基づく社会保険庁の実施庁評価によるものとする。）

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 各医療保険制度における保険料（税）の収納率
 <前年度以上／毎年度>
 ○ 各医療保険制度における医療費通知実施保険者数の割合
 <前年度以上／毎年度>
 ○ 協会けんぽにおける現金給付の申請書受理から支給決定通知書到達までの期間
 <事業計画に定める期間（平成 2 0 年度末を目途に 2 週間以内とする）／毎年度>

【主な事務事業】

- ・ 特別調整交付金（普通調整交付金減額解除分）

個別目標 4 審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- レセプトのオンライン化率
 <前年度以上（平成 2 3 年度当初に原則オンライン化）／毎年度>
 ○ 社会保険診療報酬支払基金における審査支払手数料
 <前年度以下（平成 2 3 年度には医科・歯科分 1 0 6 円程度、調剤分 4 9 円程度）／毎年度>

【主な事務事業】

- ・ 診療報酬情報提供サービス

個別目標 5 出産育児一時金の見直しを円滑に実施すること

- 総支払件数における直接払いによる支払件数の割合
 <前年度以上／毎年度>
 ※ 平成 2 1 年 1 0 月より実施

【主な事務事業】

- ・ 安心出産育児支援補助金（仮称）

評価予定表

19	20	21	22	23
----	----	----	----	----

備考

- ・ 平成 2 1 年度重点評価課題 7

実績 【重】	実績 【重】	実績 【重】	モニ	実績	高齢者医療制度等の見直し レセプトの電算化及びオンライン請求の普及促進 出産育児一時金の見直し
-----------	-----------	-----------	----	----	---

10-2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 メタボリックシンドロームの該当者・予備群の数
 <前年度以下（平成24年度において平成20年度と比べて10%以上減少）／毎年度>

2 平均在院日数の全国平均と最短県の差
 <前年度以下（平成24年度において平成18年10月と比べて1/3に縮小）／毎年度>

<p>個別目標1 医療保険者における特定健診・特定保健指導を実施すること</p> <p>【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定健診実施率（国保・健保） <前年度以上（平成24年度に70%以上）／毎年度> ○ 特定保健指導実施率（国保・健保） <前年度以上（平成24年度に45%以上）／毎年度> ○ 特定健診実施率（協会けんぽ） <事業計画に定める実施率（平成20年度は54.4%）（平成24年度に70%）／毎年度> ○ 特定保健指導実施率（協会けんぽ） <事業計画に定める実施率（平成20年度は26.3%）（平成24年度に45%）／毎年度> 	<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査・保健指導負担（補助）金
<p>個別目標2 療養病床から老人保健施設等への転換を促進することの転換の促進に関する事業</p> <p>【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 療養病床数 <前年度以下（平成24年度に約21万床（44都道府県の合算値、引き続き転換を支援しつつ整備水準を検証））／毎年度> 	<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病床転換助成事業交付金

評価予定表				
19	20	21	22	23
-	-	モニ	モニ	実績

備考

施策目標 1 1 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

1 1 - 1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
1 市町村保健師数（前年度以上／前年度）

個別目標 1 地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・ 施策目標 1 1 - 1 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】
・ 保健師中央研修
・ 地域指導者専門技術等研修

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	モニ	モニ	実績

備考

1 1 - 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
1 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群の減少率（40～74歳）（男性）（10%以上／2012年、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）
2 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群の減少率（40～74歳）（女性）（10%以上／2012年、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）
3 糖尿病有病者数（1000万人／2010年、かつ、前年度以下／平成20年度・21年度）
4 がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の減少率（20%／平成28年度、かつ、前年度同程度／平成20年度・21年度）

個別目標 1 健康づくり対策（栄養・食生活）を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・ 20歳代女性のやせの者の割合（15%以下／2010年、かつ、前年度以下／平成20年度・21年度）
・ 肥満者の割合
20～60歳代（男性）（15%以下／2010年、かつ、前年度以下／平成20年度・21年度）
40～60歳代（女性）（20%以下／2010年、かつ、前年度以下／平成20年度・21年度）
・ 成人の野菜の1日当たりの平均摂取量（350g以上／2010年、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）
・ 朝食を欠食する人の割合
中学、高校生（0%／2010年、かつ、前年度以下／平成20年度・21年度）
男性（20歳代）（15%以下／2010年、かつ、前年度以下／平成20年度・21年度）
男性（30歳代）（15%以下／2010年、かつ、前年度以下／平成20年度・21年度）

【主な事務事業】
・ 健康的な生活習慣づくり重点化事業（メタボリックシンドローム予防戦略事業）
・ 生活習慣病予防対策推進費（健やか生活習慣国民運動推進事業費）
・ 食生活改善地区組織強化費
・ 国民健康・栄養調査委託費

個別目標 2 健康づくり対策（身体活動・運動）を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・ 日常生活における歩数（男性）（9,200歩以上／2010年、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）
・ 日常生活における歩数（女性）（8,300歩以上／2010年、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）
・ 運動習慣者の割合（男性）（39%以上／2010年、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）
・ 運動習慣者の割合（女性）（35%以上／2010年、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）

【主な事務事業】
・ 健康的な生活習慣づくり重点化事業（メタボリックシンドローム予防戦略事業）
・ 生活習慣病予防対策推進費（健やか生活習慣国民運動推進事業費）

個別目標3 健康づくり対策（たばこ、アルコール）を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・喫煙している人の割合
 - 中学1年（男性）（0％／2010年、かつ、前回調査以下／平成20年度）
 - 高校3年（男性）（0％／2010年、かつ、前回調査以下／平成20年度）
 - 中学1年（女性）（0％／2010年、かつ、前回調査以下／平成20年度）
 - 高校3年（女性）（0％／2010年、かつ、前回調査以下／平成20年度）
- ・分煙を実施している公共の場の割合
 - 都道府県（100％／2010年）
 - 政令市等（100％／2010年）
 - 市町村（100％／2010年）
 - 保健所（100％／2010年）
- ・分煙を実施している職場の割合（100％／2010年）
- ・飲酒している人の割合
 - 中学3年（男性）（0％／2010年、かつ、前回調査以下／平成20年度）
 - 高校3年（男性）（0％／2010年、かつ、前回調査以下／平成20年度）
 - 中学3年（女性）（0％／2010年、かつ、前回調査以下／平成20年度）
 - 高校3年（女性）（0％／2010年、かつ、前回調査以下／平成20年度）

【主な事務事業】

- ・生活習慣病予防対策推進費（健やか生活習慣国民運動推進事業費）
- ・健康的な生活習慣づくり重点化事業（たばこ対策促進事業費）
- ・たばこ・アルコール対策推進費

個別目標4 健康づくり対策（糖尿病、循環器病）を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・定期健康診断等糖尿病に関する健康診断受診者（6,860万人以上／2010年）
- ・糖尿病検診における異常所見者の事後指導受診率（男性）（100％／2010年）
- ・糖尿病検診における異常所見者の事後指導受診率（女性）（100％／2010年）

【主な事務事業】

- ・健康的な生活習慣づくり重点化事業（メタボリックシンドローム予防戦略事業）
- ・生活習慣病予防対策推進費（健やか生活習慣国民運動推進事業費）
- ・脳卒中等対策推進費

個別目標5 がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・2次医療圏ごとのがん診療連携拠点病院の整備率（100％／平成21年度、かつ、100％／平成20年度）
- ・2次医療圏ごとの相談支援センターの整備率（100％／平成21年度、かつ、100％／平成20年度）
- ・放射線療法の実施体制を整備しているがん診療連携拠点病院の割合（100％／平成23年度、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）
- ・外来化学療法の実施体制を整備しているがん診療連携拠点病院の割合（100％／平成23年度、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）

【主な事務事業】

- ・がん診療連携拠点病院機能強化事業費

評価予定表

	19	20	21	22	23
実績【重】		モニ	実績【重】	モニ ※ 総合	実績

備考

- ・平成21年度重点評価課題8 健康長寿
- ・個別目標1～4についての総合評価は、平成22年度から実施予定の「健康日本21」の最終評価を踏まえ実施するものとする。ただし、総合評価の実施時期は、「健康日本21」の最終評価の進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・上記総合評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。

1 1 - 3 安全・安心な職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ施策目標 2 を参照）

1 1 - 4 母子保健衛生対策の充実を図ること（基本目標Ⅵ施策目標 5 を参照）

1 1 - 5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること（基本目標Ⅸ施策目標 3 - 1 を参照）

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 1 2 健康危機管理を推進すること

1 2 - 1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 健康危機管理調整会議の定期開催件数（月 2 回／毎年度）
- 2 健康危機管理保健所長等研修の受講者出席率（前年度以上／20 年度・21 年度）

個別目標 1 健康危機管理体制を整備すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・健康危機管理調整会議の定期開催件数（月 2 回／毎年度）
- ※施策目標 1 2 - 1 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・健康危機管理体制の整備

個別目標 2 地域における健康危機管理体制の確保を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・健康危機管理保健所長等研修の受講者出席率（前年度以上／20 年度・21 年度）
- ※施策目標 1 2 - 1 に係る指標 2 と同じ
- ・健康危機管理保健所長等研修において、健康危機管理について理解が高まったと回答した受講者の割合（前年度以上／20 年度・21 年度）

【主な事務事業】

- ・健康危機管理支援ライブラリシステム事業
- ・健康危機管理保健所長等研修事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	モニ	モニ	実績

備考

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策目標Ⅰ 食品等の安全性を確保すること

1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 大規模食中毒の発生件数（過去5年の発生件数の平均と同水準以下／毎年度）
- 2 許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設割合（前年度以下／毎年度）
- 3 モニタリング検査達成率（10.0％／毎年度）
- 4 輸入食品の違反件数（前年度以下／毎年度）
- 5 ポジティブリスト制度（農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度）の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数（前年度以上／毎年度）
- 6 健康食品等に関する健康被害報告数（過去5年の報告数の平均と同水準以下／毎年度）
- 7 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合（60％以上／平成22年度）

個別目標Ⅰ 食品衛生管理の高度化等、BSE対策、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標1-1に係る指標1、2、3及び4と同じ
- ・ ビッシング（と畜の際、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入してせき髄神経組織を破壊する作業）中止率（100％／平成20年）

【主な事務事業】

- ・ 総合衛生管理製造過程の普及による高度衛生管理の推進
- ・ 食中毒危機管理対策の推進
- ・ BSE検査及びビッシング中止の推進等によるBSE対策の実施
- ・ 輸入食品監視指導計画の策定及び実施を通じた輸入食品等の監視指導

個別目標Ⅱ 食品等に関する規格基準の設定を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標1-1に係る指標5と同じ
- ・ 国際汎用添加物の指定品目数（国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物46品目のうち安全性が確認されたものについての指定について前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・ ポジティブリスト制度の導入に伴い残留基準を設定した農薬等の残留基準の見直し及び新たな残留基準の設定
- ・ 食品添加物の指定
- ・ 遺伝子組換え食品の国際規格の策定

個別目標Ⅲ 虚偽誇大広告等不適正表示の防止等により、健康食品の安全対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標1-1に係る指標6と同じ

【主な事務事業】

- ・ 健康食品の虚偽誇大広告等に関する監視指導

個別目標Ⅳ リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標1-1に係る指標7と同じ
- ・ 食品の安全性に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解ができた者」の割合（50％以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・ リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	実績 【重】	実績 【重】	モニ 総合	実績

備考

- ・ 平成21年度重点評価課題9
健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための「食育」の推進
- ・ 平成22年度に実施する総合評価「食育推進基本計画」（仮称）の評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策目標2 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること

施策目標1 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 地域水道ビジョン策定状況（前年度以上／毎年度）
- 2 新広域化率（前年度以上／毎年度）
- 3 水道普及率（前年度以上／毎年度）
- 4 水質基準適合率（100％／毎年度）
- 5 直結給水実施総戸数（前年度以上／毎年度）
- 6 基幹施設・基幹管路の耐震化率（100％／平成25年度）
- 7 渇水による水道の断滅水影響人口（前年度以下／毎年度）

個別目標1 水道の運営基盤を強化すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標2-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 水道広域化施設整備事業
- ・ 簡易水道再編推進事業
- ・ 生活基盤近代化事業
- ・ 最適広域化計画策定等推進事業

個別目標2 安心・快適な給水を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標2-1に係る指標3、4及び5と同じ

【主な事務事業】

- ・ 水道未普及地域解消事業
- ・ 高度浄水施設等整備事業
- ・ 水道水質管理対策事業
- ・ 直結給水推進事業

個別目標3 安定給水対策・災害対策等の充実を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標2-1に係る指標6及び7と同じ

【主な事務事業】

- ・ 水道水源開発施設整備事業
- ・ ライフライン機能強化等事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策目標3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること

3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 薬物事犯の検挙人数（一）
- 2 主な薬物の押収量（一）
- 3 小学生の保護者への普及啓発（全小学6年生の保護者に薬物乱用防止啓発読本配布／毎年度）
- 4 中学生への普及啓発（全中学1年生にMDMA、大麻、違法ドラッグ乱用防止啓発読本配布／毎年度）

個別目標1 麻薬・覚せい剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬の適正な流通を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・麻薬業務所等への立入検査件数（一）

【主な事務事業】

- ・麻薬取締事業
- ・麻薬・覚せい剤原料不正流通防止対策事業
- ・あへん供給確保事業

個別目標2 麻薬・覚せい剤等の乱用防止を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標3-1に係る指標3及び4と同じ
・未成年者の主な薬物事犯検挙人数（一）

【主な事務事業】

- ・広報啓発事業
- ・再乱用対策事業

個別目標3 違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の取締りを推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・指定薬物又はその疑いがある物品を発見した場合において、これらの物を製造・輸入・販売等した者に対する立入検査件数（一）
・違法ドラッグ成分が確認されてから指定薬物として指定するまでの平均期間（6ヶ月以内／毎年度）

【主な事務事業】

- ・違法ドラッグ対策事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	実績	モニ	実績

備考

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

施策目標1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 毒物及び劇物取締法違反の改善確認率（前年度以上／毎年度）
- 2 高生産既存化学物質国際安全性点検実施率（化学物質（96物質）の安全性点検の実施：100％／2010年、かつ、前年度以上／毎年度）
- 3 家庭用品試買等試験検査における違反率（1.0％以下／毎年度）

個別目標1 毒物・劇物の適正な管理を推進すること

- 【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・ 施策目標4-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・ 毒物劇物指定調査
- ・ 毒物劇物流通・保管・管理対策推進事業

個別目標2 化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進すること

- 【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・ 施策目標4-1に係る指標2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 難分解性物質に関するスクリーニング毒性等の調査
- ・ 化学物質情報基盤システムの管理

個別目標3 家庭用品等身の回りの化学物質の安全性を確保すること

- 【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・ 施策目標4-1に係る指標3と同じ

【主な事務事業】

- ・ 家庭用品規制基準の設定
- ・ 家庭用品情報収集調査
- ・ 家庭用品健康損害防止対策事業

評価予定表

19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績 総合	実績

備考

・平成22年度に実施する総合評価「高生産量既存化学物質の安全性点検事業」（仮称）の評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。

施策目標5 生活衛生の向上・推進を図ること

5-1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 振興計画の認定件数（前年度以上／毎年度）
- 2 標準営業約款登録施設数（前年度以上／毎年度）
- 3 建築物環境衛生管理基準への不適合率（前年度以下／毎年度）

個別目標1 生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標5-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】
・標準営業約款普及啓発事業費

個別目標2 建築衛生の改善及び向上等を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標5-1に係る指標3と同じ

【主な事務事業】
・建築物環境衛生管理対策費

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標 1 労働条件の確保・改善を図ること

1-1 労働条件の確保・改善を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 定期監督等の実施件数（-）
- 2 市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合（80%以上／毎年）
- 3 中小企業労働契約支援事業を活用した利用者数（9,400人以上／平成20年度）；中小企業労働契約改善事業を活用した利用者数（9,400人以上／平成21年度）

個別目標 1 労働条件の確保・改善を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 是正勧告件数（-）
- ・ 賃金不払い残業で指導を行い、是正され支払われた金額（-）

【主な事務事業】

- ・ 法定労働基準の確保を図るための監督指導
- ・ 重大悪質な労働基準関係法令違反に対する司法処分

個別目標 2 最低賃金制度の適正な運営を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 1-1 に係る指標 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・ 最低賃金制度推進事業

個別目標 3 労働契約に係るルールの明確化を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標 1-1 に係る指標 3 と同じ

【主な事務事業】

- ・ 中小企業労働契約改善事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績
総合 FU				
【重】				

備考

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 労働災害による死亡者数（平成19年と比して20%以上減少させること／平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること／20年度・21年度）
 - 2 休業4日以上の死傷者数（平成19年と比して15%以上減少させること／平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること／平成20年度・21年度）
 - 3 定期健康診断における有所見率（増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること／平成24年）
- ※ 1～3は、第11次労働災害防止計画の目標（平成20～24年度）

個別目標1 重篤な労働災害を防止するための対策の充実を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・機械設備による労働災害件数（平成19年と比して減少させること／平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること／平成20年度・21年度）
- ・墜落・転落による死亡者数（平成19年と比して減少させること／平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること／平成20年度・21年度）
- ・化学物質に係る業務上疾病者数（平成19年と比して減少させること／平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること／平成20年度・21年度）
- ・メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合（50%／平成24年）

【主な事務事業】

- ・建設業における総合的労働災害防止対策推進事業
- ・労働者の健康の保持増進対策事業
- ・安全衛生基準の確保を図るための監督指導及び個別指導
- ・過重労働による健康障害防止のための自主的改善事業
- ・働き方改革トータルプロジェクトの推進事業

個別目標2 労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・危険性又は有害性等の調査の実施率（平成20年と比して増加させること／平成24年、かつ、平成20年と比して増加させること／平成20年度・21年度）

【主な事務事業】

- ・中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査普及促進等事業
- ・化学物質管理の支援体制の整備

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績
総合				
(総合FUを含む)				
【重】				

備考

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標 3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

3-1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 障害（補償）年金の請求から支給決定までの所要日数（前年度以下／毎年度）
- 2 遺族（補償）年金の請求から支給決定までの所要日数（前年度以下／前年度）

個別目標 1 医学的に判断が難しい等により労災保険給付の決定に長期間を要している事案の解消を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・医学的に判断が難しい等により労災保険給付の決定に長期間を要している事案数（前年度以下／毎年度）

【主な事務事業】

- ・労災保険給付

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考

3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 社会復帰促進等事業において成果目標を達成した事業の割合（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 3-2 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・義肢等補装具支給の事業
- ・アフターケア実施の事業
- ・未払賃金の立替払事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標4 勤労者生活の充実を図ること

4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合（前年以上／毎年）
- 2 週労働時間60時間以上の雇用の割合（前年以下／毎年）
- 3 年次有給休暇取得率（前年以上／毎年）

個別目標1 労働時間等の設定改善に向けた取組を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標4-1に係る指標1～3と同じ
- ・ 30歳代男性の週労働時間60時間以上の就業者の割合（前年以下／毎年）

【主な事務事業】

- ・ 労働時間等設定改善援助事業
- ・ 労働時間等設定改善推進助成金
- ・ 職場意識改善助成金

個別目標2 仕事と生活の調和に係る社会的気運を醸成すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標4-1に係る指標1～3と同じ

【主な事務事業】

- ・ 仕事と生活の調和推進プロジェクト
- ・ 仕事と生活の調和推進会議の開催

個別目標3 多様な働き方に対応した労働環境等を整備すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 特別な休暇制度普及率（前年以上／毎年）
- ・ テレワーカー比率（20％／平成22年）

【主な事務事業】

- ・ 特別な休暇制度普及促進事業
- ・ テレワークの普及促進等対策

評価予定表

19	20	21	22	23
実績 【重】	モニ 総合 【重】	実績 【重】	モニ	実績

備考

- ・ 平成21年度重点評価課題10
少子化社会対策に関連する仕事と生活の調和の実現に向けた取組
- ・ 施策目標4-1に係る指標は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針（平成19年12月、ワーク・ライフ・バランス官民トップ会議決定）」に掲げられたものを踏襲。なお、同指針においては、指標1～3については、それぞれ以下のように中長期的な数値目標（各主体の取組が進んだ場合の社会全体の目標値）が掲げられている。（いずれも、現状→5年後→10年後）
- 1：41.5％→60％→全ての企業で実施
- 2：10.8％→2割減→半減
- 3：46.6％→60％→完全取得

4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数（400,600人以上／平成20年度・21年度）
- 2 勤労者財産形成融資の利用件数（前年度以上／毎年度）
- 3 全労働金庫に対する検査実施率（50％以上／毎年度）

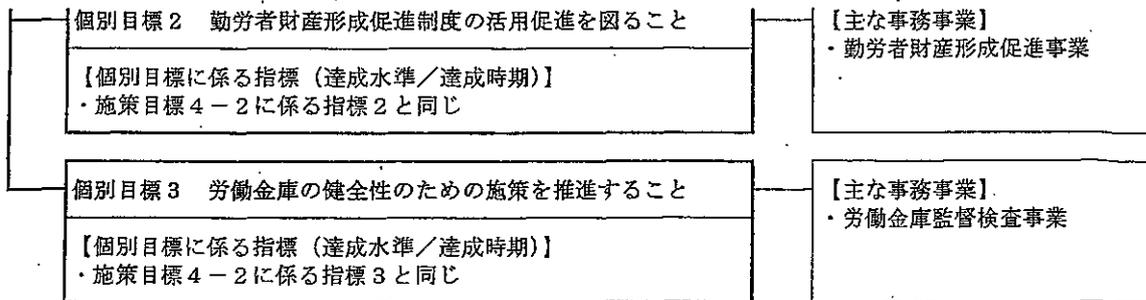
個別目標1 中小企業退職金共済制度の普及促進等を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標4-2に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・ 中小企業退職金共済事業



評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標6 安定した労使関係等の形成を促進すること

6-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合（労働組合の5.0%以上／平成20年度）（事業所の5.0%以上／平成21年度）

個別目標1 集团的労使関係法制の普及啓発を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・施策目標6-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

・国際労働関係事業

個別目標2 不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・新規申立事件の終結までの平均処理日数（※）（1年6か月以内／毎年）
 ・申立てから1年6か月以上係属している事件数（※）（0件／平成22年末）

※労働組合法第27条の18に基づく「審査の期間の目標」として、
 ①新規申立事件については1年6か月以内のできる限り短期間に終結させるとともに、②長期滞留事件（平成19年末において1年6か月以上係属している事件）については、平成22年末までに当事者の理解と協力の下にできる限り解消を図ることとしており、上記指標はこれに基づく目標である。

【主な事務事業】

・不当労働行為事件の審査

個別目標3 労使紛争を早期かつ適切に解決すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・調整事件の終結までの日数（取下げ事件等を除く）が2か月以内（自主交渉による中絶がある事件は3か月以内）である割合（100%／毎年度）

【主な事務事業】

・労働争議のあっせん、調停及び仲裁

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標 7 個別労働紛争の解決の促進を図ること

7-1 個別労働紛争の解決の促進を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 助言・指導手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合（90%以上／毎年）
- 2 あつせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のもの割合（90%以上／毎年）

個別目標 1 個別労働紛争の解決の促進を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標7-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・個別労働紛争対策の推進

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標 8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

8-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 労働保険料等収納率（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 労働保険の適用対象事業場の適正把握・適用促進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・労働保険適用事業場数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・未加入事業場適用促進事業
- ・労働保険加入促進業務委託事業

個別目標 2 労働保険料等の適正徴収を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標 8-1 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・保険料算定基礎調査
- ・滞納整理の実施

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 公共職業安定所の求職者の就職率（常用）（31%以上／平成20年度）（25%以上／平成21年度）
- 2 雇用保険受給資格者の早期再就職割合（31%以上／平成20年度）（24%以上／平成21年度）
- 3 公共職業安定所の求人充足率（常用）（22%以上／平成20年度）（27%以上／平成21年度）
- 3 4 職業安定法第5条の3（労働条件等の明示）の違反率（前年度より1ポイント以上減少／平成20・21年度）
- 4 5 職業安定法第32条の15（帳簿の備付け）の違反率（前年度より1ポイント以上減少／平成20・21年度）
- 6 労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数（前年度以上／平成20・21年度）
- 7 しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合（35%以上／平成20・21年度）

個別目標1 公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標1-1に係る指標1と同じ
- ・ 正社員求人割合（44%以上／平成20年度）（47%以上／平成21年度）
- ・ 就職支援プログラム対象者の就職率（73%以上／平成20・21年度）
- ・ 就職実現プラン対象者の就職率（65%以上／平成20・21年度）

【主な事務事業】

- ・ 正社員就職増大対策
- ・ 就職支援プログラム事業
- ・ 再チャレンジプランナー事業

個別目標2 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標1-1に係る指標4、5及び6と同じ
- ・ 職業紹介事業の定期指導監督件数（-）
- ・ 労働者派遣事業に係る指導監督実施件数（-）

【主な事務事業】

- ・ 職業紹介事業指導援助事業
- ・ 労働者派遣事業雇用管理等援助事業

個別目標3 官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標1-1に係る指標7と同じ

【主な事務事業】

- ・ しごと情報ネット事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	実績	実績	実績	実績
総合	【重】	【重】		
【重】				

備考

- ・ 平成21年度重点評価課題11
労働者派遣制度の見直し

施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

2-1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している
 - ① 平均労働者数（2人以上／平成20・21年度）
 - ② 事業継続割合（95%以上／平成20・21年度）
- 2 中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における平均

<p>求人充足率（22%以上／平成20・21年度）</p> <p>3 雇用調整助成金利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額（利用事業所の総支給額の10%以下／平成20・21年度）</p> <p>4 求職活動等支援給付金に係る離職後3か月以内の就職率（34%以上／平成20・21年度）</p>	
<p>個別目標 1 創業・新分野進出等における雇用創出に係る支援を図ること</p> <p>【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策目標2-1に係る指標1と同じ ・中小企業基盤人材確保助成金の支給終了後、新たに雇用された人数の平均（3人以上（助成金を上乗せしている雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域は3.5人以上）／平成20・21年度） 	<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格者創業支援助成金 ・中小企業基盤人材確保助成金 ・地域雇用開発助成金（地域再生中小企業創業助成金）
<p>個別目標 2 中小企業等の雇用管理の改善に係る支援を図ること</p> <p>【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策目標2-1に係る指標2と同じ ・中小企業雇用創出等能力開発助成金の対象となった従業員が受けた職業能力開発検定等（訓練に密接に関連するものに限る。）の合格率（50%以上／平成20・21年度） 	<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業人材確保推進事業助成金 ・中小企業雇用創出等能力開発助成金 ・中小企業人材能力発揮奨励金 ・中小企業雇用安定化奨励金
<p>個別目標 3 事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防すること</p> <p>【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策目標2-1に係る指標3と同じ ・（財）産業雇用安定センターにおける出向・移籍の成立率（43%以上／平成20年度） 	<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金（雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金） ・（財）産業雇用安定センターにおける出向・移籍支援事業
<p>個別目標 4 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること</p> <p>【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策目標2-1に係る指標4と同じ ・再就職支援給付金の支給を受けた事業所が、再就職支援を委託した人数のうち、早期再就職が実現した人数の割合（20%以上／平成20・21年度） 	<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再就職援助計画作成・指導事業 ・労働移動支援助成金（求職活動等支援給付金） ・労働移動支援助成金（再就職支援給付金） ・緊急雇用創出事業
<p>個別目標 5 雇用失業情勢の厳しい地域や農林業等の分野における雇用改善・促進等及び介護の分野における雇用管理の改善等を図ること</p> <p>【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域雇用創造推進事業の利用求職者等の就職件数（地域雇用創造推進事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／平成20・21年度） ・ワンストップサービスにおいて能力開発や従業員の雇用等について相談等を行った建設事業主等のうち、当該相談等を受けて教育訓練及び労働移動、人材確保対策の推進等の相談に対する具体的な措置（教育訓練の受講促進、雇用管理改善措置の実施、事業主都合解雇の防止等）を1年以内に講じた事業主等の割合（80%以上／平成20・21年度） ・建設教育訓練助成金の助成対象となった技能実習を行った者のうち、訓練後、技能検定を受検した者の合格率（80%以上／平成20・21年度） ・港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあっせんを行うことによる派遣成立の割合（80%以上／平成20・21年度） ・職業講習会を経て、林業事業体共同説明会に参加した者の就職率（19%以上／平成20年度） ・介護基盤人材確保助成金を受給したことにより、当該事業所における雇用管理改善の取組みが向上した事業主の割合（85% 	<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと雇用再生特別交付金 ・地域雇用創造推進事業 ・地域雇用創造実現事業 ・雇用創造先導的創業等奨励金 ・通年雇用奨励金 ・建設雇用改善助成金事業 ・建設労働者雇用安定支援事業 ・港湾労働者派遣事業 ・林業雇用改善推進事業 ・林業就業支援事業 ・農林業等就職促進支援事業 ・介護基盤人材確保助成金事業 ・介護雇用管理助成金事業 ・雇用管理改善等援助事業

以上/平成20年度)
 ・介護雇用管理助成金がなければ新たに雇用管理改善措置を講じることが困難であった事業主の割合(85%以上/平成20年度)

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	実績	実績	モニ	実績
総合FU	【重】	【重】		
【重】				

備考
 ・平成21年度重点評価課題12
 建設業の新分野進出促進支援
 農林業に関する情報の提供
 ・平成21年度重点評価課題20
 介護労働者の処遇の改善

施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 1 65歳以上定年企業等の割合(46%以上/平成20年度)(48%以上/平成21年度)
 2 公共職業安定所における就職率(障害者)(18%以上/平成20年度)(前年度以上/平成21年度)
 3 フリーター数(170万人/平成22(2010)年)
 4 特定求職者雇用開発助成金支給対象者の事業主都合離職割合(当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下/平成20・21年度)

個別目標1 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・施策目標3-1に係る指標1と同じ
 ・中高年齢者トライアル雇用事業の常用雇用移行率(75%以上/平成20・21年度)
 ・シルバー人材センター事業における就業率(80%以上/平成20年度)

【主な事務事業】
 ・高齢者雇用確保措置の導入促進に係る指導
 ・定年引上げ等奨励金
 ・「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト
 ・高齢者雇用基盤整備事業
 ・求職活動支援書制度
 ・中高年齢者トライアル雇用事業
 ・地域団塊世代雇用支援事業
 ・シルバー人材センター事業
 ・高齢者等共同就業機会創出助成金

個別目標2 障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて雇用の安定及び促進を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・施策目標3-1に係る指標2と同じ
 ・障害者法定雇用率達成企業割合(前年度以上/平成20・21年度)
 ・障害者トライアル雇用事業の常用雇用移行率(80%以上/平成20・21年度)
 ・障害者就業・生活支援センター事業における就職件数(5,100件以上/平成20年度)

【主な事務事業】
 ・障害者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介
 ・障害者試行雇用事業(トライアル雇用事業)
 ・職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業
 ・民間企業に対する障害者雇用率達成指導
 ・障害者就業・生活支援センター事業
 ・精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

個別目標3 若年者の雇用の安定・促進を図ること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
 ・新規高卒者の就職内定率(前年度以上/平成20年度)(93%以上・平成21年度)
 ・ハローワークにおけるフリーター常用雇用者数(22.7万人以上/平成20・21年度)
 ・若年者等トライアル雇用事業の常用雇用移行率(80%以上/平成20・21年度)

【主な事務事業】
 ・高卒就職ジョブサポーターによる就職支援
 ・フリーター常用就職支援事業
 ・若年者等試行雇用事業

個別目標 4 就職困難者等の円滑な就職等を図ること

- 【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
- ・施策目標3-1に係る指標4と同じ
 - ・生活保護受給者等就労支援事業における支援対象者数に占める就職者数の割合（57%以上／平成20年度）（60%以上／平成21年度）
 - ・ホームレス就業支援事業による就業者数（1,225人以上／平成20年度）（982人以上／平成21年度）
 - ・日系人就職促進ナビゲーターの支援による日系人求職者の就職率（36%以上／平成20年度）
 - ・留学生の就職人数（330人以上／平成20年度）

- 【主な事務事業】
- ・特定求職者雇用開発助成金
 - ・生活保護受給者等就労支援事業
 - ・ホームレス就業支援事業
 - ・日系人就職促進ナビゲーターによる日系人求職者の安定した就労の支援
 - ・外国人雇用サービスセンターを中核とした留学生を始めとする専門的・技術的分野の外国人の就職支援

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	モニ 総合 【重】	実績 【重】	モニ	実績

- 備考
- ・平成21年度重点評価課題10
少子化社会対策に関連する仕事と生活の調和の実現に向けた取組
※ 本施策目標に関連する施策のうち、重点評価課題13「若年者雇用対策」として評価を行う。
 - ・平成21年度重点評価課題13
若年者雇用対策
年長フリーター対策、内定取消
 - ・平成19年度に実施した総合評価「障害者雇用促進法に基づく障害者雇用対策の見直し」の評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。
 - ・平成20年度に実施した総合評価「若年者雇用対策」の評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。

施策目標 4 求職活動中の生活の保障等を行うこと

4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

- 【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
- 1 雇用のセーフティネットとしての役割を果たしつつ制度の安定的運営を確保すること
収支差（-）
積立金（-）
 - 2 不正受給の件数（前年度以下／平成20・21年度）

個別目標 1 セーフティネットとして財政が安定していること

- 【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
- ・雇用のセーフティネットとしての役割を果たしつつ制度の安定的運営を確保すること
収支差（-）
積立金（-）

- 【主な事務事業】
- ・雇用保険の各種給付に関する事務
 - ・雇用保険の適用に関する事務

個別目標 2 雇用保険の給付を適正に行うこと

- 【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
- ・不正受給の件数（前年度以下／平成20・21年度）

- 【主な事務事業】
- ・雇用保険の各種給付に関する事務
 - ・雇用保険の適用に関する事務

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	実績 【重】	実績	実績

- 備考
- ・平成21年度重点評価課題14
雇用保険の適用範囲の拡大
雇用保険料率の引き下げ

基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること

1-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率（65%以上／平成20、21年度）
- 2 公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率（80%以上／平成20、21年度）

個別目標1 ジョブ・カード制度を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・委託訓練活用型デュアルシステムの修了者における就職率（70%以上／平成20年度、70%以上／平成21年度）

【主な事務事業】

- ・「ジョブ・カード制度」普及促進事業の実施

個別目標2 事業主等が実施する職業能力開発施策に対して支援を行うこと

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・キャリア形成促進助成金事業において、助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等（訓練に密接に関連するものに限る。）の合格率（50%以上／平成20、21年度）
- ・職業能力評価基準の活用によって企業内の人事評価制度や研修体系、従業員の募集採用活動が改善された（改善される見込み）という企業等の割合（80%以上／平成20、21年度）

【主な事務事業】

- ・キャリア形成促進助成金事業
- ・幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度等の整備
- ・職業能力習得支援制度推進事業

個別目標3 公共職業能力開発を充実すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標1及び2と同じ
- ・公共職業訓練（離職者訓練）の受講者数（150,000人以上／平成20年度）（190,000人以上／平成21年度）
- ・公共職業訓練（学卒者訓練）の修了者における就職率（95%以上／平成20、21年度）
- ・公共職業訓練（在職者訓練）の修了者における満足度（80%以上／平成20、21年度）

【主な事務事業】

- ・離職者訓練の実施
- ・学卒者訓練の実施
- ・在職者訓練の実施

個別目標4 キャリア・コンサルティング環境を整備すること・キャリア形成支援体制の整備

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・就職又は転職を希望する者のうち、キャリア・コンサルティング実施から3か月経過した時点で、就職した又は転職した者並びに職業能力の開発及び向上の推進が図られた（教育訓練講座等を受講した等）者の割合（80%以上／平成20、21年度）
- ・サービスセンターの支援後、企業内キャリア形成支援が促進された（職業能力開発推進者の選任、事業内計画の作成等がなされた）割合（80%以上／平成20、21年度）

【主な事務事業】

- ・キャリア支援企業等育成事業

評価予定表

19	20	21	22	23
モニ	実績	実績	モニ	実績
	【重】	【重】		

備考：

- ・平成21年度重点評価課題15
職業訓練の民間委託

施策目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること

2-1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 1 委託訓練活用型デュアルシステム（若年者）の修了者における就職率（75%以上／平成20年度）

個別目標1 職業キャリアの段階に応じた支援を充実すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標2-1に係る指標1と同じ
 ・「実践型人材養成システム」の訓練生の訓練修了3ヶ月後におけるOJT実施企業への定着率（80%以上／平成21年度）
 ・若者自立塾の卒業後6か月経過後の就労率（70%以上／平成20、21年度）
 ・地域若者サポートステーションの利用開始から6か月後の時点で、
 ①就職した、求職活動を開始した等、より就職に結びつく方向に変化した者の割合
 ②就職等進路決定者の割合
 （①60%以上②30%以上／平成20、21年度）
 ・地域若者サポートステーションの延べ来所者数（23万人以上／平成20年度）（29万人以上／平成21年度）

【主な事務事業】
 ・「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業
 ・委託訓練活用型デュアルシステムの普及実施
 ・若者自立塾事業
 ・地域若者サポートステーション事業

19	20	21	22	23
実績 【重】	モニ 総合 【重】	実績 【重】	モニ	実績

備考
 ・平成21年度重点評価課題10
 少子化社会対策に関連する仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 ※ 本施策目標に関連する施策のうちについては、重点評価課題13「若年者雇用対策」として評価を行う。
 ・平成21年度重点評価課題13
 若年者雇用対策
 ・平成20年度に実施した総合評価「若年者雇用対策」の評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。
 ・個別目標1の「実践型人材養成システム」は、平成21年度までの3年間でモデル事業の成果を参考に全国へ普及させることとしていることから、平成22年度から評価を行う。

2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 1 障害者職業能力開発校の修了者における就職率（60%以上／平成20、21年度）

個別目標1 障害者への支援を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標2-2に係る指標1と同じ
 ・障害者の委託訓練修了者における就職率（44%以上／平成20年度）、（46%／平成21年度）

【主な事務事業】
 ・障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施
 ・障害者職業能力開発校の運営

個別目標2 母子家庭の母等への支援を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・母子家庭の母等の職業的自立促進事業の修了者における就職率（70%以上／平成20年度）、（73%以上／平成21年度）

【主な事務事業】
 ・母子家庭の母等の職業的自立促進事業

19	20	21	22	23
実績 【重】	モニ	モニ	モニ	実績

備考

施策目標3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること

3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

13級技能検定の受検者数（前年度実績（159,606人）以上／平成20、21年度）

個別目標1 技能継承・振興のための施策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標3-1に係る指標1と同じ
- ・ 第45回技能五輪全国大会の来場者のうち、若年者層において将来のキャリア形成に向けた職業能力の習得や技能検定の受検等を予定する割合（80%以上／平成20、21年度）
- ・ 技能継承等支援センター利用後に、企業内における技能継承計画の策定や技能継承のためのOJTの開始等、技能継承に関する取組みを始めた企業の割合（80%以上／平成20、21年度）

【主な事務事業】

- ・ 「ものづくり立国」の推進
- ・ 技能啓発等推進事業
- ・ 熟練技能の継承・発展のための支援事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標 1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 1 役職者に占める女性の割合（前年以上／毎年）
 2 育児休業取得率（男性：5%以上／平成24年 10%／平成29年かつ前年以上／毎年、女性：80%以上／平成24年、80%以上／平成29年）
 3 第1子出産前後の女性の継続就業率（45%以上／平成24年、55%以上／平成29年）

個別目標 1 男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標 1-1 に係る指標 1 と同じ
 ・機会均等推進責任者を選任している事業所のうちポジティブアクションに取り組む事業所の割合（85%以上／毎年度）
 ・労働局雇用均等室が実施した男女雇用機会均等法に基づく指導の是正割合（80%以上／毎年度）

【主な事務事業】
 ・制度は正指導強化事業
 ・紛争解決援助事業
 ・ポジティブ・アクション普及啓発事業
 ・セクシュアルハラスメント対策普及啓発事業
 ・女性と仕事総合支援事業
 ・メンター紹介サービス事業
 ・女性起業家育成支援事業

個別目標 2 育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい雇用環境を整備すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標 1-1 に係る指標 2 と同じ
 ・育児休業を就業規則に規定している企業の割合（100%／平成21年度）
 ・一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合（大企業：100%／平成21年度、中小企業：25%以上／平成21年度）
 ・6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間（1時間45分以上／平成24年、2時間30分以上／平成29年）
 ・再就職希望者支援事業の登録後1年以内に具体的な求職活動を開始する人の割合（70%以上／平成20年度、平成21年度）

【主な事務事業】
 ・育児・介護休業法対策推進費
 ・安心して働き続けられる職場環境整備推進事業
 ・一般事業主行動計画策定・実施促進事業
 ・中小企業子育て支援助成金
 ・両立支援レベルアップ助成金
 ・育児休業取得促進等助成金
 ・働き続けやすい企業普及事業
 ・緊急サポートネットワーク事業
 ・再就職希望者支援事業

個別目標 3 パートタイム労働者と正社員との均衡待遇を確保する等多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・労働局雇用均等室が実施したパートタイム労働法に基づく助言・指導による是正率（80%以上／毎年度）
 ・短時間勤務を選択できる事業所の割合（10%以上／平成24年）

【主な事務事業】
 ・短時間労働者均衡待遇啓発事業
 ・短時間労働者均衡待遇推進等助成金
 ・短時間正社員制度導入推進事業
 ・在宅就業者支援事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	モニ 総合 【重】	実績 【重】	総合 ※ モニ	実績

備考
 ・平成21年度重点評価課題10
 少子化社会対策に関連する仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 ・平成20年度に実施した総合評価「少子化社会対策に関連する仕事と生活の調和の実現に向けた取組」の評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。
 ・総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること

2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 地域における子育て支援の拠点整備か所数（全国の中学校区数の6割（6,000か所）以上／平成21年度）
- 2 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施市町村割合（100％／平成21年度）
- 3 養育支援訪問事業の実施市町村割合（前年度以上／毎年度）
- 4 ファミリー・サポート・センターの設置箇所数（710か所以上／平成21年度）
- 5 ショートステイ事業実施施設か所数（870か所以上／平成21年度）
- 6 トワイライトステイ事業実施施設か所数（560か所以上／平成21年度）
- 7 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置市町村割合（100％／平成21年度）

個別目標1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・ 施策目標2-1に係る指標1～7と同じ

【主な事務事業】

- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・ 育児支援家庭訪問事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ ショートステイ事業
- ・ トワイライトステイ事業
- ・ 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置促進

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	モニ 総合 【重】	実績	総合 ※ モニ	実績

備考

- ・ 平成21年度重点評価課題16 少子化社会対策に関連する子育て支援サービス
- ・ 平成20年度に実施した総合評価「少子化社会対策に関連する子育て支援サービス」の評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。
- ・ 総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2-2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 放課後児童クラブの提供割合（対象児童の32％に提供／平成22年度）かつ前年以上←20, 21年分
- 2 児童ふれあい交流促進事業の実施か所数の増加（増加／平成21年度）

個別目標1 放課後児童クラブの登録児童数を拡大すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・ 施策目標2-2に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ 児童厚生施設等整備
- ・ 放課後子ども環境整備等事業

個別目標2 中・高校生等と乳幼児のふれあい機会を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・ 施策目標2-2に係る指標2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 児童ふれあい交流促進事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	モニ 総合 【重】	実績	総合 ※ モニ	実績

備考

- 平成21年度重点評価課題16
少子化社会対策に関連する子育て支援サービス
- 平成20年度に実施した総合評価「少子化社会対策に関連する子育て支援サービス」の評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。
- 総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
13歳未満児への保育サービス提供割合（26％／平成22年度）

個別目標1 保育所等の受入児童数を拡大すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 施策目標2-3に係る指標1と同じ
- 保育所受入児童数（215万人以上／平成21年度）
- 家庭的保育事業（保育ママ）利用児童数（前年以上／毎年）

【主な事務事業】

- 保育所等緊急整備事業（安心子ども基金）
- 保育所運営費（予算数値／参考統計）
- 待機児童数

個別目標2 必要なときに利用できる多様な保育サービスを充実させること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 延長保育の実施か所数（16,200か所以上／平成21年度）
- 一時預かり事業・特定保育事業実施か所数（9,500か所以上／平成21年度）
- 病児病後児保育事業の実施か所数（1,500か所以上／平成21年度）

【主な事務事業】

- 延長保育促進事業
- 一時預かり事業・特定保育事業

個別目標3 認定こども園の普及促進を図ること

- 施策目標2-3に係る指標1と同じ
- 認定こども園認定施設数（2,000か所／平成23年度）

【主な事務事業】

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	モニ 総合 【重】	実績 【重】	総合 ※ モニ	実績

備考

- 平成21年度重点評価課題16
少子化社会対策に関連する子育て支援サービス
- 平成20年度に実施した総合評価「少子化社会対策に関連する子育て支援サービス」の評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。
- 総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標3 子育て家庭の生活の安定を図ること

3-1 子育て家庭の生活の安定を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 出生に伴う新規認定時における出生月翌月からの支給割合（95％／平成21年度）

個別目標1 児童手当制度の適正な運営を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標3-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・児童手当の支給

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	モニ	総合	実績
【重】			※ モニ	

備考

・総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

施策目標4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること

4-1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市割合（100％／平成21年度）
- 2 小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数（845か所／平成21年度）
- 3 配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数（前年度以上／毎年度）

個別目標1 児童虐待の発生子防から早期発見・早期対応の体制を充実すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標4-1に係る指標1と同じ
- ・要保護児童対策地域協議会又は任意設置の虐待防止ネットワークを設置している市町村割合（100％／平成21年度）
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施市町村割合（100％／平成21年度）
- ・養育支援訪問事業の実施市町村割合（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・養育支援訪問事業
- ・要保護児童対策地域協議会の設置促進
- ・相談援助体制の強化

個別目標2 虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標4-1に係る指標2と同じ
- ・児童家庭支援センターの設置数（100か所以上／平成21年度）

【主な事務事業】

- ・施設の小規模化の推進
- ・心理療法担当職員の配置
- ・児童家庭支援センター運営事業

個別目標3 配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること

【主な事務事業】

- ・婦人相談員の設置
- ・婦人相談所一時保護所におけ

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標4-1に係る指標3と同じ
- ・婦人相談員の設置数（前年度以上／毎年度）

- ・る同伴児童の対応等を行う指導員の配置
- ・婦人保護施設における夜間警備体制の強化

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	実績 【重】	実績 【重】	総合 ※ モニ	実績

備考

- ・平成21年度重点評価課題17
要保護児童対策の推進
- ・総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標5 母子保健衛生対策の充実を図ること

5-1 母子保健衛生対策の充実を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
1 妊産婦死亡率の減少（前年度以下／毎年度）

個別目標1 女性及び児童への医療・健康に係る対策を充実すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標5-1に係る指標1と同じ
- ・ 不妊専門相談センターを設置している都道府県・市（指定都市、中核市）割合（100％／平成21年度）
- ・ 特定不妊治療費助成事業を実施している都道府県・市（指定都市、中核市）割合（100％／平成21年度）
- ・ 妊婦健診の公費負担を必要な回数（14回程度）実施している市町村の割合（100％／毎年度）

【主な事務事業】

- ・ 母子保健医療対策等総合支援事業
- ・ 妊婦健康診査臨時特例交付金

19	20	21	22	23
実績	モニ	実績 【重】	総合 ※ モニ	実績

備考

- ・ 総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。
- ・ 平成21年度重点評価課題18
妊婦健診の公費負担の拡充

基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標6 総合的な母子家庭等の自立を図ること

6-1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 各就業支援による就業実績（前年度以上／毎年度）

- a 母子家庭等就業・自立支援センター事業
- b 母子自立支援プログラム策定事業
- c 高等技能訓練促進費事業

2 高等技能訓練促進費事業による資格取得者数（資格取得者総数1,300人以上／平成21年度）

個別目標1 母子家庭の母等の就業等の支援を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・施策目標6-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ・母子自立支援プログラム策定等事業
- ・高等技能訓練促進費等事業
- ・児童扶養手当制度

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	モニ	モニ	総合 ※ モニ	実績

備考

・総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

施策目標 1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 1 自立支援プログラムの各年度の参加者数（前年度以上／毎年度）
 2 自立支援プログラムにより就職・増収した者の数（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 生活困窮者の自立を適切に助長し、保護を適正に実施すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標 1-1 に係る指標 1 及び 2 と同じ

【主な事務事業】
 ・自立支援プログラム策定実施推進事業
 ・生活保護費負担金
 ・生活保護指導監査委託費

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	実績	実績	実績

備考

施策目標 2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 1 全国のホームレスの数（前年度以下／毎年度）
 2 ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合（60%以上／毎年度）
 3 福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合（95%以上／毎年度）

個別目標 1 ホームレスの自立を促進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標 2-1 に係る指標 1 及び 2 と同じ

【主な事務事業】
 ・ホームレス自立支援事業
 ・ホームレス総合相談推進事業

個別目標 2 地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標 2-1 に係る指標 3 と同じ
 ・地域福祉計画の策定率（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】
 ・日常生活自立支援事業
 ・運営適正化委員会設置運営事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	実績	実績	実績

備考

施策目標 3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること

3-1 災害に際し応急的な支援を実施すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 1 災害が発生又は発生するおそれが生じた場合における避難所の設置状況（100%／毎年度）
 2 被害発生から避難所設置までの時間（災害の態様に応じてできるだけ速やかに設置／毎年度）

個別目標 1 災害に際し応急的な支援を実施すること

【主な事務事業】

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標 3-1 に係る指標 1 及び 2 と同じ

・災害救助費等負担金

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

施策目標 4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること

4-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 1 介護福祉士就業者数(前年度以上／毎年度)
 2 社会福祉士就業者数(前年度以上／毎年度)

個別目標 1 質の高い福祉サービスを提供する為の基盤を整備すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標 4-1 に係る指標 1 及び 2 と同じ
 ・第三者評価受審件数(前年度以上／毎年度)

【主な事務事業】
 ・介護福祉士等修学資金貸付事業
 ・都道府県福祉人材センター運営事業
 ・福祉サービスの第三者評価事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考

施策目標5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること

5-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 各種特別給付金及び特別弔慰金に係る請求期間満了から1年以内に処理した割合（100％／毎年度）

個別目標1 戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・施策目標5-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族等年金の支給
- ・各種特別給付金及び特別弔慰金の支給
- ・戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者に対する療養の給付等の援護

個別目標2 戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・昭和館の年間入場者数(前年度以上／毎年度)
・しょうけい館の年間入場者数(前年度以上／毎年度)

【主な事務事業】

- ・昭和館の運営
- ・しょうけい館の運営

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	モニ	モニ	実績

備考

5-2 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1) 遺骨収集数（過去五年間の平均収集数以上／毎年度）

個別目標1 戦没者の遺骨の収集及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うこと

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・施策目標5-2に係る指標1と同じ
・DNA鑑定の実施(判明、否定)数(前年度と同程度／毎年度)

【主な事務事業】

- ・遺骨収集関連事業
- ・戦没者遺骨に係るDNA鑑定事業

個別目標2 旧主要戦域等において、慰霊巡拝、慰霊碑の維持管理等を適切に行うこと

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・慰霊巡拝の実施数(前年度と同程度／毎年度)
・慰霊友好親善事業の実施数(前年度と同程度／毎年度)
・慰霊碑の維持管理等実施数(前年度と同程度／毎年度)

【主な事務事業】

- ・慰霊巡拝等の事業
- ・慰霊碑の維持管理等

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	実績	実績	実績

備考

5-3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 地域生活支援事業の自治体の実施率(実施自治体数／支援給付を受けている中国残留邦人等が居住する自治体数)

(前年度以上/毎年度)
※自治体・・・都道府県(町村部のみ。)及び市

個別目標1 中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
・施策目標5-3に係る指標1と同じ

【主な事務事業】
・帰国旅費の支給等の受入援護事業
・中国帰国者自立研修センターにおける研修
・自立指導員等の派遣事業
・中国帰国者支援・交流センターにおける支援

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	モニ	モニ	実績

備考

5-4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること

【施策目標に係る指標(達成水準/達成時期)】

- 1 旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化したものの割合(100%/平成23年度)
- 2 恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合(100%/毎年度)

個別目標1 旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管すること

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
・施策目標5-4に係る指標1と同じ

【主な事務事業】
・人事関係資料整備事業
・ソ連抑留関係者資料整備事業

個別目標2 旧陸海軍に関する恩給請求書の進達を迅速かつ適切に行うこと

【個別目標に係る指標(達成水準/達成時期)】
・施策目標5-4に係る指標2と同じ

【主な事務事業】
・旧軍人遺族等恩給進達事務事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること

1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行者数（平成17年度入所者数約14万人のうち19万人以上／平成23年度（前年度以上／平成20年度・21年度））
- 2 受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院患者の退院者数（平成19年度入院患者数約4.9万人のうち3.7万人以上／平成23年度）（前年度以上／平成20年度・21年度）
- 3 一般就労への年間移行者数（0.9万人以上／平成23年度）

個別目標1 障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・グループホーム・ケアホームの充実
- ・訪問系サービスの充実
- ・日中活動系サービスの充実
- ・相談支援事業
- ・精神障害者地域移行支援特別対策事業

個別目標2 障害者の一般就労への移行や障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標3と同じ
- ・授産施設等の平均工賃月額（平成18年度平均工賃の2倍以上／平成23年度）

【主な事務事業】

- ・就労系サービスの充実
- ・障害者就業・生活支援センター事業

評価予定表

19	20	21	22	23
実績 【重】	実績 総合 【重】	実績	モニ	実績 総合

備考

1-2 障害者の雇用を促進すること（基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照）

基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

1-1 公的年金制度の持続可能性を確保すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 財政検証との乖離状況(積立金) (平成21年財政検証結果の数値以上/毎年度)
- 2 マクロ経済スライドによる給付水準調整(累積スライド調整率) (平成21年財政検証結果の数値以下/毎年度)
- 3 当局間協議新規開始国数(1カ国以上/毎年度)

個別目標1 公的年金制度について、給付と負担の均衡を適切に保つこと

(保険料収納事務等に関する評価については、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)に基づく社会保険庁の実施庁評価によるものとし、年金積立金の管理及び運用に関する評価については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。)

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標1-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 年金財政検証事業
- ・ 公的年金各制度の財政状況の報告徴取事業

個別目標2 国際化の進展への対応を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標1-1に係る指標3と同じ

【主な事務事業】

- ・ 年金通算協定事業

評価予定表

19	20	21	22	23
実績 【重】	実績 【重】	実績	モニ	実績

備考

- ・ 平成21年度の個別目標・指標等については、平成22年1月の社会保険庁廃止に伴い、日本年金機構に指示する中期目標等と整合性を図りつつ、必要な見直しを行う予定。
- ・ 平成21年度からの基礎年金国庫負担割合を2分の1に引き上げるための「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を第171回通常国会に提出した。

1-2 公的年金制度の上乗せの年金制度(企業年金等)の普及促進を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 企業年金等の加入者数(1,400万人以上/平成23年度)

個別目標1 企業年金等の普及促進を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・ 施策目標1-2に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・ 企業年金等普及促進事業

評価予定表

19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

- ・ 企業型の確定拠出年金における加入者の掛金拠出を認めること等を内容とする「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」を第171回通常国会に提出した。

基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること

3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいをづくり及び社会参加を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 改善した予防給付受給者及び特定高齢者の割合（前年度以上／毎年度）
- 2 コミュニティ・ワーク・コーディネーター（高齢者地域活動推進者）（仮称）数（300人以上／毎年度）

個別目標1 効果的な介護予防・健康づくりを推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標3-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・継続的評価分析等事業
- ・地域支援事業（介護予防特定高齢者施策）
- ・介護予防市町村支援事業

個別目標2 介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・介護予防に関する講演会、相談会等への参加者数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・地域支援事業（介護予防一般高齢者施策）

個別目標3 高齢者の社会参加・生きがいをづくりのための活動を支援すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標3-1に係る指標2と同じ
・老人クラブ加入者数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・高齢者の社会参加・生きがいをづくりの活動支援
- ・地域支援事業（任意事業）

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績
【重】				

備考

3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 各種給付適正化事業を実施する保険者の割合（前年度以上／毎年度）
- 2 要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率（前年度に比べ、地域格差を縮小／毎年度）
- 3 介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合（前年度以上／毎年度）
- 4 介護サービス情報の公表事業所数（前年度以上／毎年度）

個別目標1 介護保険制度の適切な運営を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標3-2に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・介護給付等費用適正化事業
- ・要介護認定適正化事業

個別目標2 必要な介護サービス量及び質を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標3-2に係る指標3及び4と同じ
・各種研修の各年度の修了者数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
- ・地域介護・福祉空間整備推進交付金
- ・介護サービス適正実施指導事業
- ・介護支援専門員等に対する研修事業
- ・介護サービス情報の公表制度支援事業

個別目標3 認知症高齢者支援対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・認知症サポーター数（前年度以上／平成20年度、100万人／平成21年度）

【主な事務事業】

- ・認知症対策等総合支援事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モ二	実績	実績 【重】	実績	実績

備考

- ・平成21年度重点評価課題20
介護労働者の処遇の改善（実績）

基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと

1-1 国際機関の活動への参画・協力を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 プロジェクト毎に設定されている計画目標(immediate objectives)の達成状況（前プロジェクトと同程度／各プロジェクト終了時）
- 2 アジア太平洋地域就業能力計画（SKILLS-AP）のセミナー参加者が自分の所属機関等においてセミナーの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合（80％／毎年度）
- 3 OECD事業実施報告における各事業の質に対する各国評価（各国評価平均の最低値が中程度（medium）＝3以上／毎年）（2年おきに各年分を評価）

個別目標1 国際労働機関が行うディーセント・ワーク実現のための事業等に対して協力すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・ 施策目標1-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・ 拠出金事業による技術協力事業（世界保健機関との協同事業を含む）
- ・ アジア太平洋地域就業能力計画（SKILLS-AP）に対する協力

個別目標2 世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・ 主な流行性疾患への備えと対応のために、国家準備計画と標準的作業手順が設置された国の数（前年以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・ 拠出金事業による技術協力事業
- ・ 開発途上国におけるエイズ対策の推進

個別目標3 経済開発協力機構が行う研究・分析事業に対して協力すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・ 施策目標1-1に係る指標3と同じ

【主な事務事業】

- ・ OECDの雇用労働社会分野の研究・分析
- ・ OECDの医療分野の研究・分析

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考

1-2 二国間等の国際協力を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合（前年と同程度／毎年度）
- 2 技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合（95％以上／毎年）

個別目標1 開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・ 施策目標1-2に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・ ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業
- ・ アジア開発途上国人事・労務管理者育成事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目 X I 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策目標 1 国立試験研究機関の体制を整備すること

1-1、国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
1 各機関における評価委員会の開催件数（1 回以上／3 年間）

個別目標 1 各機関評価の適正かつ効果的な実施のための体制を整備すること

・【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・ 施策目標 1-1 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】
・ 各機関評価の適正かつ効果的な実施のための体制の整備

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

施策目標 2 研究を支援する体制を整備すること

2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
1 研究評価委員会の開催件数（年 1 回以上／毎年度）

個別目標 1 研究評価体制を整備すること

・【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・ 施策目標 2-1 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】
・ 研究評価体制の整備

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	実績	実績	実績	実績
【重】	【重】	【重】		

備考

・平成 21 年度重点評価課題 21
競争的研究資金の公正・透明で効率的な配分・使用システムの活用

施策目標 3 厚生労働分野の研究開発を推進すること（※再掲）

3-1 感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進すること（基本目標 I 施策目標 5-1 を参照）

3-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること（基本目標 I 施策目標 5-2 を参照）

3-3 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること（基本目標 I 施策目標 9-1 を参照）

3-4 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推進すること（基本目標 I 施策目標 11-2 を参照）

3-5 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること（基本目標 II 施策目標 1-1 を参照）

※ 再掲：基本目標 X I 施策目標 3 施策目標 1～5 は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。

施策目標1 電子政府推進計画を推進すること

1-1 行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1重点21手続のオンライン利用率（※）（70%以上／2013年度、かつ、43%以上／2008年度、47%以上／2009年度）

※オンライン利用拡大行動計画（平成20年9月12日IT戦略本部決定）に基づき、年間申請件数が多い21手続について5年間の達成目標を設定したもの

個別目標1 利用者視点に立ったオンライン利用を促進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・施策目標1-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

・電子政府実現のための基盤整備

個別目標2 全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・下記※のとおり

【主な事務事業】

・厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業
 ・社会保険業務の業務・システム最適化事業
 ・職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業
 ・労災保険給付業務の業務・システム最適化事業
 ・監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業
 ・労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業

※個別目標2に係る指標

	個別目標に係る指標	達成水準	達成時期
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）の最適化効果指標・サービス指標	削減経費932,500千円以上 削減業務処理時間2,250時間以上	2012年度
2	社会保険業務の最適化効果指標・サービス指標（評価については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）に基づく社会保険庁の実施庁評価によるものとする。）	削減経費30,000,000千円以上 削減業務処理時間17,888,000時間以上	2011年度 2012年度
3	職業安定行政関係業務の最適化効果指標・サービス指標	削減経費10,196,301千円以上 削減業務処理時間616,656時間以上	2011年度
4	労災保険給付業務の最適化効果指標・サービス指標	削減経費3,666,760千円以上 削減業務処理時間268,248時間以上	2011年度
5	監督・安全衛生等業務の最適化効果指標・サービス指標	削減経費1,941,680千円以上 削減業務処理時間54,032時間以上	2009年度 2011年度
6	労働保険適用徴収業務の最適化効果指標・サービス指標	削減経費1,676,748千円以上 削減業務処理時間137,624時間以上	2013年度

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績事業	モニ事業	モニ事業	モニ事業	実績事業

備考

・個別目標2については、成果重視事業として事業評価を実施する。

施策目標2 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること（再掲）

2-1 医療情報化インフラの普及のための取組みを推進すること（基本目標Ⅰ施策目標3-1を参照）

2-2 レセプトオンライン化のための取組みを推進すること（基本目標Ⅰ施策目標10-1を参照）

2-3 介護・福祉分野における情報化の取組みを推進すること（基本目標Ⅸ施策目標3-2を参照）

評価予定表				
19	20	21	22	23
総合FU	-	-	-	総合

備考

施策目標3 その他の政策分野における情報化を推進すること（再掲）

3-1 仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること（基本目標Ⅲ施策目標4-1を参照）

3-2 求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること（基本目標Ⅳ施策目標1-1を参照）

3-3 女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること（基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照）

※ なお、評価書作成の際は、より適切な評価を実施する等の観点から、施策目標に係る指標、個別目標、個別目標に係る指標、主な事務事業、評価予定表及び備考欄について、追加等を行うことがある。

平成21年度事後評価実施予定表

別紙2

1 重点評価課題

	重点評価課題名	選定理由 ①施政方針演説 ②政策群 ③重要対象分野 ④主要制度改定等	関連する施策目標	評価方式	備考
1	・救急医療体制の整備	①	I-1-1	実績	
2	・医師養成数の増員 ・勤務医の過重な労働環境問題への対応	①③	I-2-1	総合・実績	
3	・ITを活用した医療の利便性向上	②	I-3-1	実績	
4	・感染症対策の充実・強化	②	I-5-1	実績	
5	・開発医療機器の審査迅速化	②	I-6-1	実績	
6	・医療研究の活用	①	I-9-1	実績	
7	・高齢者医療制度等の見直し ・レセプトの電算化及びオンライン請求の普及促進 ・出産育児一時金の見直し	①②④	I-10-1	総合・実績	
8	・健康長寿	①	I-11-2	実績	
9	・健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための「食育」の推進	②	II-1-1	実績	
10	・少子化社会対策に関連する仕事と生活の調和の実現に向けた取組	②③	III-4-1 IV-3-1 V-2-1 VI-1-1	実績	IV-3-1、V-2-1 に関連する施策については、重点評価課題13 「若年者雇用対策」として評価を行う。

11	・労働者派遣制度の見直し	①	IV-1-1	実績	
12	・建設業の新分野進出促進支援 ・農林業に関する情報の提供	①②	IV-2-1	実績	
13	・若年者雇用対策 ・年長フリーター対策、内定取消	①②③	IV-3-1 V-2-1	実績	
14	・雇用保険の適用範囲の拡大 ・雇用保険料率の引き下げ	①	IV-4-1	実績	
15	・職業訓練の民間委託	②	V-1-1	実績	
16	・少子化社会対策に関連する子育て支援サービス ・保育所の増加	①②③	VI-2-1 VI-2-2 VI-2-3	実績	
17	・要保護児童対策の推進	②	VI-4-1	実績	
18	・妊婦健診の公費負担の拡充	①	VI-5-1	実績	
19	・介護労働者の処遇の改善	①	IV-2-1 IX-3-2	実績	
20	・競争的研究資金の公正・透明で効率的な配分・使用システムの活用	②	XI-2-1	実績	

※ 総合評価に関しては、その他大きな制度改正等がある場合は、随時評価を実施することとする。

2 実績評価方式による評価

※ 重点評価課題を含むものとして実績評価を実施するものについては、「(重点評価課題)」と表記。

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること

1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること (重点評価課題)

施策目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること (重点評価課題)

施策目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること (重点評価課題)

施策目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること

5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること (重点評価課題)

施策目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること

6-1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること (重点評価課題)

施策目標8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること

8-1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること

施策目標9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

9-1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること (重点評価課題)

施策目標10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

10-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること (重点評価課題)

施策目標11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

11-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること (重点評価課題)

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策目標1 食品等の安全性を確保すること

1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること（重点評価課題）

施策目標3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること

3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること

1-1 労働条件の確保・改善を図ること

施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

施策目標4 勤労者生活の充実を図ること

4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること（重点評価課題）

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること(重点評価課題)

施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

2-1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること(重点評価課題)

施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること(重点評価課題)

施策目標4 求職活動中の生活の保障等を行うこと

4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を行うこと(重点評価課題)

基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること

1-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること(重点評価課題)

施策目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること

2-1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること(重点評価課題)

基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

- 1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること（重点評価課題）

施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること

- 2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること（重点評価課題）
- 2-2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること（重点評価課題）
- 2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること（重点評価課題）

施策目標4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること

- 4-1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること（重点評価課題）

施策目標5 母子保健衛生対策の充実を図ること

- 5-1 母子保健衛生対策の充実を図ること（重点評価課題）

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策目標1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

施策目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要支援者の福祉の向上を図ること

2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要支援者の福祉の向上を図ること

施策目標4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること

4-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること

施策目標5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を支援するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること

5-2 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること

基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること

- 1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

- 1-1 公的年金制度の持続可能性を確保すること

施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること

- 3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
- 3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること（重点評価課題）

基本目標ⅩⅠ 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策目標2 研究を支援する体制を整備すること

- 2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること（重点評価課題）

3 事業評価方式による評価

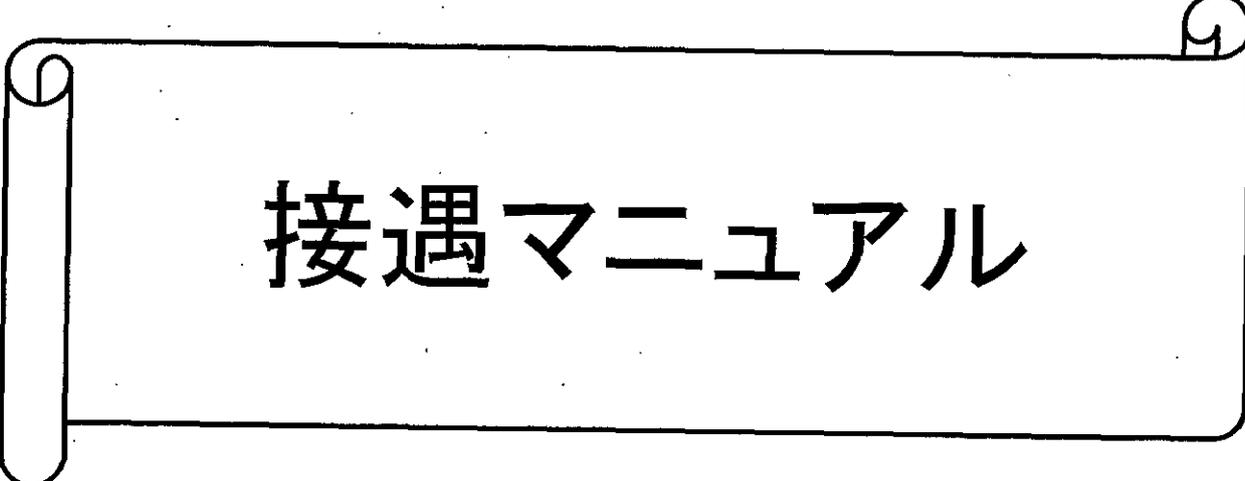
(1) 事前評価の実施後、一定期間が経過した事業

	事業名	関連する施策目標	当該事業に係る目標	備考
1	がん医療水準の均てん化促進事業	I-11-2	地域がん診療拠点病院の整備、目標値:370か所 (平成25年度)	
2	医療施設の耐震化を促進するための補助事業	I-1-1	耐震化に係る補助の交付件数	
3	女性医師バンク	I-2-1	再就業件数 女性医師バンク登録者数、目標値:2500人 再就業支援件数、目標値:200件	
4	産科診療所における助産師確保のためのモデル事業	I-2-1	研修実施都道府県数、目標値:47都道府県で研修実施	
5	看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業	I-2-1	研修実施都道府県数、目標値:47都道府県で研修実施	
6	がん医療水準均てん化の推進に向けた看護職員資質向上対策	I-2-2	研修実施都道府県数、目標値:47都道府県で研修実施	
7	歯科医師臨床研修費補助事業	I-2-2	臨床研修終了者数	

8	がん対策情報センター	I-4-1	中高年における年齢調整がん死亡率(人口10万対)の低減、目標値:平成18年度比で5-10%削減 Pホームページアクセス件数及び研修受講者数	
9	生活保護受給者等就労支援事業	IV-3-1	本事業の終了者に占める就職者の割合 本事業により支援を受けた者の数	
10	刑務所出所者等就労支援事業	IV-3-1	本事業の終了者に占める就職者の割合 本事業により支援を受けた者の数	
11	ジョブカフェ等によるきめ細かな就職支援	IV-3-1	フリーターの常用雇用化数 セミナー回数 職場体験回数 相談援助件数	
12	若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備	IV-3-1	相談件数	
13	ホームレス就業支援事業	IV-3-1	就業率、目標数:30%	
14	地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業	V-2-1	就労等への自立意識変化の割合 就職(訓練)等の達成数 相談援助件数 啓発事業参加者数	
15	2007年問題に直面する中小企業等への技能継承支援の展開	V-3-1	助言・情報提供件数 助成金支給件数 助成金支給金額	
16	母子保健医療対策等総合支援事業の充実	VI-5-1	小児科医師数が適正に配置された医療施設数 実施する自治体数	
17	介護予防に係る事業評価・市町村支援事業費	IX-3-1	要支援・要介護者数の増加率の減少 介護予防事業評価・市町村支援委員会の開催回数 介護予防に関する研修会の開催回数	
18	地域支援事業	IX-3-1	地域包括支援センターの設置市町村数	
19	継続的評価分析等に要する経費	IX-3-2	調査実施件数	

(2) 成果重視事業

	事業名	関連する 施策目標	期間	当該事業に係る目標	予算執行の弾力化措置				備考
					国庫債務 負担行為	繰越明扱	目の大括 り化	目間流用	
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業	XII-1-1	17~24	・削減経費 932,500千円以上 ・削減業務処理時間 2,250時間以上	○				
2	社会保険業務の業務・システム最適化事業	XII-1-1	18~24	・削減経費 30,000,000千円以上 ・削減業務処理時間 17,888,000時間以上	○	○			
3	職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業	XII-1-1	18~23	・削減経費 10,196,301千円以上 ・削減業務処理時間 616; 656時間以上	○	○			
4	労災保険給付業務の業務・システム最適化事業	XII-1-1	18~23	・削減経費 3,666,760千円以上 ・削減業務処理時間 268,248時間以上	○	○			
5	監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業	XII-1-1	18~23	・削減経費 1,941,680千円以上 ・削減業務処理時間 54,032時間以上	○	○			
6	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	XII-1-1	18~25	・削減経費 1,676,748千円以上 ・削減業務処理時間 137,624時間以上	○	○			



待遇マニュアル

平成21年4月
大臣官房人事課

目 次

1	身だしなみのチェックリスト	-----	1
2	あいさつ	-----	2
3	おじぎ	-----	3
4	言葉づかい	-----	4
5	電話対応		
	① 内線電話のかけ方・受け方	-----	5
	② 外線電話の取り方	-----	6
	③ 外線電話のかけ方	-----	7
	④ 外線電話の取りつき方	-----	8
6	来客対応		
	① 約束がある場合	-----	10
	② 約束がない場合	-----	11
	(補足) ご案内の仕方	-----	12
7	訪問	-----	13
8	メール発信	-----	14

1 身だしなみのチェックリスト

ポイント：相手に好感を与えるものにする
「清潔感」「働きやすさ」「適度に控えめに」

【 男性 】

		チェック
髪型	髪がボサボサに伸びていないか	
	髪の毛の色が明るすぎないか	
	ふけが肩に落ちていないか	
	寝癖がついていないか	
顔	ひげが伸びていないか	
	鼻毛が伸びていないか	
服装	ワイシャツの襟元や袖口がよごれていないか	
	衣服にほころびはないか	
	ボタンが取れていないか	
	しわが寄っていないか	
	季節にあっているか（スーツの生地など）	
	華美な服装となっていないか	
	カジュアルすぎる服装になっていないか	
手元	爪が伸びていないか	
	手が汚れていないか	
足下	靴は磨かれているか	
	かかと、つま先が磨り減っていないか	

【 女性 】

		チェック
髪型	清潔そうにすっきりとしているか	
	髪の毛の色が明るすぎないか	
	華美なヘアスタイルになっていないか	
顔	お化粧しすぎでないか、または全くしていないか	
服装	華美な服装となっていないか	
	カジュアルすぎる服装になっていないか	
	夏場は極端に薄手の服や胸元が開いている服装やノースリーブでないか	
	スカートの丈が極端に短すぎる、スリットが深すぎないか	
	襟元、袖口が汚れていないか	
	香水がきつすぎないか	
	職場に不要なアクセサリーなどを身につけていないか	
手元	マニキュアが派手すぎたり、はげたりしていないか	
	爪を短くしているか	
足下	かかと、つま先が磨り減っていないか	
	スカートの場合、ストッキングをはいているか	
	ストッキングは伝線していないか	
	高すぎるヒールを履いていないか	
	カジュアルすぎる靴をはいていないか	

2 あいさつ

あいさつはコミュニケーションの第一歩です

毎日続けて、習慣にすることが大切です

- 自分から先に
- タイミングよく
- 誰にでも心から
- 明るく、大きな声で
- さわやかに、はっきりと

表情、声のトーン、言葉づかい、姿勢に気をつけましょう

3 お辞儀

○相手への敬意を示すもの

- ・腰から曲げるのが基本。
- ・頭を下げる前、上げた後に相手の目を見る

○立って軽く（会釈）

- ・廊下や外で来客とすれちがったとき
- ・会議室や応接室への出入りのとき
- ・朝夕の挨拶のとき

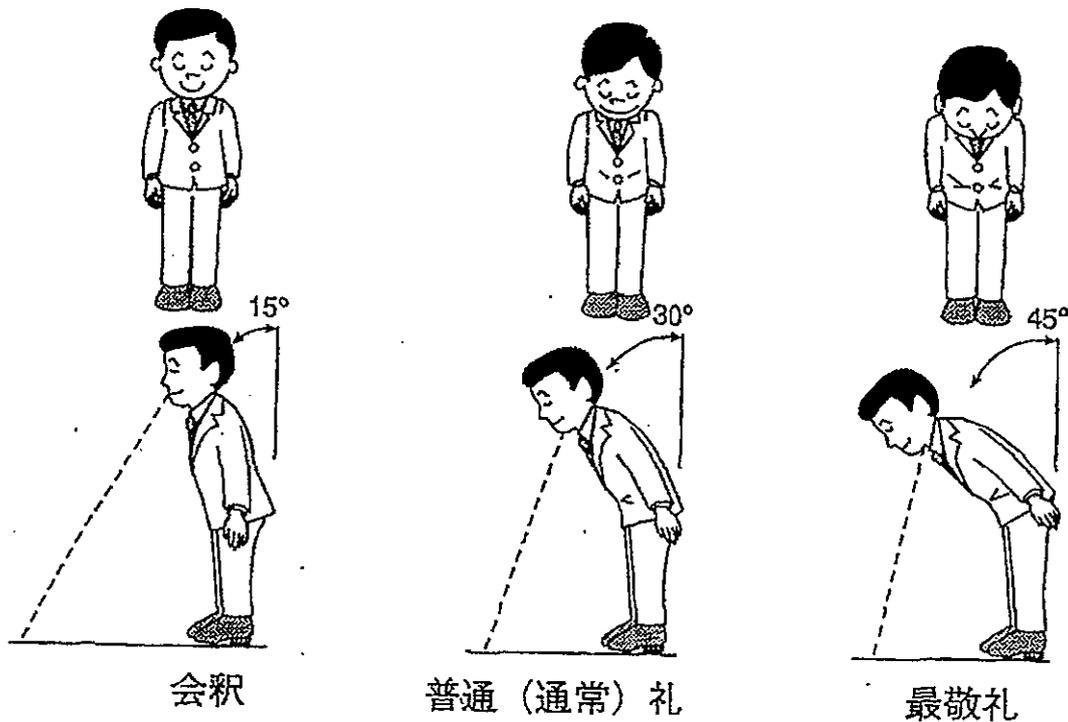
○立って丁寧に（普通（通常）礼）

- ・来客のお迎え、訪問先で挨拶をするとき

○立ってより丁寧に（最敬礼）

- ・御礼や謝罪をするとき

おじぎは3種類



4 言葉づかい

○ ワンクッションおいて話す

「恐れ入りますが」	恐れ入りますが、少々お待ちください
「失礼ですが」	失礼ですが、どちら様でいらっしゃいますか
「申し訳ございませんが」	申し訳ございませんが、××はただいま外出しております
「よろしければ」	よろしければ、こちらの資料をお持ちください
「お手数をおかけいたしますが」	お手数をおかけいたしますが、この書類をお持ちください

○ 依頼形で話す

こちらに行ってください → こちらに行っていただけますでしょうか
 お待ちください → お待ちいただけますでしょうか。

○ 外部の者に対して部内の者のことを話すときは、敬称、敬語を使わない

× 「ただいま■■課長は外出していらっしゃいます」 ○ 「ただいま■■は、外出しております」

○ 外部の組織に対しては敬称を付ける

× 「お宅の会社の場所はどこですか」 ○ 「御社の所在地はどちらでしょうか」

○ 例題

	(例文)	(標準例)
1	田中課長さんは、ただいま外出中でしばらく戻っていらっしゃいません。	田中(または課長)はただいま外出中で、しばらく戻って参りません。
2	申し訳ございません。ちょっと急ぐものですから、正面の受付で伺ってください。	申し訳ございません。少し急ぐものですから、正面の受付でお聞きになってください。
3	ただいま取り次ぎますので、少しお待ちください。	ただいまお取り次ぎいたしますので、少しお待ちください。
4	恐れ入りますが、課長が少し待っていただくように言っていますが。	恐れ入りますが、課長が少し待っていただくようにと申しておりますが。
5	課長、先ほどの方の件、部長におっしゃっていただけませんか。	課長、先ほどの方の件、部長にお伝えくださいませんか。
6	〇〇市の〇〇様が来ました。	〇〇市の〇〇様がお見えになりました。(いらっしゃいました)
7	今度来られるときは、印鑑を持参してください。	今度来られるときは、印鑑をお持ちになってください。

5 電話対応

① 内線電話のかけ方・受け方

電話をかける前の準備

- 電話する用件を頭の中で整理する。必要な書類は手近に置いておく。
- かける時間帯を考える。
- 緊急の場合を除き、昼食時や時間外にはかけない。

	かける人	受ける人	注意事項
① 電話をとる		「はい、〇〇課(〇〇係) 〇〇です」	・基本は名乗る ・明るく、ハキハキと
② 挨拶	「〇〇課〇〇係の〇〇です。 いつもお世話になっております。」 (朝10時頃まで) 「おはようございます。 〇〇課〇〇係の〇〇です。 いつもお世話になっております。」		・明るく、ハキハキと
③ 取り次いでもらう	「△△さんいらっしゃいますか。」		
③-1 相手がいる場合		「はい、お待ち下さい。」	
用件を話す	(用件を説明する必要がある場合) 「●●の件で御電話しましたが、 今、お時間よろしいでしょうか」		・相手の都合を確認しながら、 失礼のないように ・要件は、簡潔に要領よく話す
③-2 不在の場合(1)		「申し訳ございません。 只今席を外しております。」	
	「分かりました。 時間をおいて、また改めてお電話します。」		
		「よろしく願います。」	
③-2 不在の場合(2)	(折り返し電話をお願いするとき) 「恐れ入りますが、お戻りになられたら折り返し 御電話をお願いできますでしょうか。 内線××××、〇〇課〇〇係の〇〇です」		・緊急でない場合には、相手に折り返し電話を かけさせないこと ・何かを依頼する場合には、緊急の場合を除 き、依頼側から電話をすること
		「分かりました。 伝えておきます。」	
④ 挨拶する	「よろしく願います。失礼いたします。」	「失礼いたします。」	
⑤ 電話を切る			・かけ手が先に切って構わないが、場合に よっては相手が切ってから静かに受話器 を置く。 ・丁寧に受話器を置く。

② 外線電話の取り方

準備

○ 机の上には、常にメモとペンの用意をする。

	厚生労働省	電話のかけ手	注意事項
① 電話をとる	「はい。厚生労働省〇〇課〇〇です」		
	(朝10時ごろまで) 「おはようございます。 厚生労働省〇〇課〇〇です」		・明るく、ハキハキと ・基本は名乗る ・「もしもし」とは言わない
	(3コール以上鳴らした場合) 「お待たせいたしました。 厚生労働省〇〇課〇〇です」		
(別の電話からつながれた場合)	「お待たせいたしました。〇〇です。」		
		「〇〇市の〇〇です。」	
② 挨拶する	「お世話になっております。」		
③ 用件を聞く			・相づちは、「はい」とはっきり言う ・必ずメモをとる
④ 挨拶する	「失礼いたします。」		
⑤ 電話を切る			相手が切ってから、静かに受話器を置く

③ 外線電話のかけ方

電話をかける前の準備

- 電話する用件を頭の中で整理する。必要な書類は手近に置いておく。
- かける時間帯を考える。
 - 緊急の場合を除き、昼食時や時間外にはかけない。

	厚生労働省	注意事項
① 電話をかける	「厚生労働省〇〇課の〇〇と申します。」 (朝10時頃まで) 「おはようございます。 厚生労働省〇〇課の〇〇と申します。」	・相手より先に名乗る ・明るく、ハキハキと
② 挨拶する	「お世話になっております。」	
	「恐れ入りますが、△△さんをお願いしたいのですが。」	
③-1 相手がいた場合 用件を話す	(用件を説明する必要がある場合) 「●●の件で御電話しましたが、 今、お時間よろしいでしょうか」	・相手の都合を確認しながら、失礼のないように ・要件は、簡潔に要領よく話す
③-2 相手が不在のとき	「分かりました。時間をおいて、 またあらためてお電話いたします。」	
	(折り返し電話をお願いするとき) 「大変恐れ入りますが、お戻りになられたら 御電話をお願いできますでしょうか。 連絡先は00-1234-5678です。 厚生労働省〇〇課の〇〇と申します」	・緊急でない場合には、相手に折り返し 電話をかけさせないこと
④ 挨拶する	「よろしく願いいたします。失礼いたします。」	
⑤ 電話を切る		・かけ手が先に切って構わないが、場合によっては相手が切ってから静かに受話器を置く。 ・丁寧に受話器を置く。

④ 外線電話の取りつき方

準備

○ 机の上には、常にメモとペンの用意をする。

	厚生労働省	電話のかけ手	注意事項
① 電話をとる	「はい。厚生労働省〇〇課〇〇です」		<ul style="list-style-type: none"> ・明るく、ハキハキと ・基本は名乗る ・「もしもし」とは言わない
	(朝10時ごろまで) 「おはようございます。厚生労働省〇〇課〇〇です」		
	(3コール以上鳴らした場合) 「お待たせいたしました。厚生労働省〇〇課〇〇です」		
		「〇〇市の〇〇です。」	
② 挨拶する	「お世話になっております。」		
		「××さんをお願いしたいのですが」	
③ 取りつく	(名指し人を確認する) 「××でございますね。少々お待ちください」		
	(初めての相手からかかってきた場合) 「××でございますね。 〇〇市の〇〇様でいらっしゃいますね。 少々お待ちください」		
	(他部署に電話を転送する場合) 「それでは、電話をおつなぎしますので、少々お待ちください」		電話を回します、とは言わない。 (たらい回しのイメージがあるので)
③-2 取りつく相手が不在の場合	(電話中) 「お待たせいたしました。ただいま××は別の電話にでております。 終わりましたらこちらから御電話いたしましょうか。」		
	(離席中) 「お待たせいたしました。ただいま××は席を外しております。 戻りましたらこちらから御電話いたしましょうか。」		
	(外出中) 「お待たせいたしました。ただいま××は外出しております。 17時頃戻る予定ですが、戻りましたらこちらから御連絡いたしましょうか。」		
連絡先の確認をする	「恐れ入りますが、念のため御電話番号を教えてくださいませんか」		必ずメモして復唱する。
復唱	「復唱させていただきます。00-1234-5678、 〇〇市の〇〇様ですね。」		
	「××に申し伝えます。」		
相手がかけ直す場合		「それでは、こちらから改めます」	
	「恐れ入ります。それでは、××に御電話あった旨をお伝えいたします。」		
④ 挨拶する	「失礼いたします。」		
⑤ 電話を切る			相手が切ってから静かに受話器を置く。

④ 外線電話の取りつき方（2）補足

【上司の席の電話をとる場合】

	厚生労働省	電話の かけ手	注意事項
電話をとる	「はい。厚生労働省〇〇課××課長補佐の席です」		明るく、ハキハキと
	～ 以下、取り次ぎ方に同じ～		

【メモの残し方】

○ 良いメモの残し方

2/9 13:35

〇〇市〇〇様よりTEL有り。
折り返し電話して欲しいとのこと。
連絡先:00-1234-5678

△△受

× 悪いメモの残し方

〇〇市〇〇様より至急電話欲しいとのこと

【必要事項】 日時、相手方の組織名、氏名、連絡先、
折り返しの必要の有無、電話を受けた者の氏名

6 来客対応

① 約束がある場合

準備

○ 応接場所をチェックする。(応接場所に不要なものをおかない)

○ 相手によってお待ちする場所を決める。

例) 特に庁舎内に不案内な方、厚生労働省がお招きしており特に重要な方・・・正面玄関等でお待ちする。

○ 身だしなみをチェックする。

例) サンダルで対応しない。

相手の服装にあわせる。相手が上着着用の場合は上着を着用する。

○ お茶の接待が必要な場合は、事前に準備しておく。

→ 季節、気温によって、温・冷茶の配慮をする。

【執務室でお待ちする場合】

	厚生労働省	来訪者	注意事項
取り次ぎ	「こんにちは。 何か伺いたしましょうか。」		執務室の入り口付近にいる職員は、 来訪者が来たら、速やかに立ち上がり、 用件を聞く。
		「私、〇〇市の〇〇と申します。 お世話になっております。 13時に××課長補佐にお約束を いただいておりますが。」	来訪を受ける職員は、約束の5分前から 離席せず、お待ちする。
	「はい、〇〇市の〇〇様ですね。 少々お待ちください。」		
対応者挨拶	「いつもお世話になっております。 本日は、ご足労いただきありがとうございます。 ございます。」		速やかに立ち上がり、挨拶する。 丁寧に辞儀する。
案内	「どうぞこちらのお席に おかけください。」		応接室の場合、上座をすすめる
お見送り	「それでは、こちらで失礼いたしま す。」		相手によって適宜お見送りする。 (例: 1階まで、エレベータまで、 執務室内)
挨拶	「本日はありがとうございました。」		丁寧に辞儀する。

② 約束がない場合

基本姿勢

執務室の入り口付近にいる職員は、来訪者が来たら、速やかに立ち上がり用件を聞く。

→ 相手から声をかけられる前に用件を聞く。

	厚生労働省	来訪者	注意事項
① 取り次ぎ	「こんにちは。 何かお伺いいたしましょうか。」		
		「××課長はいらっしゃいますでしょうか。」	
	「はい、××ですね。 失礼ですが、どちら様でしょうか。」		来訪者の組織名、氏名を確認
		「〇〇市の〇〇と申します」	
	「失礼ですが、お約束でいらっしゃいますでしょうか」		約束の有無を確認
		「いいえ、約束はしておりませんが、 ●●の件でお話できればと思います」	
	「少々お待ちください」		名指し人又は担当者に取り次ぎ指示を仰ぐ。
② 案内	「お待ちいたしました。どうぞこちらのお席におかけください」		応接室の場合、上座をすすめる
③-1 名指し人が 対応する 場合	「お待ちいたしました。××と申します。」		
③-2 代わりの者が 対応する場合	「お待ちいたしました。あいにく××は不在 にしておりますので、代わりに△△という者 がお話を伺わせていただきます」 (代わりの者) 「私、△△と申します。××が不在にしてお りますので、代わりにお話を伺います」		
③-3 不在を 告げる場合	「お待ちいたしました。あいにく××は不在 にしております。」		挨拶だけという来訪者でない場合は、念のため、名刺をお預かりした方が良いか聞く。
名刺を 預かる場合		「それでは名刺だけおかせて いただきたいのですが」	名刺だけおかせて欲しいという来訪者に対しては、取り次ぎの者が名刺をお預かりする。
	「かしこまりました。確かに××に申し伝えます」		来訪者が直接机に置きに行くのではなく、取り次ぎ者がお預かりする。
			名刺をお預かりするときは両手でいただき、来訪者の前で無造作に机においたりせず、大切に取り扱い扱う。
④ 挨拶	「失礼いたします」		丁寧に挨拶する。

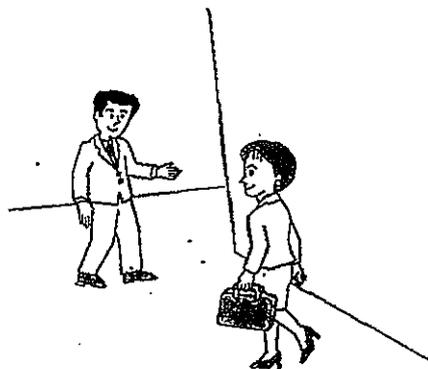
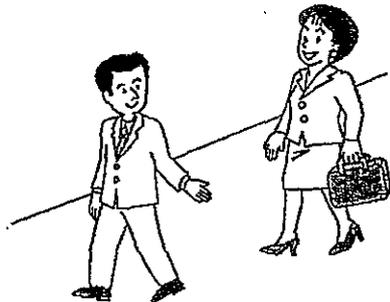
6 来客対応(補足) ご案内の仕方

○ 他の部署、会議室、応接室などへご案内する場合

来訪者に対して、「大変お待たせいたしました。〇〇へご案内いたしますのでどうぞこちらへ」と行く先を示してから案内する。

○ 廊下

来客の歩調にあわせて、斜め前を2、3歩くらい先にたって歩く



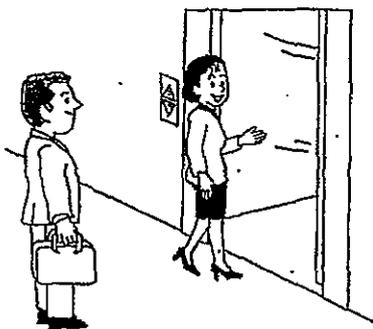
○エレベータに乗る場合

乗る前に「〇階でございます」と行き先階を告げ、来訪者より先に乗って「開く」のボタンを押し、来訪者が乗るのを待つ。

※すでに別の人が乗っている場合は、来訪者を先に乗せ、自分が後から乗る。

○エレベータを降りる場合

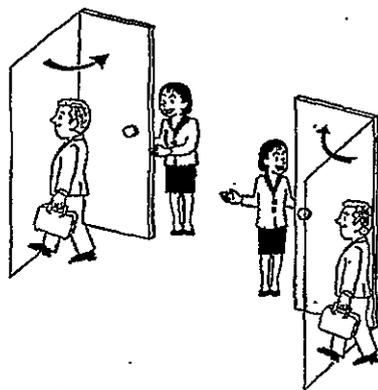
「開く」のボタンを押して「どうぞ」と来訪者に先に降りてもらう。



○応接室などに招き入れる場合

引きドアの場合は、ドアを手前に引き、軽く一礼して「どうぞ」と言って中に案内する。

押しドアの場合は、手でドアを押しつつ、自分が先に入り、入ったら身体を回して内側からドアを押さえて、軽く一礼して「どうぞ」と言って中に案内する。



7 訪問

準備

- 約束時間の10分前には建物に着いていること
→ 早く着いたからといって約束時間より大幅に早く訪問しない。
- 名刺、必要な書類がすぐ出るようにする。
→ 名刺は少し大目に用意しておく。
- 身だしなみをチェックする。
→ コートは入り口のところで脱いでおく。

	厚生労働省	先方	注意事項
①取り次ぎをお願いする	「失礼いたします。厚生労働省の〇〇と申します。お世話になっております。13時に××様にお約束いただいておりますが、お取り次ぎをお願いいたします。」		必ず名乗る。
		「はい、厚生労働省 〇〇様でいらっしゃいますね。少々お待ちください」	
②案内	「ありがとうございます。」	「お待たせいたしました。どうぞこちらのお席におかけください」	案内の人にも御礼を伝える。相手に椅子を勧められてから静かに座る。
③挨拶	「いつもお世話になっております。厚生労働省の〇〇です。本日はお忙しいところ、お時間をいただきありがとうございます」		相手が来たら、すぐに立ち上がり挨拶する。
④名刺交換			名刺交換は立って行う。相手より先に名刺を出す。いただいた名刺は無造作にしまったりせず、大切に扱う。
⑤用件			用件は要領よく、簡潔に話す。約束の時間をオーバーしないよう気をつける。
⑥退席	「それでは、こちらで失礼いたします。」		
⑦挨拶	「本日はありがとうございました。」		丁寧にお辞儀する。

8 メール発信

件名：一見して情報を伝えるものとする

【依頼】【提出】【至急】【送付】【回答】

基本形：

【回答】〇〇に関するお問い合わせについて	※ 一見して内容を伝えるものとする
〇〇市 〇〇 様	※ 宛先を記入する
いつもお世話になっております。	
昨日お問い合わせをいただきました〇〇については、	
…… △△のとおりとなっております。	
詳細につきましては、資料を添付しておりますので、ご覧ください。	※ 用件は簡潔に要領よく
よろしく願いいたします。	
厚生労働省 ××課 ××	※ 自分の名前を書く
(資料1) (資料2)	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	※ 添付ファイルは分かりやすく
<hr/>	
厚生労働省 ××局 ××課 ×× ××	
(TEL)00-1234-5678 (FAX)00-1234-6789 (E-Mail) ××-××@mhlw.go.jp	※ 連絡先を記入する
<hr/>	

注意事項：

- 緊急の場合、重要事項の場合、普段やりとりのない人には、メールを出しっぱなしにせず、必ず電話等で補足する。
- 容量が大きいデータを送る場合は、必ず相手方システムで受け取り可能か確認する。

窓口や現場における職員の資質向上関係の検討事項について

1 募集対象事項、審査体制等の枠組み

- i. 募集対象事項：各対象機関の業務の性格、現在本省として対象機関に特に力を入れて欲しいと考えていること等を考慮し、どのような事項についての好事例を募集するか。
- ii. 審査委員、審査事務局
- iii. 応募書式
- iv. 審査方法：書面審査のみとするか、対面プレゼンテーションを採り入れるか。
- v. 表彰のスケジュール：募集、締切、審査の時期
- vi. 表彰の実施方法
- vii. 実施要綱：上記の内容を盛り込んだ要綱を策定する。

2 好事例の伝播に向けた仕組み

受賞機関以外にどのように伝えるか、表彰事例が他に広まっているかを本省としてどう把握するか。

3 社会保険庁業務改革プログラムの取組のうち他の機関への応用可能なもの

対象機関ごとに応用可能な事項を選定し、適宜スケジュールを決めて取り組む（なお、最初は選定事項とスケジュールを事務局にご提出いただく。）。

厚生労働省苦情相談対応基本要領

1 苦情相談対応の基本考え方

厚生労働省に対しては日々苦情相談が寄せられており、その中には、個人の生命、健康、財産等に関わる問題を抱え、政策制度（サービスに係るものを含む）や制度実施に対して苦情相談を行うケースも存在する。そのような苦情相談については、政策制度やサービスの改善に向けた端緒として積極的に捉えることとし、当該苦情相談の内容を組織として共有した上で、具体的改善に向けた検討等を行うこととする。

なお、この要領上「苦情相談」とは、国民から寄せられた電話、来訪、手紙、メール等のうち「不満足」の意志が確認できるものをいい、単なる事実関係及び制度の照会を除くものとする。

2 苦情相談対応の基本について

(1) 苦情相談対応体制

苦情相談に対して、組織として情報を共有し、改善策を検討等するための体制を整備する。

(例1) 一次対応は苦情相談内容を所掌する係で行うとともに、組織的に情報共有し、改善策を検討すべき苦情相談内容について予め類型化する。例えば、①同様の内容の苦情相談が複数人から繰り返される場合は担当係内で、②①のうち、政策制度（サービスに係るものを含む）の改善を求めるものや、生命、健康、財産等への侵害に関わるおそれがあるものについては管理職まで共有した上で、改善策を検討する。

(例2) 一次対応は苦情相談内容を所掌する担当係で行うが、別に苦情相談責任者を定め、責任者が担当係から報告を受けて管理職まで共有する情報の仕分けや改善策の検討の進捗管理を行う。

(例3) 被害が重篤で個別事案にとどまらない可能性がある苦情相談が寄せられている場合に、専門窓口を設置する。重篤な事案や相談内容の傾向について管理職まで共有した上で、改善策を検討する。

(2) 苦情相談への一次対応と情報共有

苦情相談に対して、(1)の体制に基づき一次対応を行い記録を行うとともに、(1)の考え方に基づき情報を共有する。

(3) 苦情相談の分析と改善策の検討等について

上記(1)の考え方に基づき共有した苦情相談内容のうち、

- ① 政策制度（サービスに係るものを含む）への提言に対する苦情相談については分析を行い、必要な場合には政策制度の運用を含めその改善等を検討課題とする。
 - ② 政策制度（サービスに係るものを含む）の実施に対する苦情相談については分析を行い、必要な場合には実施機関への助言・指導、実施機関が集まる会議等で事例の紹介等を行う。
- (4) 実施機関との連携について
- 実施機関になされた苦情相談のうち必要なものについて本省で把握する方法を確立する。
- (例1) 地方支分部局に対して、監察や定期的な報告の徴収等により把握する。
- (例2) 一定の地方自治体を選び、当該自治体から定期的な報告を受ける等により把握する。
- (5) 所管外の苦情相談への対応について
- 所管外の苦情相談については、原則として、厚生労働省所管のものについては所管部局を案内した上で電話を転送し、厚生労働省所管外のものについては、所管部省庁（部局）に申し出るように説明する。

24 時間、365 日の危機管理体制に関する方策及び健康危険情報の収集
分析機能強化等の方策について

1. 標記事項については、「厚生労働省の在り方懇談会」の中間まとめにおいて、次のように提言がされているところ。

- 厚生労働行政には、医薬品・食品の安全性確保、感染症対策、災害救助など国民の健康・安全に関し危機管理が求められる分野が存在。緊急事態が生じた場合に備え、適切な対応が可能となるよう、危機管理能力を高めることが必要。
- このため、国として組織体制を強化するとともに、国・自治体・民間の役割分担を明確化し、協力体制を整備するなど、危機管理のための相応の仕組みを整えることが必要。また、国民の安心を実現するためには、国民へ正確かつ迅速に情報を提供する体制を確立すべき。さらに、グローバルな視点から、海外の感染症発生状況を把握する一方、国際機関と即時に連絡調整し、我が国で事態が発生したときの海外への発信体制を強化するなど情報収集・発信体制を強化すべき。

2. 上記提言を受けて、各部局は下記の留意事項に従い、危機管理体制及び健康危険情報の収集分析機能強化等については、平成 21 年度中に検討を行い、その結果を踏まえ、可能なことから着手すること。

【① 24 時間 365 日の危機管理体制の構築】（官房厚生科学課、関係部局）

- 1) 休日夜間でも危機事案に迅速に対応できる 24 時間 365 日をカバーした危機管理体制について、検討を実施すること。主な検討事項は、連絡体制、IT 機器の充実、現地派遣等の対応方針の構築等であり、具体的には、下記の例示にしたがって検討を実施すること。

<具体的な検討例>

（連絡体制）

- ・想定される自然災害及び健康危機事案について、省内、関係省庁、都道府県等との情報連絡体制の確認、必要があれば体制を整備（特に休日・夜間の体制）。

（IT 機器の充実）

- ・外出先や休日夜間においても、担当者が重要メール及び添付ファイルを読むことができる 3G スマートフォンなどの公用携帯電話等のモバイ

ル機器や、休日夜間に自宅等で作業可能とするためのテレワーク端末等、公用のIT機器の充実（関係部局に複数台数を整備等）について検討を実施。

（現地派遣等の対応方針の構築）

- ・ 職員の現地派遣などの対応方針について、休日夜間においても意志決定が可能なよう方針案の策定、意志決定手続を構築。
 - ・ 実地疫学調査に派遣される国立感染症研究所の FETP-J (Field Epidemiology Training Program Japan) について、旅費等の経費は派遣依頼元（自治体等）が原則負担していることから、自治体等からの依頼がないと実地に出向いていけない状況。そこで、厚生科学課及び国立感染症研究所等で FETP-J の活動経費のあり方について検討し、自治体等と連携を図りながら厚生労働省が主体となった FETP-J の現地派遣が可能となる対応方針を構築。
- 2) 上記検討を踏まえ、必要な組織・定員要求やIT機器の整備等については、可能なことから着手すること。

【②危機関連情報の収集・発信体制の強化】（官房厚生科学課、関係部局）

1) 国立感染症研究所等と連携した情報集約方策について

- ・ グローバルな視点から発生が懸念される新型インフルエンザ等の感染症発生状況を把握するために、感染症健康危機管理実施要領に基づき、国立感染症研究所と関係部局（特に、健康局結核感染症課）とが連携した情報集約方策の充実等について、健康局結核感染症課を中心に検討を実施すること。

2) 健康危険情報の収集分析機能の強化について

- ・ 健康危険情報の収集分析機能の強化については、国内の情報、海外との情報と大きく2点に分けて整理し、健康危機管理実施要領等を踏まえ、検討を実施すること。

<国内の情報>

- ・ 健康危険情報については、例えば、感染症については健康局結核感染症課、医薬品等については医薬食品局安全対策課、食品については食品安全部と、健康危機管理実施要領に基づき、関係部局において収集分析しているが、休日夜間体制の確認など自治体等との情報連絡体制の確認を行うとともに、必要があれば体制の強化及び整備について検討を実施すること（特に、休日夜間体制について、確認及び検討を必ず行うこと）。

<海外の情報>

- ・ 海外からの健康危険情報については、WHO（世界保健機関）の IHR (the International Health Regulations : 厚生科学課が IHR の National

Focal Point) や INFOSON(International Food Safety Authorities Network : 食品安全部が対応) に基づく情報交換等の他、国際課経由大使館ルートなど、関係部局において収集、分析しているが、時差や祝日の違い等を考慮した体制の強化及び整備について、検討を実施すること。また、上記WHOのネットワーク等により、海外への情報発信についても、その体制強化について検討を実施すること。

3) 省内健康危機管理調整会議の充実等についての検討について

- ・健康危機管理基本指針等に基づき実施されている健康危機管理調整会議の充実等について、検討を実施すること。
- ・具体的には、健康危機管理調整会議について委員等の見直し、健康危機管理基本指針や健康危機管理実施要領等の改訂などについて、関係部局と調整しながら検討を実施すること。

4) 上記検討を踏まえ、充実・強化策等については、可能なことから着手すること。